家電リサイクル法の見直しに関する意見募集（第2回）結果について

○ 意見募集期間　平成18年8月29日（火）～9月15日（金）
○ 9月15日（金）までの応募総数　113件

	意見内容
1. 現行制度の評価	○法の目的が現行法では充分達成されていない。達成される仕組みに改定すべきである。 理由1　国内家電メーカー出荷台数に対するリサイクル実施台数（率）がエアコン、テレビに於いては非常に少ない。 理由2　リサイクル料金排出時消費者負担であるがゆえに。 ①不当投棄の増加 ②廃品回収業者の無料回収 ③リユースとの名の元に中古品輸出が増加している。 理由1で冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機のリサイクル率が高いのは上記の行為が少ない為と思われる。
	指定引取場所Aグループとして廃家電を受け取っている者の立場からの意見です。 以前から、この情報はありましたが、最近特に「いらなくなった廃家電を無料で引取ります」とスピーカーで放送しながら廻っている車があるが、いつ、こちらの方に廻ってきますか？と個人から電話による問合わせが多くなっています。 個人の持込み者からの意見で多く聞かれる事は ◎ こんなに面倒で、高くつくらいなら、山に捨てたほうがいい。 ◎ このリサイクル料はお宅の儲けか、儲かっていいね。 ◎ タダで引取ってくれる業者がいるようだが、正直者がバカを見る法律だね。 ◎ ○○○○電器はタダで引取ってくれる。 ◎ 何故、そちらから取りに来てくれないのか。 町の電気屋さんから聞かれる声は ◎ 引取った廃家電を外に置いておくと、朝になって見ると、冷蔵庫以外の状態の良さそうな物が無くなっている。特に、エアコンは良くても悪くても無くなる事が多い。こっちは外に置いておく方が助かる。 ◎ 最近、エアコンの持込量が減っているだろう。エアコン中心に1，500円位で買い取っていく業者が電器屋を廻っているから、結構、多くの電器屋が出しているよ。 （この情報を持ってきた電器屋さんは「後が面倒な事になると怖いから、私は出さないけどね」と言っていた） 等々です。これらの意見を総合しますと、リサイクル料金に不満がある、一方では有償、又は無償で廃家電を引取っていく業者がいるのにわざわざリサイクル料を支払い、持ち込まなければならないか、という片手落ち、ともとれる側面に対する意見だと思います。又、家電リサイクル法が施行されて5年が経過しましたが、まだまだ一般の方々に周知徹底されていないのが現実で、何故？何故？という疑問がぬぐいきれないようです。テレビ等のメディアを通して、分かりやすく、国民に知らせる事が必要だと考えます。 個人の方から「正直者がバカを見る」、という意見が出るような法律であってはならないと思います。「家電リサイクル法に添った処理方法」以外に、この方法は良いが、この方法ではダメ。という「別の方法」があるべきではないのです。テレビ1個を処分する方にこの方法を選ばせるべきではなく、家電4品目については法に添った処分をする、と明確化するよう、部品だけの利益を得る業者、貿易に出し利益を得る業者に対する何らかの規制策を打ち出す事を希望いたします。
	【小売店は第10条（引渡義務違反）を犯しているのではないか】 小売店による引取りが、約1653万台と推計され、その内製造業者に引渡されたのが1162万台となっている。 明らかに、今議論の的となっている「見えないフロー」の半分近くの原因となっており、この部分を正す必要がある。 対策案としては、中古品として販売できたもの以外は全て小売店自身が排出者となって家電リサイクルのルートで処理することをより徹底することが重要と考える。違反に対しての罰則を強化せざるを得ないと考える。
	・家電リサイクル法ルートに乗らず、現行の法制度等で十分に把握できていない特定家庭用機器の「見えないフロー」の全体像を把握し、課題を明らかにした上で、適正に特定家庭用機器のリサイクルが行われるような総合的な対策を講じることが必要との意見については、賛成。また、家電リサイクル大阪方式のように、家電リサイクル法ルートに乗らずとも、適正に特定家庭用機器のリサイクルが行われている「見えるフロー」が一方で存在していることを踏まえ、より積極的にその活用（再生資源業者の活用）が図られるよう、家電リサイクル法の枠組みを見直すことが必要と考える。 ・不法投棄対策の強化については、投棄者の特定など、「見えないルート」の把握とその解明に努める中で、より効果的な方策の検討がなされるべきと考える。

意見内容
リサイクル料金の負担時期について。現行の排出時徴収に賛成します。これまでの様に現行システム継続の場合はユーザーの排出･廃棄する意志によりお店～リサイクル券が貼られて、リサイクルプラントに直ぐに運ばれるがリサイクル料金が前払い方式の場合、例えばA商品を購入時に新品を使用後にリサイクルするのかリュースされるのか難しい判断が必要となり、ユーザーはリサイクル料金を購入時に支払いをするがユーザーが使用後、このままではどこかでどなたが”モノはとりあえず不要に（仕分けし、価値が無くなる）まで（リュース？）ルート”等に乗せて”集める”のではと推測します。つまり、前払い方式は搬送費を除き廃棄時のリサイクルコストが掛けずに、リサイクルプラントへ処理依頼が可能になる為、この”集める”業者は、このA商品の廃棄時の処理コストリスクは大幅に削減出来、”価値ある廃棄品”として、法律枠外で回収する（集める）システムに乗り、新商売として増加し「見えないフロー」の渦に取り込まれる可能性が予想されます。さらに「見えないフロー」の拡大が予想され、現行の家電リサイクルシステムが崩壊しない様現行の排出時徴収に賛成します。
現在、回収率５０％の法定リサイクルされている廃家電に消費者はリサイクル料金を支払っている。 販売時負担になると、法定リサイクルされていない５０％に対してもリサイクル料金と称する費用を負担することになる可能性がある。行き先のわからないものに費用を払うことはできない。見えないフローを完全に見えるフローにしていただきたい。
最近、休日には必ず“無料回収車”が回ってくる。「“無料”と言いながら、実際には何らかの理由をつけて有料で引き取っている。」とも聞く。このようにして引き取られた廃棄品がどのように処理されているのか、行政官庁の権限と責任できちっと調査すべきである。また、不法行為は法律の改正を含めて厳しく取り締まっていく必要がある。 廃棄された量の約半数しかメーカーの引き取り場所に返っていない実態は放置できない問題である。
･「見えないフロー＝不法投棄＝排出時負担が原因」は単純化された図式だと思う。個人排出者が自ら不法投棄を行うことは、不法投棄のためにどのように行動するか（山間部や田園地帯の人目につかない場所までわざわざ運んで行く）を考えれば、難しいのでは？少なくとも、２人のうちの１人までもが不法投棄をしようと考えるだろうか？購入時負担に変わったとしても、正規のルート以外のフローを目的（不法投棄含む）とした回収業者が淘汰されるとは思えない。 ･制度がスタートして５年というのは、まだ日が浅い。まだ家電リサイクルに排出した経験のない人も多いと思われ、手続きが十分に理解されていないのではないか？都市部を中心に巡回している業者は、「痒い所に手が届く」対応をしている。メーカーとしての啓発努力が足りない。取扱説明書に手続きを説明するパンフレットを添付すべきである。（現状では取説の末尾に簡単に書かれているだけ）理解が進めば、適正なルートでのリサイクルが進むと思う。
･「中古品輸出」について（何故か資料３の10項目の課題に無い。） 中古品輸出の可否判断がない。見えない部分の半数強を占める。対応を明確にするべき。 仮に不可とした場合、不法投棄の課題と同様、厳しい罰則規定を設けないと、経済原則が優先し、地下経済を助長する可能性がある。また既存輸出業者の死活問題をクリアできるか。料金回収「販売時負担方式」で輸出が止まると考えているなら、根拠を明確にするべき。 仮に可とした場合、料金回収「販売時負担方式」下では、小売業者が買替えを伴う販売時リユースと廃家電再商品化との区分が不明確のため、輸出価格の範囲内の下取り価格での販促対応が容易となり、大幅に輸出が増加し、再商品化にまわるものが減少する可能性が高い。（現状は、廃家電品を輸出ルートにリユース品として乗せることを躊躇している小売業者が多数ある。） 廃家電家の正規ルートでの輸出については輸出データを登録し管理する必要がある。 更に負担金納入者の心理として、負担金は国内での再商品化のための負担金であるという考え方や、輸出業者も国内で明らかに再商品化していないので、負担金を返金するべきという主張が出た場合その対応ができるか。その場合、返金を輸出業者の利益にするのは理に反すると思われる。本来、負担金額を設定するときに、輸出数量を差し引いて計算するべきであるが･････。算定が困難と思われる。 産廃処理台数は許可自治体が全数掌握するべきである。また、不適正輸出の温床となっていないかのチェックも含め自治体の責任を果たすべき。 ･料金回収「販売時負担方式」での最大の問題。 中古品と廃家電の区別が困難⇒廃掃法の規制逃れの危険性。 小売業者は排出時に先ずはリユース（中古品輸出）を選択し、当該ルートに乗らないものだけを、廃家電として製造業者に引き渡す。現在は排出時に料金回収の関係から比較的着実に家電リサイクル券管理を行っているが、本方式は排出時に「金」が無関係になり、一連の管理が甘くなる可能性がある。（排出者にリサイクル券が渡らない＝リユース扱い） 中古品輸出不可のモノが産廃処理され、その残渣が海外流出される危険性が大、最後に産廃処理不可のもの（処理コストと収集運搬交付金との比較、又は業者が近所に無い）だけがリサイクル券の発行がなされ、製造業者処理に回り、収集運搬料金の交付を受けることになる。したがって、中古品の輸出と、不適正処理残渣の海外流出を助長する結果になる危険性があり、見えないフローが更に増加すると言わざるをえない。

意見内容	
1. 現行制度の評価	不法投棄の議論は、「木を見て森を見ず」の典型的な例である。第3回審議会で、神戸大学の石川雅紀委員が発言されたように、家電リサイクル法はそもそも何故新しいシステムを作ってまで変えたのかというと、資源の有効活用と共に、廃棄物処理に関る汚染の問題を防ぐことにあり、1～2%程度の不法投棄ではなく、見えないフローの数百万台に及ぶ不明の廃家電品をどう解明するのかにあると思う。自治体が主張している不法投棄は主に個人の不法投棄であり、むしろ、ビジネスとして営利で行っている不法投棄の方が量的にもはるかに多く、これを解明することが優先されるべきであると思う。そういう意味で、見えないフローの解明を優先することは正しいアプローチ方法だと考える。尚、不法投棄は違法行為であり、これを取り締まるの権限は自治体にあり、民間にはない。自治体が本腰を入れて取り組むべきであり、これをリサイクル料金徴収方法の変更に使う手法は本末転倒である。
	実態が継続的、客観的に把握できるような制度構築が必要（特に廃棄物に関して）と考えます。 （理由） ・第4回の資料によれば排出総数を2287万台と推計し、諸データを用いて差額を推計、その他の処理として約331万台～832万台と推計している。本推計は差額で推計したものであり、廃棄物処理の数量は実態数字を把握できるようにすべきである。 ・製造業者等は家電リサイクル法により再商品化等をおこなった特定家庭用機器廃棄物の総重量等の帳簿記載義務、保存義務があり、基準値の達成状況については公表を求められている。また管理票保存の義務があり、管理票には排出者名の記載が義務付けられている。 ・家電リサイクル法と同様なレベルの義務を廃棄物処理業者に課すことにより、「見えないフロー」のうちの処理業者により処理された特定家庭用機器の量、及び引取った量、再商品化等の実施により回収された資源の量を、見えるように検討すべきである。 ・中古品輸出についても特定家庭用機器毎に数量把握ができるようにし、実態確認ができる仕組みを構築すべきではないか。 ・廃棄物処理業者が扱った特定家庭用機器については、家電リサイクル法と同じレベルの管理票記載・保存、リサイクル義務、帳簿記載等の義務を課し、行わなければと違法とすれば、適正な処理が促進されると思われる。 ・今後、現行法の見直し（資料2にある料金負担方式）を進める場合にも、「見えないフロー」の継続的、客観的な把握ができる体制の構築が、見直しの効果を判断する際には必要となる。これがない場合は今回と同じように、どこに問題点があるかを判断するために調査が必要となり、時系列的な政策評価が困難となるのではないか。
	現時点で見える部分と見えない部分が有ると思いますが整理し、見えないフローを明確にして欲しいと思います。フローの不適切な部分を把握することが先決と思われます。
	・無料回収や安い処理業者へ流れるのは当然であり、家電リサイクル制度のシステムに問題があるのではないか。 ・制度見直しに当たっては、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回す努力が必要ではないか。 という意見があるが、その見えないフローへの課題意識には同調するが、課題があるのは市民の遵法意識の欠如であり、リサイクルや適正処理にはお金がかかるという現実の共有がまだまだ不十分である結果と理解すべきだと思う。 ・家電量販店の半数以上は電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセについて既に回収を行っており、これら製品を対象に追加すべきではないか。という意見もあるが、このようにリサイクル法もなく、自らがリサイクルする能力を有しない販売店が実施するような回収が最も見えないフローの起源として怪しいのではないか。
	見えないフローの全体像を明確にし、国内中古市場といわれるものの実態を解明・分析し、課題を明らかにするとともに、いかに家電リサイクル法ルートに乗せてそのルートでの回収量を増やすかについて、しっかりと議論・審議をして頂きたいと思います。
	・不用家電の回収・処分で高額な料金を請求するゴミ回収・処分業者に対する対策の充実を。 不用家電の回収・処分に関して不当に高額な料金を徴収する事業者に関する相談が、消費生活センターに多く寄せられています。東京都内では「不用な家電製品等を無料又は格安で回収」などというチラシを配布したり、車で放送しながら回っている事業者が多く見受けられます。しかし、実際に消費者が回収・処分を依頼すると、思いがけない高額な料金請求をされる場合があります。驚いて断ると、「いまさら帰れない」などと居座り、怖くなった消費者は断りきれずにやむなく支払ってしまいます。「リサイクルショップ等で販売する」等と称することで、家電リサイクル法による本来のルートを外れた処理を許されているものと思われますが、消費者被害を防止するため、こうした事業者に対する何らかの対策がとられることを要望します。 ・消費者向け広報の充実を。 「不用な家電はどのように処分したらよいのか」「不用品無料回収といって軽トラックが町内を回っているが、そうした業者に渡しても良いのか」などの相談が消費生活センターには寄せられています。家電リサイクル法施行後、既に5年が経過していますが、未だに家電リサイクル法対象の四製品の処分方法について知識を持たない消費者が多く存在しています。不用品回収・処分業者による高額請求という被害を防止するためにも、消費者に向けた更なる広報活動の充実が必要と考えます。なお、チラシ等で知った不用品回収・処分業者に引き渡すことは、適正な家電リサイクルが実施されず、不法投棄につながるおそれがありますが、その認識も消費者に不足しているようです。リサイクル券をきちんと交付する義務が事業者にあることについても、消費者の理解は不足しています。以上2点について、意見・要望を申し上げます。

意見内容	
1. 現行制度の評価	排出者が義務外品の引き取り者（場所）が分からず不法投棄になっている場合があると考えられる。義務外品について、自治体での引き取りの義務化（現行では引き取らない自治体が70%、引き取っても収集運搬料金が約2,200円前後と高い）、または、販売店での引き取りを義務化を実施するべき。これにより、個人の不法投棄は大幅に削減可能と考える。買い子により集められた廃家電から必要部品等を回収し、残りを不法投棄する場合が考えられる。中古品輸出を含むリユースのあり方について議論し法制強化すべきである。家電リサイクル法とは別の問題であるが、海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係するため、日本として国際的にも対応する必要がある。
	「見えないフロー、料金前払い」に関する意見 大変残念なことですが、廃棄物の世界には、長年の社会の歪が集約された「裏の世界」が存在しています。それは単純に「リサイクル法施行前からの再生業者」のことを指しているわけではありません。そこには様々な業者や人々が存在します。公式公開の委員会の場面で、このことについて発言できる人はいないでしょう。しかし、このことは、事実として認識しておかなければなりません。「見えないフロー」の実態を明確にすることは、必要かつ大事なことですが、それをベースに、性急に回収率１００%を目指したシステムを作ってしまうと、大変困難な事態が起こる可能性があります。急に高い回収率を追求するということは、「裏の世界」を否定することに繋がり、社会の歪が一気に表面化し、リサイクルとは全く別の巨大な問題が浮上してしまいます。 現行制度の「5年間で回収率50%」の実績は、上出来だと評価すべきです。順調に稼働し始めている、現行制度を地道に継続し、回収率を少しずつ向上させていく取組みこそが、現実的です。「裏の世界」を是正していく取組みは必要ですが、それは年数をかけて、一歩一歩取り組んでいくべきであって、5年程度で急速に成果を求めることは不可能であると思いますし、制度を変更してまでの性急な取組みは、予想もしない別の社会問題に発展する恐れが大きいと思われます。また料金払いが「前払い」になった場合、個々の小規模な「裏の世界」の様々な業者が処理費用の支払いを求めて、資金管理団体やメーカーに、日々接触にやってくることが考えられます。それを、否定することは不可能です。また、一件一件の真偽を確認することは、大変困難であるとともに、面談対応すること自体が、極めて厄介であります。その対応、手続き、処理に対して、膨大なコスト・手間・労力が必要になってくることが予想されます。「前払い」を主張する方は、こういった問題まで考慮してくれているのでしょうか。そこまで考えての発言なのでしょうか。そこのところは、無関係だと逃げるのであれば、「前払い」は無責任極まる発言となります。現行制度は、着実に稼働しているのです。性急な成果を求めての制度見直しの結果、大きな混乱を招くよりも、時間はかかっても、現行制度を着実にステップアップさせていくほうが、結局は早く大きな成果に結びつくものと考えます。
	見えないフローとしてフロン回収等を行わずに分解、破砕されるなど不適正に処理されている点について 温室効果ガスの排出権取引を利用して、政府がフロンの適正処理による改善効果を排出権取引で利益に変えてプールし、それを適正処理業者に処理実績に基づいて処理費見合いのお金を支払う仕組みを作れば、適正処理業者は有価でフロンを引き取ることができるようになり、フロン回収率はあがると思います。また、処理実績の信頼性の担保として、電子マニフェストのような仕組みを設ければいいと思います。
	リサイクル料金を排出時徴収から販売時徴収に変えることは、「見えないフロー」を増やしてしまうので、反対である。これまでは、リサイクル券が張られていれば、小売店から基本的に、指定取引場所に運ばれていた。もし、販売時徴収にすれば、どれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのかは小売店の判断に任される。これにより、小売店では、見かけ上中古家電として大半の使用済み家電を、リユースの名目で「見えないフロー」の輸出ブローカーに流すことが以前より簡単にできることとなる。 有価物の入手を狙う輸出ブローカーに流れる使用済み家電品は増加し、不適正処理の温床となり、Eウエイスト問題を大きくさせてしまうと考えられる。一方、リサイクル料金が販売時徴収になれば、上記の「見えないフロー」の強大化により、メーカへの回収率は低くなっていくものと予想される。企業のイメージアップとはいえ、せっかくここまで、家電リサイクルに真剣に取り組みリサイクル技術を向上してきたメーカへの回収率の低下を防ぐために、リサイクル料金の排出時徴収を継続することを要望します。 メーカへの回収率をUPする方法 現在のメーカへの回収率を高めるもっとも良い方法として、「見えないフロー」への立ち入り・実態調査を強化し、違法者を徹底的に検挙していき、「見えないフロー」の撲滅を図る努力を政府主体で実施して頂くことを要望します。環境を汚して、儲ける企業・人に厳しい対応を。
	見えないフローの不適正な部分を是非クリアーにしてほしい。それに特化した対応であれば　システムを大幅に変えなくて良いはずではないか？不適正な事をする人の取り締まりをまずすべきそれをせずして逆に助長するようなー正直者が馬鹿をみるようなーシステムに変えるなどは理解しがたい。

意見内容	
1. 現行制度の評価	リサイクル料金について、「前払い」「後払い」の論議があります。 今まで後払い方式で行われて来たのですから、今後も同じ方式「後払い」を継続していくべきです。 途中でシステムを変更したのでは混乱を招く上に、今まで築いてきたシステムを変更すると言う事は、新システム構築に再度コストがかかり、その分の余計な経費が必要になります。ですから現行のシステムを継続していくべきです。 また「廃棄時廃棄者負担」という事で、廃棄をする時に料金を支払うということは、国民の環境への意識を高める為にも最適の方法だと思います。前払いでは環境に対する意識が養成できません。 また、住宅地を無料回収車が巡回し、家電商品のみならず粗大ゴミまで回収しています。 この回収された商品は、何処へ行くのでしょうか？多くの商品が中古品として国外に輸出されていると聞きました。このまま放置をしていても良いのでしょうか？そうは思いません。 中古品の輸出についても何らかの規制・法的措置が必要です。 定められたルート以外で、商品を廃棄をするということは法律違反です。国民として法律を守る義務がありますので、キチンと定められた方法で処分をしなければなりません。 家電リサイクル法が何故必要なのかと言う事を、国民が理解をしなければなりません。ですから、以前は行政が行っていた処理を今はメーカーが行っているのです。その分の経費を、消費者に対するリサイクルを含めた環境教育の普及啓発に傾注し、地球温暖化 防止の為に積極的に推進をして頂きたいと考えます。今後とも、行政・企業・消費者とそれぞれの立場で協力していかなければならない問題と思います。
	料金徴収方法を前払いへ変更しようとする動きがあるが、現状の排出時支払いが適切であると考える。 現在排出される家電4品目に対して、5割は見えないフローへ回っていると言われている。現行の後払い方式のために排出者がリサイクル料金の支払いを嫌がり、見えないフローへ回している。だから前払い方式にすればこの問題は解決するとの意見がある。 しかし、実際は前払い方式はむしろ見えないフローを増やすことが懸念される。リサイクル券が本体に貼られていれば、それは指定引取り場所へ運ぶしかないが、前払いとなればどれがリユース行きでどれがリサイクル行きなのかは分からず、輸出業者の判断次第でどうにでもなってしまう。結果、前払いへの変更は見えないフローはますます増やしてしまう可能性がある。 また、小売業者から見えないフローへ流すことは法律違反であることを認識させることが必要だと思う。小売業者は引き取った家電品についてはリユースにまわすか、指定引き取り場所へまわすしかないことになっている。小売業者が上記のルート以外に回すことは法律違反であることを示すことは大事だと思う。
	リサイクル料金の負担方式について販売段階で負担を行う方式（販売時負担方式）にしたほうがいいとの意見がありますが商品価格に合算されると 1.消費者のリサイクルの意識がうすれる。 正規に廃棄する場合でも、運搬料金が必要な為面倒くささもあり不法投棄が無くなるとは おもえない。 不法投棄は犯罪行政で厳しく取り締まる必要がある。 2.販売側は、販売価格が高くなりリサイクル料金の加算が出来なくなるのではないか。結局は仕入れを下げる為メーカーに負担させようとするのか。 3.収集したリサイクル料金を10年以上にわたって管理できるのか。見えないフローといわれるものとの関連はどうなるのか 色々な問題があり5年間やってきた排出段階で負担を行う方式（廃棄時負担方式）は変えないほうがいい。
	現状の定着した家電リサイクル法の仕組みを変えることより海外への不正輸出・不適正処理の実態を調査し対策する方が重要と思う。最近も、冷蔵庫・エアコンなどの「無料回収車」が回ってきているが、壊れていても引き取っている。適正にフロンを回収しているのか？冷蔵庫の断熱フロンは回収しているのか？地球環境のことが心配。不法投棄の率を議論する以前に見えないフローを調査して欲しい。まじめに、リサイクル券を貼ってお金を払っているのが「ばか」みたいにならないようにして欲しい。
	見えないフローの不適切な部分を是非クリアにして欲しい。それに特化した対応であればシステムを大幅に替えなくても良いはず。どのような見直しをするにしてもそれを実施する事によるメリットとデメリットを具体的に数字で示すべき。見直しに要する費用と改善される金額換算を提示すべき。
	一部が私たちリユース業界に流れている可能性もあり、リユース業界を挙げて実態解明に協力したい。 また、大部分の無料回収者は、元ちり紙交換業者で、紙や鉄より割が良いので家電に鞍替えした古物商免許を持たない者と見られ、ほとんどが不正輸出されているのではないか。私たちリユース業界には、中古品を適正に輸出している業者も多く、廃棄時の処分方法の指導を行うなど、輸出先の環境に十分配慮している。海外では日本の中古家電の需要も多く、適正な輸出を認め、不適正な輸出を許さない体制整備が必要ではないか。「見えないフロー」の議論に中古品が含まれているが、私たちリユース業界の立場からは、「見えない」のではなく、制度が「見ていない」だけではないかと考えられる。中古品市場が現存する以上、見ていただかないとＰＳＥ問題の二の舞になるのではないか。私たちリユース業界も、見ていただけるように協力して参りたい。

	意見内容
1. 現行制度の評価	見えないフローが半分以上存在することは問題であると思う。そもそも半分以上の例外を認める法律など、あってはならないはずである。法のもとで不公平感などあってはならないと思う。すぐに実態を解明するべきである。実態を解明することが困難であるかもしれないが、実態の解明なしに、この家電リサイクル法見直しの議論は前に進めるべきではない。急いで結論を出す必要性は全くない。この法律は関係ステークホルダーそれぞれが痛みを伴うことによって成り立っているはずだが、そうでないことが白日のもとに晒された以上、そこを避けて通ってはならない。法の主旨は大変すばらしいものであるので、今回の議論において是非とも、社会システムとしての家電リサイクルをローコストで運営出来るよう、関係ステークホルダーの議論を深め、全関係者の一致点を見いだして欲しい。この5年間の運営システムを見ると、消費者は当然負担すべきリサイクル料金及び収集運搬料金からのがれようと知恵を働かせているようですし、小売業者は物理的な手間がかかる引取り・引渡しにおいて手を抜こうとしてきたきらいがあるのではないかと。メーカーのみが、愚直に処理施設への投資と環境配慮設計の促進を行ってきた訳だが、肝心のモノが半分しか集まらなかったので社会システムになっていないのも同然である。そうなってしまったのは、偏に、経済産業省や環境省をはじめとする行政の怠慢に他ならない。消費者への啓蒙、小売業者へのより厳しい罰則規定の適用または社会への公表による制裁をもっと徹底していかないとこのシステムはザル同然と揶揄されても仕方がない。 リサイクル料金が高い安いの議論も出ているが、それは現状の回収実績での料金が高い安いの議論であって、見えないフローをシステムに取り込むことが可能かどうかの議論をすべきである。まずもって、ローコストの社会システムをどうしたら構築出来るかの制度設計の議論に基づいてリサイクル料金が算出されるべきである。その際、一部の審議委員の中で前払いが後払いよりも良いとおしゃっる方がいるようですが、後払いであれば、実際、本当に排出する時にかかる費用は払わなければならないということの納得性は消費者には100%理解出来るが、前払いになった時、家電リサイクル法の本来の主旨の一つである製品の長期使用ということにそぐわないのではないだろうか。また、前払いになったとして、それが中古品として輸出される時にリサイクル料金は本来、リファンドされなければおかしいですよね。そのようなことが出来るとは思えないし、そうでなければ不公平感の一因になるでしょうし、そのような煩雑な手間ひまをかけることが国家統一システムの中で本質的に重要なことでしょうか。要約すると、見えないフローの実体解明がまずもって重要である。次に、系外への流出が問題であるのは自明の理であるからして、それをなくす制度設計をすべきである。その中で安上がりな社会システムのための料金のあり方、及び徴収方法を検討するべきである。そこから見えてくるのは、安上がりなシステムの中で、現行の後払いを継続する、但し、その安上がりなシステムにおける全体コストに基づいて料金が決められるべきではないかということである。そこまでの議論を行わずして料金の高い安いを論ずるべきではない。
	無料引き取りが横行して、一部の古物商の置き場に指定4品目が山の様に積んであるが、それがどうなっているのかとても心配である。正しく処理されるように再点検をする必要があります。
	料金前払い制度が一番の効果。今、家電業界のメーカー出荷に対する販売割合は量販70%地域店30%とも言われている。量販店にリサイクル法の完全遵守と指導強化したら「見えないフロー」対策の大きな前進になると思う。不法投棄対策の強化、「見えないフロー」対策の為にも引き取り場所、A，Bの統一こそ急務。
	中古製品として利用されるには、機能動作、安全確認がされているものが輸出さるべきです。PSEを輸出品にも適用するなど中古品輸出のルール化を進めるべきだと考えます。検討項目の中に「中古品の位置づけ」を制度上に位置づけるよう課題に盛り込むべきです。
	・現システムは、国民に受け入れられ、家電リサイクルの制度は定着してきた。消費者のリサイクル意識もさらに高まっている。現行法は、一部廃棄家電の運搬（流れ）ルートが不明確であるため製造業者にものが帰ってこない。買換え以外の運搬ルートは、確立されていないため見えないフロー（無料回収、中古輸出、不法投棄など）に物が流れている。ここが現行法の改善点である。自治体の役割に引取引渡し義務を付加し、買換え以外の廃棄ルート：消費者→自治体→製造業者を確立することが必要である 。 ・購入時、料金を支払うことで不法投棄が減るとは思えない。料金の支払い方を検討する前に、不法投棄や海外輸出など見えな いフローの流れを解明し、現問題を改善することが必要である。前払い制にする事は、消費者のリサイクル・環境に対する意識を下げることになる。消費者は商品を廃棄する時、10年以上前に支払ったリサイクル料金など意識はない。商品を廃棄する時リサイクル料金を支払うことは、3Rや循環型社会、リサイクルを再認識することになる。廃棄時にの支払いは、処理に必要な費用を支払うことになり、最も公平な方法である。
	家電リサイクル法独自の処理基準、認可制度の創設 現在、特定廃家電の収集運搬、リサイクルに当たっては、廃棄物処理法の処理基準が適用され、リサイクルの円滑な運用を図るために、特例措置を講じて対応している。しかし、現実には家電リサイクル法のルートに乗らず、現行の法制度等で十分に把握できていない特定廃家電の「見えないフロー」が相当割合に上っている状況である。また、地元自治体においても、廃棄物という位置づけのために、収集運搬において行政と民間の役割の混同等が見られ、管理・監督をしにくい状況である。今後、拡大する方向にある家電リサイクルを安定的に進めるためには、特定廃家電の位置づけを「廃棄物」から「リサイクル品」に変更し、家電リサイクル法独自の処理基準、認可制度を創設し、対応することが必要である。

意見内容	
1. 現行制度の評価	無料回収を規制すれば減少すると思う
	･家電リサイクル法の見直しの前提として、見えないフローの全体像を可能な限り把握し、リユース市場（国内中古市場、及び海外中古輸出市場）を解明し、課題を明らかにすると共に、出来る限り家電リサイクル法ルートに乗せる方策に関し、慎重な議論･審議をお願いしたい。 ･法施行後5年が経過し、年々着実に回収台数が伸びてきており、排出時排出者負担方式が定着化している。また、排出時排出者負担は処理発生に一番近いタイミングで必要な費用を徴収でき、最もシンプルで公平な方式と考える。徴収方式に関する議論をする前提として、見えないフローの全体像の解明とその対策が先決であると考える。
	家電品の不法投棄が法施行前後で不法投棄が４０％増えているとのことですが、これは無料回収業者が不要な家電品を捨てているからではないですか？リサイクル料金前払いになったら、無料回収業者が不要な家電品を無料でリサイクル出来るようになるのですか？でもそれだとその製品を買った消費者がリサイクル料金を払うのは、中古品を集めて、それを売る商売をしている人のためみたいになりませんか？私は、中古業者の為にリサイクル料金を払いたくはありません。もし、前払いを払って、中古業者に持っていって貰ったものは、前払いの払い戻しはあるのでしょうか？もし払い戻しがないなら、不公平と思います。
	系外流出問題をもっと真剣に、正面から考えるべき。家電メーカーが１１００万台回収処理したのには驚いているが、それと同数のわからない処理があるとは。中には、正しいルートに流れているものもあろうが、多くは不適正な処理と思う。全国各地で、フロン回収もせず処理されている冷蔵庫やエアコンがあるとも聞く。今回のこの時期はいい機会なので、しっかりと調査すべき。是非本気で実態把握をした上で、あるべき家電リサイクル法にすべきと思う。
	見えないフローの実態を調査し、必要があれば、無料廃品回収等に排出しないよう世間にアピールする必要がある。通常家庭からの排出は販売店の引き取りが大半をしめると考えられる。従って、販売店からのフローが適正であるか監査する制度が必要ではないか。
	家電リサイクルが順調に推移しているとは言え以前と不法投棄や海外ルートが耐えない。それからすると前払い式にしても、前述のルートの解明がなされないと、前払いの意味がないのではないでしょうか。それに順調に推移しているとするならば、今更前払いにする必要性が見えない。100％適切にリサイクルできる保証があればもっともな話であるが･･･
	不法投棄は、その行為者が誰であるのかを区分し議論する必要がある。 自治体の委員より「谷底に冷蔵庫が捨てられる」という話を繰り返しされているが、一般の消費者によって重い冷蔵庫を谷底に捨てるような事例が数多いとは思えない。業者が介在している件数の方が圧倒的に多いであろう。一般の消費者(使用者)が不法投棄の大多数を占めているのであれば、「後払い制度であるがために費用支出を忌避して不法投棄が発生する」ので、リサイクル料金や運搬料金を前払いにすれば不法投棄が減少するとの理屈が合うかもしれない。しかし、業者による不法投棄が多い場合に、前払いにすることによって本当に不法投棄は減るであろうか。中国を筆頭に海外での資源需要は旺盛である。中古品の輸出に何も規制がかけられないとすれば、日本で廃家電品を集めようとする業者は減らないだろう。リサイクル料金･運搬料金とも前払いであって消費者(使用者)の排出時の負担がない場合、市中回収業者は堂々と不要な家電品を集めて廻れる。消費者(使用者)は、自分の家庭から不要な製品が無くなれば良いので、無料で引取ってくれる市中回収業者が廻ってくれば、躊躇なく引渡すことができる。この市中回収業者自らか、または、これを市中回収業者から引取った業者は、ただで譲り受けた廃家電品から、有価で取り出せる部分だけを抜き出し、不要な部分は家電メーカースキームに引渡しても良いし、どこにでも投棄が行える。投棄されたものは、前払いでリサイクル料金を徴収しているので、自治体はメーカーに引渡す際にリサイクル費用を払う必要は無い。家電メーカーのリサイクル施設には、有価にならない部分だけが集められる（← これは「特定家庭用機器」か？）。小売店に廃家電品が引渡された場合も同様のことが起こる。小売店にはリサイクル料金の負担もなく運搬料金も後から手元に戻ってくるので費用負担はないはずであるが、家電メーカースキームに引渡すことによって受け取れる運搬料金と、家電メーカースキームに引渡す際の実際の負担額や負担感を比較することによって、その引渡し先が変わる。例えば、仮に家電メーカーに引き渡すと受け取れる運搬料金を1台当たり８００円と設定したとする。 大手量販では委託する運搬業者に８００円以内であれば持ち出しがなくなり利益になる。小規模な小売店であれば、自ら運搬した場合に８００円相当で見合うと判断すれば家電メーカーに引き渡す。しかし、８００円では割りに合わないと感じれば、無料で引き取りに廻ってくる市中業者に引渡した方が経済的に有利であると判断し、家電メーカーには引渡さず市中回収業者に引渡すであろう。小売店にとって有利な条件を設定（＝前払いにより受け取れる運搬料金を高く）すれば、小売店は家電メーカースキームへ引き渡すし、そうでなければ他へ流すことになることは審議会において流通側の委員が認めている。 ここで注意しなければならないのは、小売店の受け取る運搬料金を高く設定するということは、消費者が余分な費用を販売時に徴収されていることでもある。前払いという言葉の響きは良いが、見直しのどさくさに紛れて税金同様有無を言わさず取られてしまうということである。不法投棄や見えないフローの発生は、上述のように料金徴収の後･先では抑えられない。 前払いにすれば、逆に、市中回収業者は一般廃棄物と判断されてもおかしくないものを扱うのではなく、無償で引渡せるものを扱うようになり、大手を振って営業できる。チラシに「家電4品目無償で引き取ります」と大きく表示しても、行政は取り締まれなくなる。 不法投棄や見えないフローの発生を抑えるには、後払いのまま、市中回収業者の自治体による管理や、自治体による産廃業者への立ち入り検査、小売店への監視強化等が必要なのであって、料金徴収タイミングを変えることで今以上に良くなるなんてことはありえない。前払いにしたがために、逆に歪んだスキームになることが容易に想像されるのではないか。

意見内容	
1. 現行制度の評価	自治体の消費者への対応が「見えないフロー」をつくりだす要因になっている。引越しにあたり、自治体Aの担当部門に連絡をとると次のような回答でした。「洗濯機、冷蔵庫は自治体では引き取れません。大手量販のXに連絡をとって引き取ってもらってください」とご親切に具体的な量販店の名前まで教えてくれました。参考までに引越し先の自治体Bにも聞くと「洗濯機、冷蔵庫は引き取れません」との回答でした。次に量販Xに連絡を取ると、引き取りはするがいやいややりますという感じの返事で、非常に気分を害した次第です。過去の経験からは、買い替えの時であれば、スムーズに廃棄製品の引き取りの話は進みますが、廃棄のみの場合、量販店は前向きではありません。続いて、引越し業者M、Nに対して見積もり時に引取りを依頼したところ、冷蔵庫で７９８０円との回答でした。「ちゃんとリサイクルしてくれるのですか？」と聞いたところ「法律で決まっているのでちゃんとします」とのことでしたが、「リサイクル伝票は出してくれるのですか」とさらに質問したところ「それは何ですか？」と言われ、話を打ち切りました。続いて、不用品なら何でも引き取りますという回収業者のチラシを見て、その回収業者にも現物をみてもらい、見積もりをもらいましたが、非常に高い料金を言われたことに加え、具体的な処理については明確な説明がなく、非常にグレーであると感じました。このような過程を経て、最終的には、使えるものをリサイクルするのはもったいないと思い、冷蔵庫と洗濯機については知人を通じて外国人労働者の方に無償でお譲りすることにし、知人に引き取ってもらいました。この経験から感じたことは、消費者の立場からすれば、 ①引越し時はいろいろな種類の廃棄品が同時にでる。その廃棄品は自治体で一括して回収してほしい。 ②ただ、回収してくれるだけでなく、回収されたものは、家電4製品の場合は、メーカーに引き渡してもらい、環境によい、適正な、見える処理ルートに乗せてほしい。 ③現在は、自治体が引き取ってくれないがために、消費者は引越し業者や回収業者に依頼することになる。そのことが、確実に「見えないフロー」に繋がっており、最悪の場合は、不法投棄につながっているのではないか。 ④審議会のみなさんには、自治体の家電4製品の引取りの現在の実態、消費者に近い上記業者の回収処理の実態などをよく調べた上で、正しい方向に是正してほしいと思います。 ⑤また、今回の審議会の資料などを通じて、大阪の独自方式があることを知りました。このことにまず、驚きましたが、家電リサイクル法が国の法律であり、基本的には、同じ品質のサービスを同じコストで消費者に提供することが大事ではないかと思います。そうしないと、消費者の間で不公平感が生まれます。さらに、大阪方式の場合は、メーカーと違って、いつ処理をされたかトレーサビリティがないのではないかと思います。また、国民に2つの選択肢があることは、詳細をよく知らない消費者を惑わすだけではないでしょうか。しくみはできるだけ、わかりやすくシンプルにしてほしいと思います。
	「見えないフローだから見えない」では済まされない。見えないフローは総排出の約5割に達すると考えられ、見えないフローが不適正な処理や結果としてゴミ輸出となっていたら大問題。見えないフローの数量は見えなくとも、そのフローの大多数が中古品輸出か既存処理業者による処理（又は再生資源として輸出）であることは明らかと思われる。中古品輸出に中には、所謂「二個一、三個一」といわれる限りなく廃棄物に近いものも含まれていると思われる。無料回収車の回収後の行き先は不正ルートや闇ルートではないかと疑われる。既存業者処理の方法は環境大臣告示で定められているが、自治体の立入検査が行われた話は聞いたことが無く、摘発事例も無い。「摘発がないことは適法処理」との論理は国民の理解を得られるはずがない。 ⇒中古品輸出と再生資源輸出には、品質基準を定める等、規制と管理を明確に打ち出すことが必要。相手国と連携した不正ルートの取締りを実施すべき。既存業者処理は、産廃処理を禁止して排出する事業者にメーカーへの引渡し義務を課す。 また、一廃処理を行うならば、粗大ゴミと同様に自治体の責任下とし、その処理責任とメーカーと同様の実績公表を自治体に義務付けする。メーカーが行うリサイクルに回る数量を可能な限り多くすることが、今回の見直しの基本。そのポイントは、中古品輸出の規制、管理強化と産廃・一廃処理を廃止（行うとしても自治体の直接管理下において透明性を確保）する。。
	1. 見えないフローの大半は廃棄物処理法違反につながっている。 2. 5年余、上記の法律違反を無為にして放置した環境省および自治体の責任は重い。 3. このルートで活動する処理業者が請求している金額は安い。この金額で環境省が定めた基準を守って処理を行うことは経済学的に成立するはずがない。 4. 少なからぬ自治体は、回収した不法投棄家電をその実状にかかわりなく（経費額を節約するためだろうが）「リサイクルできないほど壊れている」と見なすことにして上記3の処理に委ねている。こういった自治体に限って義務外品の回収にも非常に冷淡である。この行動は彼らの普段の説明とは矛盾しているといわざるを得ない。 5. 廃棄物処理法の基準を定めるだけでは、上記の現状に照らして意味をなしていない。環境省および自治体は同法の厳正な運用を行い、違反者に対しては厳罰をもって対処し、もってかかる違法行為を激減させるべき。 6. 仮に、上記5が実行できない自治体があるのであれば、当該自治体において家電リサイクル法の適用を停止する等の法改正（実務的には、両主務大臣が指定すればよいのではないか。）を今回実施すべき。それが公表されれば、当該自治体はどのような行動を取るかは自明ではないか。
	処理ルートについて 製造業者に再商品化の義務を付加するのであれば、DfE、EPRの観点からも、別ルートでの処理は許可すべきでない。不明な台数の解明をすること、自治体ルート、産業廃棄物として処理されているものと思われる、国は目を瞑っているとしか思えない。国が言うほど輸出には廻っているとは思われないが、輸出の台数、ルートの把握をしないと、また、問題が起こる。

意見内容	
1．現行制度の評価	不法投棄よりも見えないフローが問題であり、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回わす努力が必要である。 廃棄物処理法に基づく処理が、基準を満たしていない業者もあると思われるので、実態を確認してほしい。
	無料回収を規制することが先決。廃品回収車を市町村が取締るべき中古販売する資格のない者は回収出来ないようにすべき。廃棄物処理業者による不法投棄や国外の不正輸出を規制すべき。
	リサイクルの推進と、違法行為の撲滅が同じ土俵で論議されていることに疑問を感じます。本来の家電リサイクル法の制定趣旨は、”家電製品のリサイクルの推進”であったと思います。一般ユーザーがリサイクルに参画し、意識を持って協力する体制は、現行の方式によって築かれたものと思います。不法投棄する一部の違法行為者を削減するために、本来の”趣旨”を弱めてしまって良いものでしょうか。事前に費用を負担すると言うことは、税金を払うことに似ていると思います。つまり、リサイクルに直接支払うという意識は生まれがたいと思います。そういう意味では、従来、自治体が税金で処理することと何ら代わりがないと感じます。前払い＝不法投棄がゼロになるという理論も理解できません。富士市では自転車を金属類を無償で資源ゴミとして回収していますが、いたるところに不法投棄されている自転車を見ます。前払いにしても、運送を含めて手間が発生する以上、不法投棄は無くならないと思います。また、詳細の意見の中に、谷底に落ちた冷蔵庫を何万円も支払って処理する費用を自治体が払うことはおかしいという意見がありましたが、前払いになったとして、なおかつ谷底にある冷蔵庫を処理するのは誰になるのでしょうか。製造者が谷底から引き上げるのですか？そうではないと思います。あくまで、違法行為と、リサイクル法は別であるとして考えるべきと思います。 見えないフローが多いとの意見があるようですが、見えないものすべてが違法行為ではないと思います。リサイクル料金があるから、リユースに回っているのであれば、本来の目的通り、リサイクルが推進されているのだと思います。問題は、見えないフローの中に、どれだけの違法フローが存在しているのかだと思います。近所にも、”家電品を引き取ります”といったトラックが回っています。そのような回収ルートの先を調査し、違法行為がないのかを把握すべきと思います。もしも、違法行為が横行しているので有れば、取り締まりを強化すべきです。そのことが、リサイクルの向上を促進することだと思います。使用者が責任を持って処理すると言うことが大前提になる以上、現行の方式にて何の問題があるのか私には分かりません。もし、前払いにするので有れば、従来のように、自治体が税金で実施すべきと考えます。ユーザーのリサイクルへの意識も大きく変わらず、より透明で簡潔な処理システムになると思います。
	現状の家電リサイクル法は社会システムとして機能し、着実に定着しており循環型社会に大きく貢献している。この排出時排出者負担をやめ、リサイクル料金前払い方式を実施すればどれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのか中古家電輸出業者等の介入で見えないフローの部分がさらに増加傾向となる恐れがある、又リサイクルによる循環型社会も崩壊する危機を含んでいる。 排出時排出者負担は消費者に社会環境責任を意識させるシステムであり維持、継続する必要がある。又、製品寿命が１０年～１２年ありその間に物価等の上昇が発生した場合リサイクル料金前払い方式では収支トラブルになり市場を混乱さす事を懸念する。
	現行制度の維持と精度アップがベスト。リサイクル料金徴収方法についてのみ検討されている様に見える見直し論議。しかし現状を見れば本来回収されて再資源化されるべき商品が、消えてなくなる「見えないフロー」の存在、中古品名目での海外への大量流出、闇の産廃ルートの存在をゆるしているのが実態ではないか。商品としての寿命を終え、中古品としての機能を有しないものまで海外へ輸出し、一部の部品取りをしただけで、他国で放置されても誰も責任を負わない。フロンの適性処理をした保障がない闇の産廃ルートの存在をゆるす。そんな制度で良いわけがないし、料金徴収方法を変えてもこれらの問題は解決ができない。家電リサイクル法の不備を見直すのが本論であり、法の裏、抜け道を塞ぎ罰則も強化し、世界に誇れる家電リサイクル法にするのが見直しの論点であるべきです。せっかく定着してきた「排出時・排出者負担」の原則と、メーカーが築きあげてきたリサイクルのシステムをくずさず対象品の全量回収、メーカー責任での再資源化を実施し、商品から商品へ資源を循環させるより良い制度の構築これがリサイクル法見直しの本筋と考えます。
	現在の料金は、市場原理を利用しつつ、国が監視するという相反する仕組みで設定されている。料金の透明性を問題視する意見があったが、この仕組みの中では総体的な額をこそ国が監視しなければ競争原理は働かないことになり、本来の目的を失う。一方で、処理過程で発生する環境リスクを回避するためにも一定の費用が発生するのは当然であり、各メーカーが設定する費用に大きな違いが無いのも、それぞれがキッチリ処理している証拠であると同時に、市場原理が働いた結果ともいえる。むしろ極端に安い料金で運営できていると主張する少数事例の方が、十分なリスク管理を実施できているのか疑問である。また負担方式（いつ支払うか）に対する論議では、不法投棄のみがとりあげられ、販売段階での支払いを主張する向きがあるが、その関連は不明確である。販売段階で料金を支払うとしても、運搬費用や関連する手間は発生するわけであり、不法投棄抑制効果は疑問である。むしろ現段階で負担方式を変更することは、既販製品の取り扱いや実費用との整合性、ため込みなどによる処理対象台数の大幅な変動など、方式変更に伴う問題の方が大きい。まずは見えないフローを把握できる仕組みや、悪者をキッチリ罰することを優先させるべきである。

意見内容	
1．現行制度の評価	･メーカーがリサイクルしているものはすべて1台単位で把握が出来ている。それに対してあまりにもいい加減に他の流れを放置してきた行政の責任は大きいと思う。これらが国内での不適正処理の実態を不明確にし、海外での不法投棄の原因を輸出する事に繋がっている可能性があると思われる。実態を明確にして今後の施策に反映すべきである。そのとき不適正処理が社会コストミニマムとなる形で是正される事が肝要と思う。 ･メーカー処理料金の固定化が言われているが、メーカー料金、大阪方式料金、無料回収業者など消費者を混乱させている実態が問題ではないか。これらの周囲条件を整理した上でないと本質をはずした議論になると思う。運搬費も一部流通業者が動脈商売の値引き材料に使っている事が料金全体に不透明感を与えている。静脈の費用は適正処理を維持するためにも透明に表に出し、商品価格とは別立てにすべきと思う。前払いになれば中古品等の不適正輸出がなくなるのか疑問である。消費者がどのルートに排出しようが排出時無料となり、従来の無料引取業者への排出も結局増加し、見えないフローや不適正処理を助長することになるのではないか。また、料金が前払いになって本当に不法投棄が減るのかも疑問である。不法投棄する人間にとっては処理のための手続きすら面倒であろうし、不法投棄は家電リサイクル法施行前から存在していたのだから大きな変化はないのではないか。より大きな海外での不法投棄も含めればむしろ増加する危険性が高いと思われる。従って、現在世界に誇れるシステムとして順調に機能している、本当に不要になった時に費用を負担して処理を依頼する現行の方式が最も自然ではないか。その上で見直すべき事を整理すべきと思う。
	中古品の流出が多いとの報告があった。海外で中古として役にたっているなら良いかもしれないが、現状は分からない。有価物だけ取り、不適正処理、不法投棄が行われている可能性がある。中古製品として利用されるには、機能動作、安全確認がされているものが輸出さるべきではないか。ＰＳＥ（電気用品安全規定）を輸出品にも適用することで大きな改善が図られるのではないか。国は是非このルール化を進めて欲しい。そうすれば、怪しげな輸出は無くなり、日本の適正な対応が評価されることにもなる。
	無料回収や買取りのどこが問題なのか理解できないし、全ての使用済み家電製品を全て家リ法ルートに乗せる必要性を感じない。一度、家リ法ルートに乗せてしまうとまだ使える家電製品であっても確実に素材または部品単位まで分解されてしまうのであるから、全ての使用済み家電を家リ法ルートに乗せるのは環境負荷軽減への貢献度（リユース＞リサイクル）から考えてナンセンスである。法的見地から考えても、排出者が“ゴミ”と捉えているものであっても、日本国内に有価で引き取る業者（リサイクルショップや輸出業者など）がいる以上は廃掃法の適用外となり、何の拘束力も受けないはずである。仮に、強制的に家リ法のルートに乗せるよう制度化しようとしても、上記理由から環境省･消費者･環境専門家（学者など）に猛反対されるだろう。喜ぶのは、メーカーからの受託量が倍増する再商品化処理施設とその関連企業だけである。また、“安い処理業者に流れる”とのコメントがあったが、これは明らかな家リ法違反。そのような事実が確認された時点で現行法において処罰対象となるはずであり、法の欠陥とは思えない。 この種の問題であれば、運用の中で軌道修正できる内容と考える。具体的には、排出者と小売店に対する罰則を強化した上で、メーカー提示の再商品化料金未満で使用済み家電製品を引き渡す／引き取ることが不法行為に当たることを周知徹底する（プレス発表やTVCFなど）ことから始められてはどうか。
	メーカーへの引渡違反や不法業者の横行、違法輸出などの徹底した取り締まりが必要です。立入検査の強化、罰則の強化も検討下さい。なぜ家電リサイクル法で処理する以外のルートに流れているのか、真剣に原因究明していただきたい。国民や流通に対する、徹底した啓蒙活動を国や自治体、メーカーが役割分担して実施すべき。
	家電リサイクルは3Rが基本と聞いています、新聞の報道などで、前払いが決まったようになっていますが、私たちが5年前に説明を受けたときは、長く使うと負担が少なくなるとの事でした、本来の趣旨を棚に上げて議論は困ります、排出のときにきちんと支払っていく仕組みで良いと思います、今までは、埋め立ての処分場が少なくなる為に私達は協力してきました、今後も継続していただき、不法投棄の取締りが本来の市町村の仕事ではありませんか、約１１００万台も協力してきました、見えない部分を追求して、りユースなのか（輸出含み）検証してください。
	全体の1～2％程度の不法投棄よりも、見えないフローのほうが絶対台数は数百万台であり、これを見える形へするための制度改革の方が重要です。内の既存業者による処理は、最終的にはおそらく産廃場に廃棄処理されていると考えます。リサイクル法の目的の一部には、産廃場の狭小に対応する対策も含まれていた筈です。従って、これらの見えないフロー対策（既存業者に適切な指導を行う）にて資源のリサイクル化と共に産廃場対策にも有効と考える。
	検討課題の「3Rの推進」で、成果の評価は重要で、家電製品の3Rの特殊性やあるべき形を整理し、製品安全や、家電ゴミの海外流出に対して、リデュース、リユースとリサイクルの関係がどうあるべきかの整理が必要ではないでしょうか。「不要になった家電品を無料で引き取ります」とリユースの回収車が市中を巡廻していて、資料6の「特定家庭用機器の排出･引取り･処理の係るフローについて」でこのような回収業者が約215万台引き取っていると推定しています。回収した特定家庭用機器が、本当にリユースされているのでしょうか。最終的に廃棄する際に、家電リサイクル法に定められた製造業者等に引き渡さずに、産廃業者に引き渡したり、家電ゴミが海外流出したり、有価部品を採取し、残りは不法投棄されているのではないでしょうか。実態調査が必要と思います。

意見内容	
1. 現行制度の評価	見えないフローが数百万台もあることは、廃棄物の適正処理の観点から大きな問題である。その実態（ルート、品目、台数など）をこの際明確にするとともに、それらが最終処分される際の処理実態をきちんと把握する必要がある。その後で、家電リサイクル法を見直すことによってそれらが改善できるかどうかを議論すれば良い。前払いか後払いかの議論も同様である。
	回収率は、買ったお客様が替わりに廃棄される場合を考慮すべきであり、市場に投入された台数を分母にすべきではないと考えます。買い換え、新規、買い増しのお客様があるとすれば、買い換えのお客様を分母とすべきではないでしょうか。この場合には、回収率は、６０％以上と推定されます。６０％以上の回収率は、決して低くないのではないでしょうか。 無料回収は、前払いならなくなるというのは、誰が保証することなのでしょうか。例え、前払いにしても、「有価で引き取ります」と、言う業者がなくなるとは思えないません。現在、このような業者に出しているゾーンの人達は、前払いであっても、些少でもお金がもらえるとなれば、同じようにこのような業者に出すのではないでしょうか。これは、このような業者を取り締まるべきであり、善意の人達まで、巻き込むべきではないと考えます。仮定の話なら、現状を変える意味合いがないのではないでしょうか。現在、無料回収と称して、まわっている業者が買い取るのは、例えば２５インチ以下の新しいテレビや、パソコンであり、ラジカセのような小型音響機器などが主体であり、何れも、海外で売れそうな物ばかりです。（ミシンなどもありますが）古い冷蔵庫、洗濯機などを無料で持って行く例を知りません。よほど新しくて、壊れていない製品で、中古として国内等で売却可能なものではないでしょうか。 古い冷蔵庫、洗濯機などを低価格であるがお金をもらってでも引き取るというのは、法律違反であり、取り締まるべきではないでしょうか。前払い制で、解決できる問題ではないと考えますが。輸出する業者を取り締まるべきであり、その労力を惜しむべきではないと考えます。過去に大量に流した流通業者がありましたが、お金をもらった上での事であり、このような事例からは、例え、前払制にしたところで、僅かのお金ではあるが、売却益がある限り、このルートへ渡す人は消えないと思います。このルートがなくなるとは到底考えられません。これらは、法律違反事例として、取り締まるべきではないでしょうか。 中国への不法輸出。家電4品目を不法に輸出することは、ビジネスとして無料･有価で回収している業者、その他、不法にこれらの輸出業者に流れた製品が存在することにあります。これらの業者への製品の流れは、前払い･後払いに関わらず発生すると考えられます。これらは、不法であり、法として取り締まるべきであろうと考えます。 海外での処理 現在の日本のリサイクル処理のインフラは世界にない高度なレベルであると考えます。銅の精錬工場のように、日本の長い歴史のなかで優れた公害対策で環境配慮型の極めて高質なリサイクル工場が存在しています。このインフラは、中国･東南アジアには存在していません。従って、中古家電を、そのまま東南アジアで処理することは、彼の国で環境汚染を起こす元凶とも成り、賛成しかねます。少なくとも、彼の国で処理できる物に限る事が必要であり、それでさえ、日本のリサイクル処理技術･処理システムを持ち込まなければ、安全とはいえません。日本の鉱山会社等の処理設備を彼の国で構築するのはコスト的に高くなりすぎます（日本の設備は半ば以上償却がすんでいる）
	「見えないフロー」のうち、国内での不適正処理は、不法投棄同様、重大な違法行為である。この違法行為に対し、環境省や自治体が今までどのような取り組みをし、成果を挙げてきたのか不明であるが、今よりもさらに取り締まりを強化すれば「見えないフロー」へ行くものが減少することは確かである。これは家電リサイクル法を改正しなくてもできることである。環境省と自治体は、このような違法行為の取り締まりを、早急に強化して欲しい。
	1000万台が行方不明で、1100万台が家電メーカー回収処理。1000万台はどこに行ったんですか？ここをきっちり潰すことが、一層世界に誇れる日本の家電リサイクル法になる源泉だと思います。ここをすり抜けず、しっかり調査して、国民に示して下さい。
	家電リサイクル法の徹底により、一般ユーザーにおいては、排出者責任は99%浸透しており、前払いにしたから大幅に不法投棄が減るとは考えられません。問題は業者が回収したのをどうするのかを検討するのが課題だと思います。対策案としては、回収業者を登録制にして立ち入り検査を定期的に行い指導する事が先決かと思います。

意見内容	
1. 現行制度の評価	法制定時に想定した廃家電発生量と再商品化量には大きな差がある。再商品化に回ってこない廃家電は、海外あるいは国内でリユースされている物もあるが、それ以外に、消費者の手元に不要品として保管されている物や法で定められていた以外の方法で処理されている物が相当数に上る。販売店に、消費者から引取義務品の引き渡しの申し出が無ければ廃家電が引き渡しされなくても、積極的に排出者（消費者）の引き渡し義務や販売店の引取義務を説明して再商品化を推進しようとする姿勢は見受けられない。また多くの市町村は、廃家電の引取は全て販売店の義務と思い込み、引取義務外品の引取義務をも果たしていない場合が見受けられる。販売店や市町村が、積極的に廃家電を引き取らないことによって消費者が戸惑っているいるところへ、引取義務者（販売店または市町村）以外の者が、各家庭の玄関先に、リユースやリサイクルと称して無料あるいは低価格で引取に回れば、消費者の手元に眠っている廃家電の大部分は間違いなくそちらへ流れる。法で予定しているルートを外れた廃家電は、その流れを把握する術が無くなり、不法投棄に繋がる恐れがある。この原因は、消費者のリサイクル料金への抵抗感も少しはあるが、消費者、販売店及び市町村に法の趣旨及び廃家電の引渡や引取に対するそれぞれの責任が十分理解されていないことが最大の原因である。法では、メーカー、販売者、消費者及び市町の役割分担が明確に示されており、仕組み自体に大きな問題はないが、メーカーが、法律制定時に大いに関わったのに比べると販売店、消費者及び市町村の関わりが小さく、メーカーを除く各者の役割が十分に果たされていないことが、廃家電の流れを阻害している大きな要因である。現状を改善するためには、消費者に分かり易い回収システムを築いて、関係者が、法の趣旨を理解し、それぞれの役割を果たすよう、再度、消費者、販売店及び市町村に理解を求めていく必要がある。 ①基本的な考え方 法に定められた家電リサイクルの円滑に進めていくためには、消費者に分かり易い引き渡しルートを示すこと及び収集運搬経費の負担軽減を図り、消費者の理解と協力を得ることが重要である。 ②分かり易い引き渡しルート 法の対象となる廃家電には、販売店の引取義務品と行政（市町村）に引取義務のあるいわゆる引取義務外品があり、販売店と行政による2つの回収ルートがあるが、法施行前から今日まで廃家電の引取実態では、主たる引取先は販売店となっている。72%の市町村では行政回収が原則として行われず（平成17年10月の環境省の調査結果）、事実上、行政は引取義務外品の引取義務を十分に果たしていないと推察される。廃家電の受入に消極的な販売店と行政との間で、消費者は、廃家電の引き渡し先を見失っているのが現状である。消費者の手元に廃家電が発生し、引き渡しできる販売店が分からないなどの理由で、消費者から行政に引取の依頼または相談があった場合、行政と販売者が協力して廃家電が引取を出来る体制を整えておけば、消費者は、法に定められた引き渡し義務を戸惑うことなく果たせることになる。行政が、廃家電の主たる引取先である販売店と、双方の役割分担を踏まえて良好な関係を築き、販売店にとって、消費者は、必要経費を負担し、しかも新しい顧客となる可能性を持っているなど、義務外品の引取が一方的な負担ではない面などの理解の下に、販売店を義務外品の回収協力体制に組み込むことができれば、消費者と販売店の垣根が取り払われることとなり、廃家電は、消費者から販売店を経由してメーカー（指定引取場所）に至る再商品化ルートで的確に回収することができる。 法で、廃家電のリサイクルを制度化した主旨は、従来の廃棄物処理を一歩進めて、環境負荷物質など家電製品の組成及び構造を最も熟知しているメーカーに、責任を持って再商品化することを義務付け、より高度な再商品化と環境負荷物質の適正処理を目指すことであり、従来の主として破砕して有価物を取り出す方法では限界のある多くの課題を解決するために制定された。更に今日では、高循環型商品つくりのために商品開発からDFEや回収した素材の再利用促進等、メーカーが自ら循環性の高い商品つくりに積極的になるなどの成果が見られる。しかしながら、メーカーが、法の趣旨に添って再商品化義務を果たしている一方で、回収・リサイクルに関する排出者負担軽減などを理由として、今なお、法で定められたルートとは別の従来どおりの廃棄物としての処理や、再使用を看板とする家電回収ルートが存在している。このことは、メーカーに製造者責任を逃れる口実を与えることとなり、消費者の利益には繋がらないばかりか、循環型社会構築の流れにも逆らうことになる。循環型社会形成のために、家電品の生産及び流通等の事業者、使用者、廃棄物処理行政を担当する市町村の果たすべき責任が、社会的に十分理解・徹底されていないことが、法で定めたルート以外の処理ルート並存の原因があると考えられる。今後、より高度の再商品化や再利用の促進と環境負荷物質の適正処理を求めていくためには、メーカーの製造者責任を再確認して再商品化事業のレベルアップを求めるとともに、排出者（消費者）・販売店・流通業者・行政等、幅広い関係者が、お互いに情報交流しながらその協調体制を築き、社会システムとしての定着を目指すべきである。
	全体の1～2%程度の不法投棄ではなく、見えないフローが問題であることに賛成である。ちゃんと見える形にすることはもちろんだが、リサイクル義務者であるメーカーや、自治体などで正規の家電リサイクル法のルートに大部分のものが回るような制度を見直すことが必要だと考える。
	家電リサイクルの現状 ・廃棄される家電製品の約50%程度が、メーカのリサイクルプラントで処理されている。残る50%は処理されていない。 日本の家電リサイクルのあるべき姿 ・廃棄される家電製品100%を国内メーカのリサイクルプラントで処理することが望ましい姿と考えられる。 あるべき姿に対する問題点 廃棄される家電製品100%がメーカのリサイクルプラントに行くような仕組みになっていない。具体的には以下の2つの問題があると思われる。 1）廃棄物処理業者に流れることを規制していない。 2）中古家電製品が海外に流れるの阻止する仕組みになっていない。 あるべき姿を実現するための施策の取り組み 1）あるべき姿に対する考えが審議会、経済産業省、環境省、等から提示されていない。 2）上記あるべき姿を実現するための課題、取り組みの議論を行い、今回の見直しの内容にすべきと思います。

意見内容	
1．現行制度の評価	【家電メーカ自身が再商品化実施義務者であるということが重要】 廃棄物の減量･再生資源の十分な利用を通じて循環型経済社会を形成する、という目的に対して、家電リサイクル法の過去5年間の実績は、処理台数の順調な増加･再商品化率の着実な向上･フロンなどの環境負荷化学物質の適正処理などによって、確実な成果を挙げてきたものと考える。また、当初は金属資源の回収が主であったが、樹脂材料の再商品化が拡大している。樹脂材料の再商品化は、どの品目のどの部品の樹脂であるかという出所･履歴が判っているものを回収し、成形材料として使いこなすということがメーカの目の届く中で行われているということの効果が大きいと考えられる。樹脂材料の場合は、着色や物性の劣化を元に戻すことが困難であり、再生材料の由来が不明なものは、家電製品の部品用の材料としては信頼性･耐久性･物性の面から使うことができない。そういう意味で、樹脂材料の水平リサイクルが進んだということは、家電メーカ自身が再商品化実施義務者であるという現在のスキームが有効に働いているという典型例である。資源をできるだけ有用な形で回収し使いこなす技術開発や、資源回収をやり易くするためのリサイクル性配慮設計（DfE）を進める動機付けが家電メーカに働き、資源をクローズループで循環させる「循環型経済社会」形成に向けて一歩前進できた。従って、家電メーカ自身が再商品化実施義務者であるという現在のスキームは維持すべきと考える。
	リサイクル料金を生産者負担とすることが環境配慮設計を促進します。家電リサイクル制度に拡大生産者責任を貫き、生産者に物理的に面だけでなく、「リサイクル料金は生産者が製品を出荷する時に生産者が負担する」という財政的な責任も負うこととします。このことにより、生産者は製品設計段階において製品の環境負荷を小さくするような動議付けがうまれます。現在の後払い方式や、消費者が購入する時の「後払い」方式では、競争原理が生まれません。つまり、リサイクルコストが生産者まで伝わることが重要なのです。家電リサイクル法「リサイクル率」――「実績に即し、リサイクル率を上げること」私たちが家電メーカー１１社に行った調査では、実際のリサイクル率は法基準より10%以上上回っています。リサイクル率を引き上げることは十分に可能です。リサイクル率基準を引き上げは、技術革新を促すことにもつながります。
	家電リサイクル法において、その条文に「再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を 上回るものであってはならない」（第２０条 2項）としている点は、見直す必要があるのではないか。そもそも民間企業は利潤を上げることが存在意義の一つである。利潤を上げない事業を行うことは本来の姿ではない。官ほどではないであろうが、メーカーは利益を上げる必要がない部分では競争原理が働きにくい状況にあることを、まず認識すべきだ。内閣府を中心に国はＰＦＩ事業を推進している。ＰＦＩでは「公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり、、、、」、「国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである」とされているが、これを担う企業が利潤を上げてはならないとはなってはいない。請け負った企業は利潤を出しながらも、従前に行政が実施していたよりも低廉な費用で、質の高い業務を行うのである。第２０条 2項の「適正な原価を上回るものであってはならない」という部分は、「適正な原価に加え最低限認められるべき利潤を加えたものを上回るものであってはならない」とすべきで、それにより社会全体のコストが下がるようになれば良いのである。リサイクル料金が高いと言われているが、比較すべきは5年前まで自治体が行っていた処理料金との比較である。行政が処理していたレベル(埋めるだけ)に投入されていた税の総額と、家電メーカーの処理レベル(再商品化率７０%以上)に対して消費者が負担した費用の総額を比較し、どちらが高いのか検証すべきである。法施行後、冷蔵庫の断熱材フロンの回収義務が増え、プラントは一斉に投資をしたが、消費者の負担額は変わっていない。 処理レベルが上がり、負担費用がそのままであるということは、実質上は値下げがあったとも言えるのでないか。家電リサイクルプラントを見学すれば容易に気がつくことであるが、手分解に携わる人員が多く、製造時のような自動化とはなっていない。当然、1台当りの処理費用に占める人手の割合は高い。安く抑えようとすれば、人手を減らし、破砕機にかける方式を選ぶことになる。処理コストを抑えるために、法定の再商品化目標値ぎりぎり満たせば良いとの考え方に立って、手分解に要する人手を減らすことをこの見直しは求めているのかもしれない。家電リサイクル法の料金に競争力が働きにくい一因として、自社製品のみのリサイクルが義務付けられ、他社製品を引取れない点にある。A／Bグループに分かれているが、どこのメーカーの製品を処理しても良いということになれば、競争は進むであろう。規模の拡大によってリサイクルプラントの効率性が上がり、リサイクル費用は下がる可能性が高い。また、指定引取場所での引取り時のサービスも今以上に上がることは間違いない。ただし、自社のスキームに戻らない製品に拡大生産者責任（ＥＰＲ）の考えや環境配慮設計（Ｄ|Ｅ）は働きにくくなるし、また、シェアの低いメーカーはリサイクルに積極的には参加しなくなるであろう。今回の見直しの第一の目標をリサイクル費用を下げることに置くのであれば、メーカーにリサイクルを義務付けるより、ＰＦＩの公募事業として、あらゆる業種に事業門戸を開いて参入させれば良い。半分しか集まらなくても１０００万台の物量がある。大阪府の既存業者ではないが、手を挙げる事業者は多いであろう。海外企業も含めて公募したなら、おそらく中国企業が、バーゼル条約も加味した上で中国政府の後押しを受けて、日本からすべて廃家電品を集めて処理することであろう。間違いなく、リサイクル料金は下げられる。

意見内容	
1. 現行制度の評価	4品目は、自治体では適正処理が困難な「適困物」であり、従来は一部の鉄等の回収がされるだけで殆どが埋め立て処分されていたため、有用な資源回収もされず、処分場が逼迫。製品をもっともよく知っているメーカーにリサイクルさせることで、適正処理と再生資源回収を進展させて最終処分量を減少。また、処理しやすく環境負荷の低い製品造りに生かす。4品目は買替えが多数で配達・据付商品であるので、小売業者が商品配送時に帰り便で回収することが商慣習で行われており、これを踏襲することが効率的でかつ総合的な環境負荷も低い。全てを小売業者回収にすることはできないため、小売業者義務外品は従来通り自治体責任。 ⇒大阪府方式等の既存業者処理は、上記の基本思想を忘れ去り、地元利権のみを主張する身勝手な論理。自治体は、小売業者義務外品について住民にとって便利で効率的な回収スキームを構築して全て製造業者等に引き渡すことが基本原則。引き取らない、市町村の施設への持込を住民に強要する、不当に高い収集料金のような姿勢を至急正すべき。
	メーカーは、指定されたリサイクル量をこなしており、またリサイクルしやすい製品を設計するなどの努力を業界として進めており評価できる。また、リサイクル施設でのリサイクル方法も当初より改善されていると聞くのでリサイクル料金自体は、高いとは思わない。
	産業廃棄物である廃家電品のリサイクルについては、拡大生産者責任の観点からは家電メーカに引き渡すことが求められるが、 産業廃棄物の業等の許可を有する既存の再生資源業者が廃棄物法の処理基準を尊守すれば、事業所から排出される廃家電品を扱うことは現状でも可能であり、国の見解にもその旨明記されています。此れではリサイクルについて、メーカ責任を規定している家電リサイクル法の趣旨と異なる。リサイクル率向上の為の情報がメーカにフィードバックされない為にリサイクルし易い製品作りに活かされないのでは?と考えます。
	家電リサイクル法の良いところは、再商品化実施者をメーカーにしている点である。費用だけを負担する他のリサイクル法と違い、全国的に名の通った家電メーカーが直接再商品化を実施することで、安全、安心、順法、高リサイクル率のリサイクルが実現できた。メーカーは十分に責務を果たしていると言える。
	メーカーにリサイクル義務を負わしている最大の理由は、環境配慮設計を促進することにあり、その点で現行制度は大きな成果を上げていると評価したい。安易に価格が安いからといって、既存業者による処理を肯定するのは、この考えに反するので如何なものか。
	静脈物流は商品開発・設計段階から考慮されるべき時代であり、基本原則はリサイクル関係費用込みでの販売価格構成として法制化し、使用済み廃棄時は、少なくとも全国の各地公体の支所・出張所や24時間対応の窓口レベルの場所のみに於いてでも、回収箱：ステーションを設置し、誰でも何時でも何処でも搬入できるようにすべきであり、家電販売店や家電量販店等での扱いについては、別途検討すべきであると考える。
	生産段階で、メーカーの責任でリサイクルしやすい製品を開発生産すること。多少高価になっても耐久性のある製品を開発し、修理システムを充実させること。
	・企業間の競争を通じて、環境配慮設計を一層促進する観点から、制度の在り方を検討すべきとの意見については、賛成。しかしながら、環境配慮設計の促進のために、製造業者等が物理的な処理責任を負うという考えが、再生資源業者の活用を阻むことにつながるのであれば、その考えには、反対。製造業者等が、すべての特定家庭用機器のリサイクルについて物理的な処理責任を負わなければ、環境配慮設計の促進が図られないということではなく、環境配慮設計の促進と再生資源業者の活用は排除しあう関係ではないと考える。法施行後5ヶ年間で、各メーカーにおいて具体的にどのような環境配慮設計が行われ、その結果、当該製品のリサイクル料金が、どの程度低減されることになるのかを明らかにすべきである。また、製品を購入する際に、その製品がどの程度環境に配慮した設計になっているのかを消費者が判断できるような仕組みについても、検討すべきではないか。 ・既存業者の処理内容の透明性を確保した上で、既存業者の取扱いについて検討すべきという意見については、賛成。製造業者等が再商品化義務を負うことを前提とした仕組みの中で、既存業者の取扱いについて検討すべきとの意見については、反対ではないが、既存のリサイクル法、たとえば、容器包装リサイクルにおける市町村独自のリサイクルや自動車リサイクルにおける解体業者の役割など、必ずしも製造業者等が再商品化義務を負っていないスキームも存在していることも考慮すべきと考える。しかしながら、製造業者等が再商品化義務を負うことを前提とした場合は、たとえば、独自ルートと指定法人ルートが併記されている容器包装リサイクル法のシステムをモデルとし、現行法令に規定する「製造業者等が自ら（委託を含む）リサイクルする仕組み」に、新たに「製造業者等が指定法人（再生資源業者は指定法人に登録）に委託してリサイクルする仕組み」を追加するなど、法の枠組みの中で再生資源業者の活用が図られることが重要と考える。環境配慮設計につながる拡大生産者責任の仕組みを前提としながらも、製造業者以外の再生資源業者を活用し、競争性を持たせることにより、消費者にとって、より負担の軽減が図られるような合理的な仕組みを構築すべきである。なお、環境配慮設計の促進の観点から、再生資源業者がリサイクルの過程で得た情報を、製造業者等にフィードバックする仕組みを検討する必要があると考える。

意見内容	
1. 現行制度の評価	製造業者における環境配慮設計はかなり進んでいる思われる。その効果がリサイクル面で出るのは10年後ゆえ、もう5年ほど様子をみるべきだと思う。
	メーカーにリサイクルを義務付ける意義は、メーカーによる環境配慮製品の普及に向けた取組みを強く促すことにあると考えます。 この部分が更に強化されることにつながるような見直しとなるように、よく審議していただきたいと思います。
	現在は、家電メーカーが頑張っていろいろな取組みを行っていると思う。これも後払いという日本独自の方式からではないか。海外では、メーカーの環境配慮設計はあまり働いていないと聞く。現在のシステムを変えて、この環境に対するいい流れを変えてもいいのか。将来をしっかり検討して欲しい。
	現在、メーカーは再商品化率の基準を上回っているが、その後の利用は不明瞭であり、また、環境配慮設計を促進する上でも、メーカーに再生素材使用率の数値目標を設定すべきである。廃家電品から家電製品の原料となる再生素材を抽出し、再びその素材を再生素材として家電製品に使用する。メーカーにはその再生素材使用率の数値目標を義務づける。そうすることで、メーカーはパフォーマンスではなく、本当の意味でのリサイクルや環境配慮設計に力を入れて取組むことになり、製品の生産から廃棄までが省資源・低コストで実現可能となり、循環型システムが出来上がる。また、この仕組みが処理単価の低減につながり、不法投棄対策の一助にもなる。
	現在使用する素材の量や種類の削減、無鉛ハンダの採用、使用時の省エネ性の工場等、環境配慮設計を取り入れた製品がすでに市場に出ている。またリサイクルを容易にするため、製造業者が自らの製品を再商品化することに利点を生かし、再商品化施設からの情報のフィードバックを受け、解体容易性やプラスチックの種類やグレードの絞込み、クローズドリサイクルに積極的に取組んでいる。消費者に分かりやすい環境配慮設計製品のPRを、より一層進めて頂きたい。国・自治体には、環境配慮設計製品の税法上の特典をご検討頂きたい。
	現行の法制度下で、メーカーの環境配慮設計は順調に進展していると理解。家電製品の寿命は長いから、環境配慮設計された製品が戻って効果がでるにはまだまだ時間がかかる。
	家電リサイクル法の制度では、使用済みの特定家庭用機器は製造事業者等が処理をすることになっているため、リサイクルしやすい製品を必然的に設計するようになるので、環境配慮設計の方向に進むことが見込まれる。
	メーカーにリサイクル義務を負わしている最大の理由は、環境配慮設計を促進することにあり、その点で現行制度は大きな成果を上げていると評価したい。安易に価格が安いからといって、既存業者による処理を肯定するのは、この考えに反するので如何なものか。（再掲）
	リサイクルの過程や処分先の説明責任を果たすこと。
	不法投棄されている物が、家電品のみでないので、家電リサイクル法で見直すより、不法投棄に対しての、罰則規定を強化するほうがいいと思います。たとえば、車の駐車禁止のように、簡単に見つけて、簡単に罰金を徴収できるようにそして、“ごねればごねるほど”罰金が増えるように。
	消費者が絶対に不法投棄しない仕組みこれが重要。
	「リサイクル料金の排出時負担が不法投棄につながっているので販売時徴収が良い」との声があるが、不法投棄の要因をもっと調査・分析する必要がある。「廃棄するものにお金を払いたくない」と言う単純な動機から不法投棄するケースもあるが、市町村が回収すべき「義務外品」に対する不熱心な態度がこのような不法投棄を助長していると思う。買い替え以外で販売店に依頼すると収集運搬料金は格段に高い料金（近くの量販店では買い替えの場合105円、買い替えなしの場合は4,200円の表示）を取られる。 そこで、行政サービスを使おうと思っても、市のホームページは家電4品目の廃棄は「扱わない」「電気店に依頼せよ」「市町村によっては行政窓口の電話番号の記載をしていない」と不親切である。「義務外品」について、市町村の責務としてしっかりした行政サービスを行なうべきである。また、審議会の議論で「不法投棄の処理費用がかかるので前払い」との主張があるが、家電リサイクル法施行によって、市町村全体の処理費用は年間約355億円削減し、メーカーは約232億円の増加（産構審廃棄物・リサイクル小委員会第2回企画WG資来 A2001.9.10）になっている。この市町村で削減できた費用が社会に還元されないまま、さらに不法投棄処理費用をリサイクル料金から負担することになれば、社会的コストは増加する一方である。「市町村の社会的役割」を考えるべきである。

意見内容	
1. 現行制度の評価	・不法投棄対策として廃棄時負担方式から販売時負担方式に変更するとの意見があるが、不法投棄の主因が義務外品に対する自治体の不適切対応であることから、この変更は無効であろう。 不法投棄対策の強化 ・犯罪行為である「不法投棄」に関する対策責任は自治体にある。 ・不法投棄の発生率については自治体間にばらつきがあるはず。 ・自治体で差異の原因を解析することによって対策効果を明確にすべきである。（どんな対策がより効果的であるか） ・自治体自体が困っているのであるから、不法投棄に関する自治体間交流会などの開催が望まれる。 ・不法投棄の主因は義務外品に対する自治体の対応のまずさと思う。（前記提案の交流会で明らかになると思う）
	不法投棄＝料金回収「販売時負担方式」に議論が集中しているが、料金回収「販売時負担方式」にすれば、家電リサイクルの課題がすべて解決するのか。現行法スタート時に不法投棄に対する課題取組みは無かったのか？不法投棄の問題で、制度全体のあり方を議論するとするならば、不法投棄の詳細を明らかにし（不法投棄は4品目だけが発生しているのか）議論するべきである。 料金回収を「販売時負担方式」にすると不法投棄は何故削減されるのかの根拠が不明である。収集運搬料金の販売時負担や義務外品の自治体対応不足問題、罰則規定等総合的な対策が必要である。
	・世界でも類の無い優れた仕組みで、成果を挙げて、国民にも浸透してきたこの法律をなぜ根本から変更する前払いに変える必要があるのか。 ①不法投棄の原因と主張している者がいるが、なぜ前払いになったら本当に不法投棄は減ると断言できるのか・・・根拠を明確に説明されたい。不法投棄は犯罪であり法で厳しく罰することで取り締まるべき。 ②自治体、販売店は自分たちの役割を判って前払いを主張しているのか ・自治体は不法投棄の処理費用の負担が大きいと言うが、法施行前は膨大な費用で大型ゴミととして処分していたのではないか。義務外品の処理は自治体の役割であり、それをしっかりと果たしていないから、消費者が処分に困り不法投棄してしまうのではないのか。 ・販売店も料金の授受、券の発行、消費者への説明が大変と言うが、法施行前の審議会で消費者、販売店、メーカー、（自治体）の役割については、合意したのではないのか。消費者は料金を負担し、メーカーは処理施設やスキームつくりに膨大な費用を出資している。自分たちだけが被害者のような虫のいい事を言うのはあきれ返る。
	勉強不足かも知れませんが不法投棄の何パーセントが家電に値するのですか？少ないから良いとは言えませんが家電以上に環境汚染激化製品があると思われます。例えば良く目にします自動車、タイヤ、土壌の山積みetc。不法投棄を行政としてもっと厳しく取り締まって欲しい。
	・不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界等も一定の責任を課すべきではないか。といった意見があるが、一部の遵法精神が欠如した犯罪者の犯罪をツケを税金を消費する自治体やさらなる製品価格への転嫁が予測される業界へ回そうという安易な発想には反対である。まず、一般廃棄物、産業廃棄物の処理に関する規制責務を持つ自治体が白昼堂々と家電機器類を回収巡回する者を取り締まるなど、なすべき義務を果たした後の議論とすべき。 ・不法投棄防止対策として、引取り・リサイクルに係る費用を販売時に負担すべきではないか。という意見がもっともらしく語られているが、犯罪者の発生を見込み、これを社会全体で広くカバーして見えなくする方向である。つまり犯罪者が犯罪者として摘発されるリスクが減少し、ますます適切に排出する責務を果たさないという犯罪をしやすくなる方向の改悪であり反対である。
	廃家電品に限らず、不法投棄は違法投棄です。各自治体は不法投棄の未然防止に向けて、「巡回監視やパトロール」「ポスター、チラシ、看板等による普及啓発」等の活動に取組むことが求められていると思います。いずれにしても、違法行為に対しては、厳重な罰則を持ってのぞむことが極めて大切ですし、その行為者を突き止める方策が重要だと思います。
	家電品の不法投棄を減少防止するには、啓発活動強化（一般消費者に対して実施することは、監視の目を養うという観点からも重要になる）と処罰権限を持った警察などによる監視体制強化の両輪が不可欠。家電リサイクルの4品目については、その大きさ、重さから考えて、一般の消費者が捨てるには困難な対象物であると思われる。　不要となった重量物を運ぶ能力を有する人でないとそう簡単には捨てられないため、一般人が捨てるケースは少ないと考える。従って、行政においては、「どこを攻めれば良くなるのか」不法投棄の実態を継続的によく調査し、データとして分析できるようにしておく必要がある。不法投棄に関しては「捨てる人は捨てる」と見られ、料金徴収方式における「前払い」「後払い」には特に関係がないと思う。罰則強化や監視活動、防止キャンペーンなど世の中に対し、もっと不法投棄防止の露出度を高めるべきであろう。

意見内容	
1. 現行制度の評価	特定家庭用機器の不法投棄は、平成１２年度約１２万台から平成１６年度約１７万台と４０％以上増加しているということであるが、調査方法が違うのであるから、単純比較をして不法投棄は増加している、と断言するのは間違いである。平成１５年度から１６年度にかけて、不法投棄台数は若干ではあるが減少している事実に注目すべきである。更に平成１７年度上期も減少傾向が続いており、不法投棄が増えているという誤った見方は改めるべきである。（本来なら、平成１７年度下期（年間合計）の実績がまとまっているはずであるのだから、環境省は早く結果を公表すべきである。）不法投棄は犯罪である。不法投棄の問題は、自治体が取り組むべき責務である。不法投棄が増えていると嘆くばかりではなく、まして処理費用が足りないなどと言わず、不法投棄をどうしたら減らせるか、消費者のモラルアップを図る等の活動を推進すべきである。不法投棄は、単に家電品のみの問題ではない。そこのところを良く見極めて、自治体が自らの責務として取り組むべきである。料金徴収方式を前払いにすれば、不法投棄は減るという意見があるが、なぜそうなるのか理解できない。どうして減るのか論理的な説明をぜひ聞きたい。不法投棄防止のためには、自治体が「義務外品」に対し十分な措置を講ずるべきである。自治体が自ら乗り出せば、自ずと解決する。収集運搬料金を民間より高く、ひどいところではリサイクル料金より高く設定しているところもあると聞く。それが不法投棄を惹起しているのだということを認識すべきである。今回の見直しは、不法投棄撲滅が目的なのか。不法投棄は家電品のみの問題ではないのだから、家電リサイクル法の見直しとは切り離して、総合的な不法投棄防止策の検討の場を作るべきではないか。環境省はもっとしっかりして欲しい。
	リサイクル法対象4品目の回収・処理については5年前までは自治体が実施していた。リサイクル法施行以降は、それが当該事業者に移り、その分、自治体のコストが減ったハズだ。そのコストダウン分を明確にし、余剰となった金は何に使ったかを詳らかにする必要がある。そもそも家庭からのごみ処理は行政の仕事である。リサイクル法について国民を啓発するとともに、不法投棄を取締るのは行政の責務。現行制度を違法行為の要因とするのは責任逃避だ。当面はコストダウン分を不法投棄撲滅に投下すべきだ。
	・料金負担方式 （1）不法投棄を削減するには、料金負担方式を前払いにすることで解決できる問題ではないと考える。前払い方式により不法投棄が減るという根拠を明確にする必要がある。 （2）各料金負担方式（前払い方式、現行の後払い方式）メリット、デメリットを明らかにすること。 （3）前払い方式を仮に採用した時、家電リサイクル法に則り正常に排出処理される予測台数および不法投棄の削減効果をシミュレーションし、その効果を議論すべきである。未確定のまま負担方式を変えることは、社会的にも混乱や経済的な負担が発生するため避けなければならない。
	不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界も一定の責任を課すべきではないか。現在、不法投棄された製品は収集・保管・処分とすべて自治体が受け持っているが、リサイクル料金は業界が持つこととし、自治体は免除されたい。また、現行法規では不要となった時点で費用負担が発生するシステムのため、不法投棄を誘発していると考えられるため、購入時点に費用負担することとされたい。
	不法投棄は犯罪なので　まずきちっと取締りをおこなってほしい。 業者が集めにくるがあの人たちが捨ててはいないか取り締まってほしい。家電よりは　自動車、タイヤなどを先に処分してほしい。自治体もきちっと回収処理して次の不法投棄を助長するような場をつくらないようにしてほしい。
	リサイクル料金を「生産者が製品を出荷する時に生産者が負担方式」に改める。不法投棄は、家電の排出時に高額のリサイクル料金を支払わなければならないことに原因があります。監視やパトロール強化、消費者に法律の趣旨を徹底する等も必要でしょうが、第一にすべきことは、その原因となっている「リサイクル料金の後払い」を改め、「前払い」とすることです。排出者にとって何の価値も生まない排出時に、リサイクル料金（それもかなり高額）を負担することは、誰もがおこなえるリサイクルシステムとは言えません。リサイクル料金の「前払い」は、消費者が家電品を購入時する時に払うのではなく、生産者が製品を出荷する時に生産者が負担（商品価格に含む）する方式にすべきです。家電リサイクル法は拡大生産者責任の考え方のもと、生産者にリサイクル等適正な処理を義務付けていますが、これに加え、財政面でも生産者が責任を負うべきです。これにより、販売価格が上昇し、消費者が不利益を被る可能性は少ないと考えます。リサイクル料金が製品価格に上乗せされたとしても、現状の低価格化競争、販売時の値引きなどにより、リサイクル料金が販売価格にそのまま跳ね返る可能性は極めて少ないと考えられます。定価があってなきがごとくの販売競争が行われています。パソコンリサイクル法導入時には、販売価格に影響を与えませんでした。
	・不法投棄については、家電リサイクル法と切り離して考えるべきである。家電リサイクル法内で検討する項目ではない。不法投棄については、別法律で規制・罰則強化できるはずである。 ・現行制度を継続すべきである。販売段階の負担方式に変更しても、不法投棄は無くならない。家電の廃棄時の公平性を守るためには、排出時時の負担方式である。 ・国や自治体による不法投棄の実態と問題点の情報発信
	不法投棄は、犯罪であり自治体が中心として取り締まるべき。自治体が、「費用がかかるからやりたくない。」と考えてるとしか思えない。家電リサイクル法の見直しと直接の関係は無いのではないか。 海外での不法投棄実態を調査し比較して欲しい。

意見内容	
1. 現行制度の評価	不法投棄が増えているとか、見えないものがもっとあるとか、委員それぞれの感覚で議論がなされている。環境省や自治体の委員は、データを積極的に示すべきでありこれに基づいた議論を期待する。不法投棄は存在すること自体許容できないがごとき評価があるが、法で定められたといって違法行為が絶無になることなどあり得ない。法律で重罪が課せられるものであっても、これを破るものは常に存在する。不法投棄は犯罪であり、守らない者は指弾されるべきものである。不法投棄が摘発される事案を見ても市民個人ではほとんどなく、不届きな業者が大量に且つ何度も犯罪を繰り返しているものが多い。これこそが問題であり、なぜもっと取り締まらないのか、罰則を強化しないのか疑問に思う。一方で犯罪を見逃しておいて、その後始末を善良な第3者に求めるようなことは絶対にしてはならないことである。上記が不徹底のまま、支払い方法等の見直しをしても不法投棄の現象には何の効果もないことは自明である。
	･家電品に限らず、不法投棄は違法行為です。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄絶滅を達成されることを期待しております。自治体では、不法投棄の未然防止に向けて、「巡回監視やパトロール」「ポスターやチラシ看板等による普及啓発」等に取組まれ、それぞれの地域特性に合った取組みが行われており、創意工夫と熱意ある活動が不法投棄を減少させる効果が出ていると考えています。しかしながら、いまだに不法投棄が大きく減少しないのは、住民があえて捨てにいっているのは少量であり、大半は業者が捨てていると考えるのが、自然であります。そこで、業者を自治体や環境省が、監査等できる方式を構築していただきたい。 ･料金徴収方式について、前払いになれば良いとの意見が多いが、前払いになれば資金管理法人が必要となり、その経費が必要となるため、ひいてはリサイクル料金に付加せざるを得なくなることが懸念されます。また、前払いの方式によっても抱える課題が異なるが、年金制度のように、将来のリサイクル料金が高額になる危険性も孕んでおり、後生に課題を残す制度になる懸念があります。そこで、前払いになれば、不法投棄が減少するメカニズムを、わかりやすく説明していただきたい。
	廃家電品に限らず、不法投棄は違法行為です。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄絶滅を達成されることに努力して欲しい。自治体では、不法投棄の未然防止に向けて、「巡回監視やパトロール」「ポスターやチラシ、看板等による普及啓発」等に取組まれ、それぞれの地域特性に合った取組みが行われており、創意工夫と熱意ある活動が不法投棄を減少させる成果が出ている。 ･自治体が取組むべき責務である。更なる啓発活動の取組み。 ･罰則の強化 ･前払いにしたら不法投棄がなくなるとの意見があるが、費用の負担先が変わるだけで、不法投棄撲滅への解とはならないし、むしろ不法放置の発生増が懸念される。
	これは家電の問題と言うより社会全体の問題であり個別的に対応をすると言うのではもっと全体の枠組みで議論してはどうか。
	そもそも消費者が負担することが誤っている。消費者の負担が増えるのであれば、不法投棄はなくならない。リサイクルしやすい商品を販売し、リサイクル時は、無料とするか、消費者に返金するくらいの体制を築くべき。消費者は、商品を買うときに消費税をとられ、回収時にさらに金をとるということは間違っている。
	負担方式の変更をしても現状の不法投棄対策の問題解決にはならないと思う。市場原理の下で料金が低額していく制度を作れば多少の違いはでると思う。リサイクル料金については無料にするべき。消費者として料金はない方がたすかる。
	不法投棄は違法行為である。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄撲滅を達成されることを大いに期待している。個人が行っている不法投棄と、ビジネスとして行われている不法投棄は全く別の問題であり、その実態把握と対策を、自治体は明らかにしていただきたい。自治体が中心となり、住民へのモラルアップを図る啓発活動の更なる取組みを望んでいる。
	･無料回収業者の取り締まりを徹底すべきではないか。不法投棄の罰則を強化すべきではないか。 ･リサイクル料金がどのように使用されているのか消費者に認識させるべきではないか。大きさ･形が違う同じ商品のリサイクル料金が同じというのは納得できない。リサイクル料金を別々に考えてみてはどうか。前払制にしても、無料回収業者に回収、不法投棄されては制度の意味がないのではないか。
	法違反の行為に自治体や警察は断固対処すべき。取締り強化、罰則の強化を図るべきだ。その姿勢を国民に見せず、家電リサイクル法の料金を前払いにすれば不法投棄対策になると思わない。廃棄時での料金徴収タイミングが、不法投棄を増やしているという確たる検証もない。まず、やるべきことをやってほしい。

意見内容	
1. 現行制度の評価	不法投棄を削減するためにはリサイクル料金の負担方式として販売時課金方式を検討すべきではないかと考える。
	リサイクルは、皆に役割分担があり、皆にそれぞれ負担があるものである。そう言う観点で、リサイクル料金徴収方法についての意見を見てみると、地方自治体の「前払い」意見には、ある程度の納得性がある。メーカーの「後払い」支持意見にも、それなりの納得性がある。しかし、流通の「前払い」主張は、自己の負担減という自分勝手な意見としか聞こえず、納得性が全くない。特に、商品の販売価格に包含せよとの意見は、説明責任という、自分の役割を放棄した、敵前逃亡である。さて、問題は、地方自治体の言う、「前払いにすると不法投棄が無くなる」という理屈が、本当なのか？という疑問である。個人が、山林に大型で重量のある冷蔵庫やテレビを捨てに行くだろうか？マイカーにそんな物は積み込めない。個人の不法投棄は、ゼロではないだろうが、微々たるものだろう。そうすると、不法投棄の大部分は、一部の産廃業者による組織的な違法な行為であろう。そう言った行為は、「後払い」も「前払い」も関係ないだろう。
	・指定引取場所のA・B共有化を進めることも必要であろうが、小売店の義務外にある排出品を集めやすくする仕組みも整備すべきである。多くの自治体が義務外品の収集に手を打てておらず、消費者はどこに排出して良いのかわからない実態が存在する。 市民サービスを進める必要がある自治体が、なぜ、これを逆行するような動きをとるのか理解に苦しむが、自治体の一部には対象4品目が自治体に持ち込まれないように、収集運搬費用を高めに設定している。大手量販店が消費者から得ている運搬料金は現状100円から500円であるのに対し、収集運搬費用だけで3000円以上取っている自治体もある。審議会の中で説明があった大阪府で、大阪府方式を進めている自治体の義務外品の収集状況をホームページで見ると、自治体が収集する費用として、八尾市が一律2500円、松原市が2700円、島本町では大型冷蔵庫5000円、その他は3500円などとなっている。その他の大阪府方式の加盟自治体（大阪市、高槻市、茨木市、守口市、堺市、大東市、東大阪市、高石市、泉大津市、和泉市、泉佐野市）は義務外品を収集しない。これは大阪に限ったことではないであろうが、自治体は義務外品に手を打たないか、自治体に持ち込まれないように市民を誘導し、ある意味、不法投棄を助長している部分もある。住民のためにきちんと義務外品に取組んでいる自治体も多いが、今一歩踏み込んで、義務外品を集める仕組みがあっても良いのではないか。義務外品に対して自治体がサブヤード等を設置し、メーカーが定期回収するような仕組みを構築できないであろうか。
	・自治体の「後払い」と『不法投棄』に関する基本スタンスがわからない。一回目の審議会の新聞報道を読みますと、自治体代表の方が、『不必要なものにはお金を払いたくないのが人情』と発言されたようですが、最近は、粗大ゴミを定日・有料で自治体が引き取るしくみが定着、拡大しつつあります。引越しの例では、私の場合、ベッドやふとんを自治体に引き取ってもらったのですが、まさにこのしくみは「後払い」です。このような「後払い」を推進している自治体が、「後払い」だと「不法投棄」につながるというのは、絶対におかしいと思います。
	・自治体の意見を見ると、不法投棄対応には金が掛かるのでメーカーに資金負担を求め、中にはメーカーが現場から回収することを求める意見すらある。不法投棄の責任は捨てた当事者にあり、メーカーが不法投棄に何ら責任がないことは明らか。この意見は、善意の第三者に責任を押し付けるもので、行政を司る者として不適格と言わざるを得ない。地域住民の敷地に不法投棄されたものは土地の管理者責任と言って取り合わず、しかも自らの管理下のものは他に責任を押し付ける態度は無責任。岐阜県等の大量不法投棄事件は、自治体の後ろ向き姿勢（見て見ぬふり）がその被害の拡大を助長した。不法投棄に無頓着な自治体が得をし、努力している自治体が報われないような仕組みは悪法以外の何ものでもない。⇒不法投棄の内、家電4品目はその一部分を占めるに過ぎない。不法投棄問題を議論する場合は、その全体を議論すべきで、まずは、主犯者が個人なのかビジネスなのか、どのようなものが多数を占めるのか、その元凶は何かを明確にして、最も効率的で効果のある対策を考えるべき。 ・前払い派が多数であるが、その論拠が不明確。不法投棄の増加もその原因の分析がないままに前払化主張はいかにも素人的な議論。例えば、自治体の対応不備もその大きな原因と思われる。しかも不法投棄は、問題となる、メーカー回収に回らない量に占める割合は極僅か。
	前払いで先に消費者からお金を集めておけば、廃棄回収されない商品分の余った費用を不法投棄された商品の処理費用に充当できるという意見もあるようだが、善良な市民をバカにした考え方としかいえない。我々は、永年愛用してきた商品を再生処理してもらうためにリサイクル費用を払うのであって、不法投棄をする犯罪者を助けるような考え方には絶対に反対である。現行の後払いこそ公平・公正な制度であると認識している。
	不法投棄の現場を回ってみた。不法投棄の現場では、家電4品目もそれ以外のものも多数捨てられている。それ以外のものの中には廃棄に際し料金を取られるものも無料で回収されるものも含まれていた。つまり、後払いだから不法投棄が起き、前払いなら不法投棄が起きないというのは現実とは異なる説明であり、誤った仮説と言うほかない。我々がイベントを行う際にゴミを持ち帰らせる試みを行って成果を挙げている。これを成功させるポイントは1つ。最初のゴミ捨てをさせないことである。一旦、一袋のゴミが捨てられるのを看過すると、後は無限にゴミが捨てられる。繰り返すが、最初の一つを阻止することが大切なのである。「壊れた窓ガラス」理論は不法投棄についても適用可能なものであると考える。最初の不法投棄を阻止するために、自治体も住民も事業者も協力することが必要である。自治体が、この努力を放棄して、第三者に費用負担を求めることは問題の根源的な治療を放棄するばかりか、さらなる不法投棄を奨励するに等しい。これは自己矛盾と言うほかないと考える。以上から帰結することは、不法投棄の後処理は自治体の責任とするしかないということである。

意見内容	
1. 現行制度の評価	･不法投棄の低減は、罰則の強化、費用負担(自治体が負担を原則に)を明確にすることにより取り締まり、監視等を自治体が強化し、効果が現れる。(自治体は費用負担低減のために真剣に取り組むことが考えられる。)支払い方法の違いによる不法投棄の差異はない、モラルの問題で日本人はそんなに悪くない。 ･リサイクル料金の前払いと後払いについて、前払いにすれば全て解決するかの様な発言が流通、自治体から発言されている、そもそも廃棄するものが自分のもので長年使用したものだから費用を払う、何時捨てるか分らないものにリサイクル料金を払うと思うか、現状より問題が大きくなることが必然である。パソコンは、前払いにしたが不法投棄は増えている。
	･対象品目を拡大するとなると、家電4品目に限定した場合には可能な現行の方式は不法投棄される廃電機･電子機器の種類と量を増加させることになるのは必定である。EU方式のように、消費者はストックヤードまで廃電機･電子機器を持って行けば無償で引き取ってもらえるシステムとし、回収･リサイクルに要する費用は、メーカーの負担とするように制度設計をすべきである。
	法を守らない人を取り締まるのは、行政の重要な責務である。にもかかわらず、不法投棄が放置されている現状は、行政の怠慢そのものと思います。違反者を十分取り締まらずに、法を改正しても、取り締まりが不十分なままであれば、法を守らない人は引き続き法を守らず、正直に法を遵守する人が不自由になるだけで、まさに「正直者が馬鹿をみる」結果となります。不法投棄は必ず取り締まる。→行政の取締まりをコストをかけずに強化するためには、どうすればよいかという観点から、見直しをご検討下さい。例えば、駐車違反は取締り方法の変更により違反者が劇的に減少したという良い例もあります。よろしくお願いします。
	最新の不法投棄データで議論すべき。不法投棄については最新で平成17年度上期のデータが環境省から公表されているが、審議会では取り上げられず、平成16年度までのデータで議論されている。国の政策を審議するにはタイムリーでなく、事実を無視して不法投棄が増えていると嘯いているのではないか。因みに、当該データをみると、明らかに不法投棄が減少し始めた。下期も減少していると推測されるが、平成18年度に入ってからはどうなのか。最新のデータを示して議論すべきである。不法投棄の定義が曖昧。ゴミステーションへの排出は除外すべき。環境省の平成17年上期不法投棄データに、不法投棄された場所が公表されている。その信憑性を云々する積りはないが、自治体のゴミステーションに排出されたもの（全体の20%）を不法投棄にカウントしている。家電リサイクル法が施行されてから、これもカウントされることになったが、果してこれも不法投棄なのか。少なくとも法施行以前はゴミステーションへの排出は不法投棄にカウントされていない筈で、施行後との単純比較は全く意味が無い。不法投棄の犯人は、業者か、それとも個々の消費者か。審議会の委員は谷底に捨てられた不法投棄に高額の処理費用が掛かると主張されたが、上記データの区分では、その量は定かでない。しかし、果して消費者個人がどうやって谷底に不法投棄するのであろうか。豊島や青森･岩手県境の不法投棄と同様、谷底に捨てた犯人は（残念ながら、不法投棄犯を捕らえて聞いたわけではないが）、業者ではないのか。個々の消費者の行為はそれ程悪質な不法投棄をすることはなく、近くのゴミステーションや道路が多い。少なくとも、不法投棄をするのは業者でなく、料金支払を拒否する消費者であるという思い込みが強すぎる。不法投棄の本当の要因は、リサイクル料金ではなく、義務外品における販売店や自治体の高額な収集運搬料金にあるのではないか。リサイクル料金が高く、後払いであるから不法投棄が多い、よって前払いにすべきと主張する委員は、不法投棄の実態を見誤っている。 買替の消費者はキチンと販売店に引渡している。販売店に引取ってもらえない排出のみの消費者が困っていて、不法投棄の真の要因は、義務外品の収集運搬について自治体が適切な対応をしないことにある。義務外品についても一切収集運搬をしないと宣言している自治体、或いは義務外品の収集運搬料金を3000～5000円と通常の粗大ゴミ料金よりはるかに高く設定して持ち込ませないようにしている自治体が、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品については自ら適正な料金で収集運搬を行い、或いはそれを代行する販売店を決めて予め住民に周知している自治体の不法投棄は改善されている。不法投棄対策に求められるのは、義務外品に対する自治体の住民サービスでないか。買替で購入する消費者（家電リサイクル対象品目の普及率からみて大半の消費者が買替。）にとっては、後払いでも先払いでもリサイクル料金の負担時点は購入時点＝排出時点で、全く同じことである。従って、不法投棄を減らす政策として主張されるリサイクル料金の前払い方式は決して有効な策ではない。最も低コストで効果的な対策は、不法投棄の真の要因である「義務外品」について自治体が適切な料金で収集運搬することであり、それを住民に周知することに尽きる。（なお、適切な料金は是非大手流通の収集運搬料金を参考に願いたい。限りなく無料に近いのが実態と推定される。）家電リサイクル法施行により、自治体は本来のサービス業務を販売店とメーカーに任せすぎであり、その結果、義務外品に無策というポテンヒットを生み、不法投棄の事後処理に高額な税金を使っているのではないか。自治体が本来の住民サービスに努めるなら、法制度の改正など全く必要がない。
	･不法投棄の実態によって、対策が異なると思われる。人の不法投棄は、リサイクル方法の周知･教育（道徳）･リサイクル方法のし易さを改善すればある程度は減ると思われる。教育は、国の仕事である。不法投棄の見回りも必要だが、悪いことだと教えたり、国民の義務を教える必要がある。業者（小売業を含む）による不法投棄は、悪意によるものであり、量も多いと思われる。これは断固として厳しく処分する必要がある。見て見ぬ振りをする自治体･国とも責任がある。 ･義務外品の回収が、煩雑で個人の不法投棄の対象となりやすいと思われる。義務外品でも回収することで一定のメリット（キックバック）があるようにして、小売店等が積極的に回収できるシステムはできないだろうか。A･Bと指定引き取り場所が分かれているが、メーカーごとに場所が変わるのは排出者にとっては面倒である。小田急電車からメトロに乗ろうと電車賃の配分を気にすることなく支払えるパスネットのようなシステムはできないのだろうか。排出者は最寄の引き取り場所に持って行き、引き取り場所内でメーカーごとにまとめ伝票上で料金をA･B間でやり取りするというようなものを想像しているが（難しいでしょうか？）
	･前払方式にしても不法投棄はなくならないと思う。

意見内容	
1．現行制度の評価	不法投棄は重大な違法行為で、取締権限をもつ自治体が取り締るべきもの。排出量の僅か1％にも満たない不法投棄でもって法改正すべきという意見は、本末転倒。大半の消費者は購入と同時に排出するから、前払いも後払いも全く同じ時点での負担である。従って、料金負担方式を変更しても何ら解決しない。不法投棄の要因は自治体が義務外品に十分対応していないことにある。義務外品は、リサイクル料金　の他に高額な収集運搬料金を取られるので、消費者は困っている。販売店も自治体も腰が引けて消費者を助けないから、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品について、自治体が適切な収集運搬料金で自ら引取るか、或いは収集運搬を代行する適切な販売店を予め住民に周知しておく等、適切な対応策を打出すことが肝要である。そもそも自治体は、法施行後、家電リサイクルについて販売店・メーカーに任せすぎ。不法投棄の回収に無駄な税金を使うよりも、エアポケットが発生しないよう積極的にゴミステーションによる回収等、本来の住民サービスを果たすべき。
	不法投棄をなくすために、前払いにすると言う意見は納得できない。不法投棄は犯罪であり、取り締まる適切な方法を検討すべきと思う。法で縛って犯罪が無くなるのなら、世の中の全ての犯罪が無くなることになる。国民一人一人に目的を更に啓蒙し、モラルの向上に勤めるべき。お金を払う正直者がバカを見るような、社会風潮にしてはいけない。不法投棄は店で引き取って貰えない品物ではないのか。どうして廃棄していいのか判らず放棄するのが原因ではないのか。勿論確信的な業者の行為は論外で、犯罪として厳しく取り締まるべき。自治体の考え方がおかしい。不法投棄を後払いが原因と声高に主張しているが、自分たちの役割が判っているのでしょうか。廃棄の処理に困り当該役所に問い合わせても、担当部門が適切な対応が出来ず「メーカーに頼め」などと呆れるような回答をされる。ましてやHPや「県のたより」や「市のたより」などで広報を徹底している自治体が幾つあるのでしょうか・・・本当に疑問です。法律の施行以前は全て大型ごみで莫大な費用を費やしていた事を、すっかり忘れ法律の施行により消費者の負担になったら、自分たちは被害者のような態度で、不法投棄の処理費用が大きな負担になっているとの言い草は笑止千万です。まず役割をまっとうして下さい。費用が減った分の還元を公表して欲しい位です。販売店の主張もおかしい。現状では手間が掛かる、消費者に説明するの大変と言うが、法律の施行前の検討で十分審議され、役割を明確化したのではないのですか。消費者には費用負担、メーカーには設備と仕組みの投資と負担させておいて、自分達だけが負担を強いられているとの言い分は、上記自治体の姿勢と同じ‥
	(1) 不法投棄分析 ・平成18年4月18日環境省報道発表資料「廃家電製品等の不法投棄の状況について」によれば不法投棄のうち「ステーション等のごみ収集場所」に廃棄された割合は20．1%。 ・平成17年10月27日　環境省報道発表資料「市区町村における家電リサイクル法への取組み状況について」によれば、72%の市区町村が義務外品の行政回収を行っていない。 ・ゴミステーションへの不適正排出を不法投棄とカウントしている自治体とカウントしていない自治体がある。 ・各自治体のホームページを見ても義務外品の対応について書いていないHPが多く、排出のみする人が自治体のHPを見ても義務外品の処理のしかたが判らない。 以上より「ステーション等のごみ収集場所」に廃棄された4品目はそのほとんどが個人の義務外品（不適正排出品）と推定される。（17．5万台の内3．5万台） (2) 不法投棄防止対策案 ★義務外品の地域小売店と許可業者を中心とした回収システムの構築 ★不法投棄物の定義の明確化 ・ゴミステーションに出されたものは対象外とする。 ★自治体ホームページ・パンフレットの充実、啓発活動 ・4品目の処理方法を買換えの有無別にチャートで説明 ・義務外品の処理方法掲載（連絡先、引取場所、処理料金等） ・不法投棄防止の啓発情報、発見時の連絡先、不法投棄情報等の掲載（公表） ・外国語対応のホームページやパンフレット ★自治体間で不法投棄への取組みの参考事例を共有できる仕組み作り (3) 不法投棄台数データの統計分析の提案 不法投棄の増加・減少については各自治体の不法投棄台数データ（5年間）の統計分析（対応のある母平均の差の検定）を行うべき。そうすれば「統計的に99%の確率で増加しているといえる」又は「増加しているとは判断できない」などの結果が得られる。
	・前回のパブコメでは、不法投棄に関わる費用を関係業界がいくばくか負担すべきとの意見もあったが、まじめに料金を支払った人の費用で、悪者の尻拭いをしようとするものであり、とんでもない仕組みと言わざるを得ない。まじめにやった人が損をする仕組みは世の中に受け入れられない。不法投棄により発生する費用は、より公共性の高い原資でまかなわれるべきだが、税金の投入を極力抑えるためにも、取締りや罰則をより強化する必要がある。

意見内容	
1. 現行制度の評価	･国内に比べより大きな量となるであろう海外不法投棄に繋がる中古品等の流れの実態を明確にするべきである。これを海外不法投棄対策に繋げねばならない。国内の不法投棄が家電ﾘｻｲｸﾙ法施行後本当に増加しているのかは、法律施行前後において同じ基準で調査が実施されてきたのかが不明確であり疑問である。しかし、この不法投棄は法違反の行為であり、行政として取り締まりを強化する事が先決である。費用がかかるからと言って放置することは自らの責任を放棄することであり、こうした法違反を助長することに繋がる。自治体が不法投棄の処理に真面目な消費者が支払った費用を充てることは、法違反者の捨て得を認めることになり、到底許されるものではない。自治体は甘えているのではないか。住民の身近な存在である自治体は回収ヤードの提供などもっと住民サービスと不法投棄防止に工夫の余地があるように思われる家電以外の不法投棄についても明確にすべきである。こうしたデータをベースにどの対策が急がれるのかを議論する必要がある。 ･A、Bに分かれてしまったのは独禁法上2グループに競争させざるを得なかったからではないのか。収集運搬に於いてA、Bの境をなくすとすれば、メーカーが構築してきたシステム全体の見直しが必要となり、大きな費用がメーカーに発生する。国の説明責任が求められる。住民にとっては普段のゴミを収集している自治体の仕組みで回収頂くことが最も便利であるし、不法投棄改善にも役立つ。是非自治体のこの面での役割を見直すべきと思う。
	･法を守る道徳心の教育･啓発、さらに罰則規定の強化が必要。廃棄物処理法では罰則金をかなり高くした。同様に罰則強化するのが良い。特に山林や川に不法投棄する悪質な場合、相当高い罰則金を求める等。自治体が引き上げる負担もカバーできる。
	一般消費者よりも悪質産廃業者による不法投棄の方が圧倒的多数である現実を鑑みると、不法投棄問題は家リ法というよりも廃掃法の問題ではないか。
	日本人の勤勉な国民性を考慮した排出時排出者負担の考え方は年々着実に定着しつつあります。排出時にリサイクル費用を支払うことは環境維持にはお金がかかるということを自覚させ、国民に対する環境教育をするよい機会でもあり、今後も継続すべきだと考えます。リサイクル料金の購入時支払いという意見もあるが、15年後の排出時商品は大きく変わりリサイクルする費用は予測できない。前払い料金を管理する機構やそれに伴うシステム構築に莫大な費用がかかり資金管理法人の設立など、費用はおそらく国民の税金から支出される。システムづくりも一からの投資になりまた無駄な費用が発生する。不法投棄も大半が不良業者によるもので、前払いにしても減少しない。現行の仕組みの継続のほうが、はるかにﾒﾘｯﾄが多い。多少の不具合の改善はしても、基本的なスキームは間違っていないので、国としてやっと軌道に乗りかけた施策はもっと粘り強く徹底すべきです。
	消費者への啓発も必要だが、自治体･郵便局への啓発も必要ではないか。確かに、自治体･郵便局は家電リサイクルの運営をしている側ではないが、自治体や郵便局が消費者の窓口になる可能性は十分ある。その窓口に当たる側が法やしくみを理解していなければ、不法投棄に繋がるのではないか。
	法の施行から5年が経過した。廃家電4品目の引取り台数が増えているので、消費者及び関係者の理解と協力に支えられ、法の主旨が定着していると判断する。しかし、不法投棄の台数も増えている。それは、不法投棄に対する取締りや罰則が甘く軽いことである。取締りを強化し罰則（多大な罰金や禁固刑の適用）を重くする、と同時に正直な消費者にはインセンティブ制度を実施する。 例：不要時に取扱い店に持ち込むと環境保護協力金を渡す。 国民のマナー向上は、掛け声だけでは浸透しない。環境を守る重要性は学校教育で取り入れられているが、「不法投棄は厳禁」であることを幼少時より教え育む必要がある。環境保護は、長い年月をかけて取り組む国家事業である。
	家電4品目以外でも、不法投棄は発生している。従って、料金の前払い方式に変更しても不法投棄が減少するとは考えられない。ビジネスとして、不法投棄を行っている業者を規制する制度改革が必要と考える。
	家電リサイクルで料金後払いであるから不法投棄が増えるというが、他の品目はこの5年間で増えていないのか。不法投棄は犯罪であるから、もっと根本のところで取り締まることが必要である。
	法律施行前の、厳密な意味での不法投棄のデータが存在するのでしょうか。法律施行後のデータでは、1．6％前後で、大きな増減がありません。法律施行前の、不確かな不法投棄数量を前提とした増加論は、間違っているのではないでしょうか。例え、推測の範囲での施行前不法投棄数量に対して40％増加していたとしても、1％のレベルでのことであり、10％あったものが40％増えたということと全く別次元のことではないでしょうか。マスコミの中でこのような表現をとりたがるとしたら、針小棒大の表現といえないでしょうか。むしろ、「意見」にもあったように、個人の不法投棄ではなく、ビジネスとして行われる不法投棄が、問題であり、このような業者を取り締まることこそ必要なのではないでしょうか。これは、明らかに、ビジネスとして回収したが、中古としては売れない製品の処置に困ってやったことであると考えられます。違法な海外輸出と同じく、前払いなら、不法投棄がなくなるというのは誰が保証するのでしょうか。

意見内容	
1. 現行制度の評価	「リサイクルは、国民がそのあり方を考えるべきである。」と考えています。安易なリサイクルで良ければ、即ち、埋立・焼却を増やしても良いならリサイクル料金は安くできます。しかしながら、そのために、素材回収率が少なくなり（法律は守るが）、埋立、単純焼却が増えることになったとしたら、国家百年の計からは到底、妥当であるとは考えられません。埋立、単純焼却を最小にして素材回収率を最大にする事こそ、これから、日本としてやるべき事ではないのでしょうか。そのためには、それなりのコストがかかることを国民として理解し承知すべきではないでしょうか。費用を税金で払おうが、メーカが負担しようが、結果、消費者である国民が払うことになるはずです。例えば、従来、自治体の税金で処理していたときがそうであったように。これを理解して頂きたい。なぜ、税金で処理をするならいくらかかっても良く、家電リサイクル法で支払う時になったら、払いたくないと言うのはどのような考え方なのでしょうか。理解できません。不法投棄は、前払いだから減少するというのは、考えにくい。「意見」にもあったように、個人の不法投棄ではなく、ビジネスとして行われる不法投棄が問題であり、このような事例では、明らかに、ビジネスとして回収したが中古としても売れない製品の処置に困ってやったことであると考えられます。これでは、料金の支払制度ではなく、不法中古ビジネスを取り締まるべきであると考えます。「意見」にもあったように、廃棄物処理は、日本では、廃棄時に費用の支払いが発生するということが行われてきました。この習慣が根付いているはずであり、現在の後払いでも一定の良い評価を得ているのはこのためであると考えます。
	・不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界等にも一定の責任を課すべきではないかとの意見があった。不法投棄は、投棄をした者の違法行為であり、これを取り締まるのは自治体である。従って、自治体の責任において処理すべきであり、全く責任のない関係業界に費用を課すのはおかしい。自治体が自らの費用で処理するからこそ、不法投棄取り締まりのインセンティブになると思う。 ・環境省が公開した平成17年度4-9月の不法投棄の状況調査を見ると、「ステーション等のごみ収集場所への不法投棄」が全体の20%もあった。これは普及啓発不足によるものが多分にあるのではないかと思う。ごみの廃棄方法を自治体がもっと啓発することにより、このような不法投棄は減少すると思う。
	家電リサイクル法が施行されて、5年が経過したようですが、私も当時は、家電品を引取って貰うのに何故、お金を支払なければならないのかと憤慨した一人でしたが、昨年の暮れに冷蔵庫を買い換えた際には、古い冷蔵庫をリサイクル料を払って電気店に引取って貰いました。また、今年の5月には自動車の車検が来ましたので、何の抵抗もなく、これもリサイクル料を支払って車検を受けました。今では、使い終わった廃品を法に従ってリサイクル料を支払うのは排出者の義務として、当然と思う様になりました。これは、家電リサイクル法が始まったことにより、私を始め環境問題について国民全体が理解されて来たのではないでしょうか。 また、リサイクル料金の支払方法についても、自治体や流通は前払い方式が良いと言っていますが、前払い方式は反対です。理由は①家電製品は一度買ったら10年、15年は大事に使用します。10年、15年後にリサイクル処理されるものを今、何故払わなければならないのでしょうか。10年、15年先のリサイクル料金が安くなるのか、高くなるのか不確定のものを先に払うことなど出来ません。処分する時に費用を支払うのが当然だと思います。②前払い方式にすると、排出者からリサイクル料金を預かる管理会社（自動車リサイクルと同じ様な）を設立しなければならないと思いますが、10年、15年後に発生する処理費の金を管理するための会社設立は無駄な経費（人件費、建物、管理費等々）だと思います。③自治体等は後払い方式だから不法投棄が多くなると言っていますが、前払い方式なら不法投棄がなくなるとは思えません。不法投棄は一部の悪徳産廃業者がやっていることであり、行政自治体は不法投棄に対しての監視の強化と罰則を厳しくすることが肝要だと思います。 自治体は不法投棄を処理するのにお金が掛かり過ぎると言っていますが、家電リサイクル施行前までは自治体が大型廃家電の処理をしていたはずです。その時の方が処理するお金が今より多く掛かっていたと思います。自治体が廃家電品4品の処理をしなくても良くなったのは、家電リサクル法のお陰だと思います。
	不法投棄をした業者、個人への罰則強化は必須。大きな問題は、何でもかんでも販売店任せにしていること。自治体は引取拒否、アドバイスすらしてくれない自治体が多いと聞きます。また、回収してもらえるとしても、バカ高い費用を取られる。法律で、販売店の引取義務のないものは、自治体が引き取るように改正すべきだと思います。
	特定家庭用機器の不法投棄は違法行為であることをメディアを通して強く認識させる必要がある。不法投棄に対する取り締まりを厳しくし、罰則規定等で厳しい対応をとる。
2. 法律の目的	法のシステムを抜本的に見直し、拡大生産者責任にもとずくフレームに改めるべきである。EU（欧州連合）においては、WEEE（ウィー）（Waste electrical andelectronic equipment）（廃電気・電子機器）指令（2002／96／EC）とRoHS（ローズ）（Restriction of the use of cert ain hazardous substances in electrica l and electronic equipment）（電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令（2002／95／EC）が出され、廃電気・電子機器の有害物規制がすすんでいる。我が国の家電リサイクル法は、有害物質規制の観点が弱く、EUの規制から大きく遅れをとっている。EUに輸出する日本の製品も規制を受けるため、我が国の大手家電メーカーは、RoHS指令の規制をクリアするべく自主的取り組みを終えているが、EUと同種の規制をかけることで、環境配慮の製品作りに拍車がかかるように、家電リサイクル法の規制をEU並みに強化すべきである。

意見内容	
2. 法律の目的	リサイクルの推進と、違法行為の撲滅が同じ土俵で論議されていることに疑問を感じます。本来の家電リサイクル法の制定趣旨は、”家電製品のリサイクルの推進”であったと思います。一般ユーザーがリサイクルに参画し、意識を持って協力する体制は、現行の方式によって築かれたものと思います。不法投棄する一部の違法行為者を削減するために、本来の”趣旨”を弱めてしまって良いものでしょうか。事前に費用を負担すると言うことは、税金を払うことに似ていると思います。つまり、リサイクルに直接支払うという意識は生まれがたいと思います。そういう意味では、従来、自治体が税金で処理することと何ら代わりがないと感じます。前払い＝不法投棄がゼロになるという理論も理解できません。富士市では自転車を金属類を無償で資源ゴミとして回収していますが、いたるところに不法投棄されている自転車を見ます。前払いにしても、運送を含めて手間が発生する以上、不法投棄は無くならないと思います。また、詳細の意見の中に、谷底に落ちた冷蔵庫を何万円も支払って処理する費用を自治体が払うことはおかしいという意見がありましたが、前払いになったとして、なおかつ谷底にある冷蔵庫を処理するのは誰になるのでしょうか。製造者が谷底から引き上げるのですか？そうではないと思います。あくまで、違法行為と、リサイクル法は別であるとして考えるべきと思います。 見えないフローが多いとの意見があるようですが、見えないものすべてが違法行為ではないと思います。リサイクル料金があるから、リユースに回っているのであれば、本来の目的通り、リサイクルが推進されているのだと思います。問題は、見えないフローの中に、どれだけの違法フローが存在しているのかだと思います。近所にも、”家電品を引き取ります”といったトラックが回っています。そのような回収ルートの先を調査し、違法行為がないのかを把握すべきと思います。もしも、違法行為が横行しているので有れば、取り締まりを強化すべきです。そのことが、リサイクルの向上を促進することだと思います。使用者が責任を持って処理すると言うことが大前提になる以上、現行の方式にて何の問題があるのか私には分かりません。もし、前払いにするので有れば、従来のように、自治体が税金で実施すべきと考えます。ユーザーのリサイクルへの意識も大きく変わらず、より透明で簡潔な処理システムになると思います。（再掲）
	法で、廃家電のリサイクルを制度化した主旨は、従来の廃棄物処理を一歩進めて、環境負荷物質など家電製品の組成及び構造を最も熟知しているメーカーに、責任を持って再商品化することを義務付け、より高度な再商品化と環境負荷物質の適正処理を目指すことであり、従来の主として破砕して有価物を取り出す方法では限界のある多くの課題を解決するために制定された。更に今日では、高循環型商品つくりのために商品開発からDFEや回収した素材の再利用促進等、メーカーが自ら循環性の高い商品つくりに積極的になるなどの成果が見られる。しかしながら、メーカーが、法の趣旨に添って再商品化義務を果たしている一方で、回収・リサイクルに関する排出者負担軽減などを理由として、今なお、法で定められたルートとは別の従来どおりの廃棄物としての処理や、再使用を看板とする家電回収ルートが存在している。このことは、メーカーに製造者責任を逃れる口実を与えることとなり、消費者の利益には繋がらないばかりか、循環型社会構築の流れにも逆らうことになる。循環型社会形成のために、家電品の生産及び流通等の事業者、使用者、廃棄物処理行政を担当する市町村の果たすべき責任が、社会的に十分理解・徹底されていないことが、法で定めたルート以外の処理ルート並存の原因があると考えられる。今後、より高度の再商品化や再利用の促進と環境負荷物質の適正処理を求めていくためには、メーカーの製造者責任を再確認して再商品化事業のレベルアップを求めるとともに、排出者（消費者）・販売店・流通業者・行政等、幅広い関係者が、お互いに情報交流しながらその協調体制を築き、社会システムとしての定着を目指すべきである。（再掲）
3. 3Rとの関係	現行制度を3Rの推進の視点から評価し、この取り組みを充実させていく方策を検討すべきとの意見については、賛成。
	本来はなるべく長く使える機器を作るのが先決だ。3Rの理念から言えばリデュース・リユース・リサイクルであることに変わりない。長く使える基本設計（高くてもいい）、壊れたら治せるサービス体制（こちらは安価に）を望む。
	当初は「廃家電＝廃棄物」の意識が残っていたが、「廃家電＝リサイクルすべきもの」との排出者側の3Rに対する意識が浸透してきた。家電リサイクル工場側も、回収できるものは可能な限り回収するという意識により、これが再商品化率のアップにつながっている。「3Rの推進」の観点からは、現行制度は総合的には成功している。 家電リサイクルにより回収された素材のうち、特に非鉄金属系スクラップは、中国の旺盛な需要に取り込まれて高値で売却されている。特に、国内では解体処理にコストを要するコンプレッサーなどが人件費の安い海外に輸出されている事例が多い。 もともと家電リサイクル法の制定された経緯が、埋立廃棄物の減量に重点が置かれたものであり、国内の資源確保の観点が抜けているためと認識している。 家電リサイクル法はメーカーが主体となって取り組んでいるため、リサイクル工場で回収されたものの出先については、廃棄物処理法による規制を除けば、制約すべきものではないのかもしれない。しかし、上記のように非鉄金属系スクラップなどは、国内の資源確保の考え方を取り込むことも必要ではないか。結果として、中国等の海外への資源の安定供給の効果が出ている状況よりも、「国内で資源を回す」という一歩進んだ3Rのスキームを確立させたいと願っている。
	リデュースやリユースは、リサイクルとは相反する側面があるので、今回の審議会ではリサイクルに特化すべきである。
	3Rとリサイクルの関係方針の整理。特に中古品輸出関係を明確にする必要がある。（国内循環システムなのか地球規模で判断するのか曖昧）

意見内容	
3．3Rとの関係	「リサイクル」は家電リサイクル法で明確化され、責任の主体がはっきりしていますが、「リデュース」「リユース」については、「リサイクル」に比べて責任･役割分担が不明確で、しかもそれぞれについて明確なルールと罰則を決めることにより、総合的に3Rが推進するように検討すべきではないでしょうか。
	･現行の3Rについて将来これをいっそう充実させてゆくのは是非やって戴きたい。我々日本人は、大量消費、使い捨ての思想に染まっており、資源の有効利用や地球温暖化防止といった大きなテーマは別にしても、「物を大切に使う」思想は最も基本にすべきものである。 ･現在の家電リサイクルにおける「排出時排出者負担の考え方」は3Rの思想に基づいて「物を永く大切に使わせる」という観点から決められたと聞いている。現在この考え方を変更しようという動きがあるように報道されているが、馬鹿げた考えはやめて、「物を大切に使う」世の中にするように、せっかく良い法律があるのであるから、これの精度を高めるように進めるべきである。リサイクルコストについては、安い方が越したことはないが、問題はその質であろう。安くしようと思えば、「手を抜けば、或いは、品質を落とせば」いくらでもその方法はあるはず。10年に1回位の費用負担であるから、我々消費者としては本当に地球環境に良いことをしてくれているのなら、今ぐらいの負担は許容範囲と思われる。
	排出者が義務外品の引き取り者（場所）が分からず不法投棄になっている場合があると考えられる。義務外品について、自治体での引き取りの義務化（現行では引き取らない自治体が70%、引き取っても収集運搬料金が約2,200円前後と高い）、または、販売店での引き取りを義務化を実施するべき。これにより、個人の不法投棄は大幅に削減可能と考える。買い子により集められた廃家電から必要部品等を回収し、残りを不法投棄する場合が考えられる。中古品輸出を含むリユースのあり方について議論し法制強化すべきである。家電リサイクル法とは別の問題であるが、海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係するため、日本として国際的にも対応する必要がある。（再掲）
	･国際的な3R推進の観点から、中古品輸出は禁じるべきではないが、輸出先での安全性や環境面への配慮を義務化するような規制は必要ではないか。私たちリユース業界も法整備を待ち望んでいる。 ･現行の家電リサイクル制度は、リユース後の家電をリサイクルにつなげる点が十分に補完されておらず、3Rの観点から見て不備がある。リユース業界等をどのような形で制度に取り込むか、検討が必要ではないか。
	リデュース→各製造業者共、包装材料は発泡スチロールではなく、圧縮段ボールにして欲しい。
	廃家電品のリサイクルから発生抑制（リデュース）への移行を促すべきである。そのためには、現行法の長持ちする製品開発だ けでなく、製品の故障時の修理を行う体制整備を家電リサイクル法、あるいは関連法の中でメーカーに義務付けるべきである。 製品の長期使用の意識を促すためには、リサイクル料金は後払い制がよい。
	購入時、料金を支払うことで不法投棄が減るとは思えない。料金の支払い方を検討する前に、不法投棄や海外輸出など見えないフローの流れを解明し、現問題を改善することが必要である。前払い制にする事は、消費者のリサイクル･環境に対する意識を下げることになる。消費者は商品を廃棄する時、10年以上前に支払ったリサイクル料金など意識はない。商品を廃棄する時リサイクル料金を支払うことは、3Rや循環型社会、リサイクルを再認識することになる。廃棄時の支払いは、処理に必要な費用を支払うことになり、最も公平な方法である。（再掲）
	3Rが社会に明確に意識されるよう、工夫すべき。消費者が3Rに対して関心を持てば不法廃棄対策も減少すると思う。
	「リサイクル」は家電リサイクル法で明確化されているが、「リデュース」や「リユース」についても、総合的な視点で検討をお願いしたい。
	リデュースもリユースも適当な指標やデータがない。法で規定するRは、リサイクルのみで十分である。

意見内容	
3．3Rとの関係	家電リサイクルは3Rが基本と聞いています、新聞の報道などで、前払いが決まったようになっていますが、私たちが5年前に説明を受けたときは、長く使うと負担が少なくなるとの事でした、本来の趣旨を棚に上げて議論は困ります、排出のときにきちんと支払っていく仕組みで良いと思います、今までは、埋め立ての処分場が少なくなる為に私達は協力してきました、今後も継続していただき、不法投棄を取締りが本来の市町村の仕事ではありませんか、約1100万台も協力してきました、見えない部分を追求して、リユースなのか（輸出含み）検証してください。（再掲）
	消費者が有料にて、廃棄物処理料金を負担する考えがこれからも大事と思う。従って現行の排出時負担のほうが、3R等に結びつくと考えます。
	検討課題の「3Rの推進」で、成果の評価は重要で、家電製品の3Rの特殊性やあるべき形を整理し、製品安全や、家電ゴミの海外流出に対して、リデュース、リユースとリサイクルの関係がどうあるべきかの整理が必要ではないでしょうか。「不要になった家電品を無料で引き取ります」とリユースの回収車が市中を巡廻していて、資料6の「特定家庭用機器の排出・引取り・処理の係るフローについて」でこのような回収業者が約215万台引き取っていると推定しています。回収した特定家庭用機器が、本当にリユースされているのでしょうか。最終的に廃棄する際に、家電リサイクル法に定められた製造業者等に引き渡さずに、産廃業者に引き渡したり、家電ゴミが海外流出したり、有価部品を採取し、残りは不法投棄されているのではないでしょうか。実態調査が必要と思います。（再掲）
4．対象品目の在り方	【現状の役割分担の維持を図ること】 排出者は小売店の引渡義務、小売店は製造業者への引渡義務、製造業者は再商品化義務という現在のスキームの中で、考えるべき。従って、対象品目は拡大するとしても小売店が配達し回収する製品に止めるべきだと考える。対象を持ち帰り商品にまで拡大すると、排出者からの回収の仕方を大きく変える必要がある。また現在のような一品一葉のマニュフェスト管理は、リサイクルに必要な費用に対して管理費用ばかりかかることになり、無駄つまり社会コストの増大につながる。 4品目対象の家電リサイクルと、自治体での処理、パソコンのリサイクル、事業者から排出される事務用機器の産業廃棄物処理というように、それぞれの商品の特性にあったリサイクルスキームを使い分ける今の日本のやり方は、理にかなっている。
	液晶テレビなどの個別の品目について、対象品目として追加すべきかどうか検討すべきとの意見、及び、その際、現行の特定家庭用機器の4つの要件についての考え方を整理すべきとの意見については、賛成。あわせて、追加対象品目の収集運搬ルートが小売業者・市町村・回収業者等と多岐に亘っていると考えられるので、当該ルートの把握を十分行い、効率的なルートの確立に努めるべきである。なお、その場合、対象品目の追加に伴い予想される小売業者などの収集運搬にかかる負担増について、軽減方策の検討が必要と考える。
	回収対象品を増やし全ての家電品が対象となることを望む。廃棄物は資源である。これが原則。
	環境変化（表示素子CRT→LCD、Plasma）に対応して追加検討すべきである。現行法の要件を適用すればよい。
	家電量販店の半数以上は電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセについて既に回収を行っており、これら製品を対象に追加すべきではないか。という意見もあるが、このようにリサイクル法もなく、自らがリサイクルする能力を有しない販売店が実施するような回収が最も見えないフローの起源として怪しいのではないか。（再掲）
	循環型社会を進める上では、配達品に限定して対象品目の拡大を検討するべきである。液晶テレビ、プラズマテレビは、現行の主流商品であるため対象品目に含めるべきである。しかし、小物商品まで対象を拡大するのは現行のスキームでは難しい。自治体も絡んでの回収方法が必要となってくる。
	全ての家電を対象とすることを前提に、可能なところから指定を増やすこと。現行の特定家庭用機器の4つの条件は、廃止すべきです。条件を付ける必要はありません。拡大生産者責任を貫き、基本的には、「リサイクル料金を製品価格に含む」ことによって、すべての家電品を対象とすべきです。当会の消費者へのアンケート調査結果では、電子レンジ、ビデオ・DVDデッキ、掃除機などが上位にきています。アンケート調査結果では、電子レンジ、ビデオ・DVDデッキ、掃除機などが上位にきています。
	リサイクルするために消費するエネルギーの側面から検討する必要がある。リサイクルするために、大量のエネルギーを消費したのでは、リサイクルの意味がない。

意見内容	
4. 対象品目の在り方	配送品以外を対象とする場合、私たちリユース業界が回収に協力できるのではないか。全面的に協力したい。
	衣類乾燥機、大型電子レンジも加えて欲しい。
	市場は絶えず変化しているので、対象品目の検討は定期的に必要と思う。対象品目の変化に伴って、市町村の処理能力を検討することも必要と思う。
	現行法の品目は、自治体が処理不可能なもので、店が配達する大型家電であることが理由で指定された。今後も品目は、配送品を対象とした大型家電とすべきである。安易に小型の家電を含めるべきではない。小型から大型の家電を対象とした場合、回収やリサイクル処理（部品や素材の回収など）が非効率的になる。
	現在リサイクルの対象となっている商品を明確にし、本当にリサイクルとして正しいものか検討すべき。それに踏まえて今後、普及した商品も検討する 。
	対象品目は、「家電リサイクル法の第二条第四項」の4つの要件（市町村による処理困難性、資源の有効利用性、環境配慮設計促進の可能性、配達品該当性）を前提に検討するべきである。
	リサイクル対象品目は、家電製品の変遷に柔軟に対応する必要がある。液晶TV等を早急にリサイクル対象に加える必要がある。
	当面は、2条4項四の配達商品に限定してやるべき、WEEEを参考に徐々に増やしていけばよいと思う、そうでないと買い控えが起こり、日本全体景気が低迷期にまた入る。

意見内容	
4．対象品目の在り方	・我が国の家電リサイクル法は、最終処分場の容量逼迫を背景に大型家電4品目のリサイクルからスタートしたものであるため、そのほかの電機・電子機器が対象にされていない。大型家電4品目以外の電機・電子機器が破砕処理や埋立処理される過程でおきる有害物質に起因する健康破壊等を予防するためには、対象品目をすべての一般家庭や事業者において使用された廃電機・電子機器に拡大すべきである。 対象品目の列挙については、WEEE指令が適用される電機・電子機器の一覧が参考になると考える。 (1)大型家庭用電気製品:冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・エアコン等 (2)小型家庭用電気製品:電気掃除機・アイロン・ヘアドライヤ等 (3)IT及び遠隔通信機器:メインフレーム・ミニコンピュータ・パソコン等 (4)民生用機器:ラジオ・テレビ・ビデオ・オーディオ機器・楽器等 (5)照明装置(家庭用電球及び照明機器は検討中):蛍光灯・放電管・高圧ナトリウムランプ等 (6)電動工具(据付型大型産業用工具を除く):ドリル・旋盤・フライス盤・研磨盤・芝刈機等 (7)玩具:電車・カーレーシングセット・ゲーム機等 (8)医療用機器(移植用医療機器製品及び病原菌に感染した製品を除く。リサイクル率の目標はない):放射線療法機器・心電図測定器・人口呼吸器等 (9)監視及び制御機器:はかり・工場設置の監視測定機器等 (10)自動販売機:ホットドリンク販売機・瓶缶用自動販売機器等 ・対象品目を拡大するとなると、家電4品目に限定した場合には可能な現行の方式は不法投棄される廃電機・電子機器の種類と量を増加させることになるのは必定である。EU方式のように、消費者はストックヤードまで廃電機・電子機器を持って行けば無償で引き取ってもらえるシステムとし、回収・リサイクルに要する費用は、メーカーの負担とするように制度設計をすべきである。(再掲)
	対象品目を再検討し、品目を増やしてほしい。ごみの処分場の関係と、資源の有効な利用の両面から。推薦品目　液晶・DVDテレビ、ビデオデッキ、電子レンジ、衣類乾燥機 理由　衣類乾燥機は、今後普及台数が増え、容量も大きく、鉄などの資源が多い液晶・DVDテレビは、ディスプレイに変わって普及し、数量・容量とも多いのでビデオデッキ・電子レンジの普及率は高く、そのままの処理では危険な気がするので
	なんでもリサイクルできるかどうかは難しいと思う。効率を考えた対象品目を選定すべき
	法第2条第4項に該当するかどうかで判断することが基本。しかし、他の条項でメーカー別品目別の把握や管理を規定しており、そうすることに意味があるのは大型製品に限られる。小型の低価格品は、本システムには乗らない。液晶テレビとプラズマテレビの追加が適当である。
	テレビ付きパソコンを検討する。テレビ付きパソコンとパソコン能力のあるテレビで区別しにくくなっている。
	対象品目の追加にあたって、E－WASTEのNPOからは電源・電池を含む製品すべてとする意見や委員の一部からは希少金属回収の必要性の観点から携帯電話などの例が挙げられた。しかし、今回は、「特定家庭用機器」のリサイクル法の見直しを進めるものであり、すべての電子・電気機器まで拡げれば、逆にうまく行かない部分が多くなるであろう。回収スキームが一番の課題であるが、製品が多くなればリサイクルの義務者(メーカー)が急増し、フリーライダーのような存在が多くなるであろうし、また、業務用・家庭用の区別もつかなくなるような弊害も出てくる。さらに、現在、評価されている家電メーカーの再商品化処理手法(事前にきめ細かく手分解してから破砕)では対応できず、すべて破砕機に投げ込んだだけのような仕組みとなってしまうことも懸念される。対象品目に合わせたリサイクルの方法があり、これに対応できるよう、製品の特性を捉えながら、別のスキームで検討すべきものと考える。

意見内容	
4. 対象品目の在り方	対象商品の対象か非象外が曖昧。品目拡大の前に、4品目での対象になる製品を明確にして欲しい。現在、メーカーが業務用として販売しているものが対象外となっているが、対象外なら業務用として販売するメーカーが増えるのではないか。小型冷蔵庫、バケツ型洗濯機等の対象の有無をきちんと決めて欲しい。
	対象商品拡大ですが、これについては賛成です。我が家でも、そろそろ地デジ付きの大型プラズマテレビの購入を検討中ですが、いずれは大型プラズマや液晶テレビ時代がきます。プラズマや液晶テレビ、衣料乾燥機は品目に付加えて欲しいと思います。電子レンジやクリーナーは今まで通り、不燃物か粗大ゴミ扱いでよろしいかと思います。やっと、国民に理解されて定着して来た、世界に誇れる今の「家電リサイクル法」を品目の拡大以外のところを替える必要はないと思います。ただ混乱が起きるだけです。私と同じ意見の方は、沢山いるのではないかと思います。
	3Rを推進するためにも、普及状況に応じた特定家庭用機器の対象品目としての要件を検討し、対象品目として追加するなど対応していくべきである。
	もっともっと多くの品目を対象にする方が良いと思います。
5. リサイクル料金の在り方	静脈物流は商品開発・設計段階から考慮されるべき時代であり、基本原則はリサイクル関係費用込みでの販売価格構成として法制化し、使用済み廃棄時は、少なくとも全国の各地公体の支所・出張所や24時間対応の窓口レベルの場所のみに於いてでも、回収箱：ステーションを設置し、誰でも何時でも何処でも搬入できるようにすべきであり、家電販売店や家電量販店等での扱いについては、別途検討すべきであると考える。（再掲）
	処理単価が高すぎる。自動車リサイクル法に、重量比で反映すれば廃自動車の処理費用は、軽自動車の新車価格並になるのでは？処理費用は、各年毎に、指標を持って、見直すべきと思われる。
	リサイクル料金の細分化(テレビ・冷蔵庫）。テレビ・冷蔵庫は、大小同額では、消費者に不信感を与える。リサイクル料金の前払い制の導入。
	購入時にリサイクル料金を付加し、その使途内容の説明を周知すること。
	現在の廃棄時負担方式で、据え置くべきと考えます。現状で問題ないものを変更して、混乱を起こす必要はないと思います。 （目に見えない余計な費用もかかると思います）家電品は１０年程度使うものであり、購入時に支払った額と実際のリサイクル費用にずれが発生します。足りなくなったら？あまったら？と不安になります。
	・現行法では法を遵守する流通業者に経営上、消費者より不信感を持たれる事になる。上記のことから解決する又は法の目的を達成される観点からリサイクル料金、収集運搬料金をメーカー出荷価格に上乗せをする前払方式に改定されるべきである。拡大生産者責任を明確にする必要もある。 資金管理団体は現在の家電リサイクルセンターで充分行われると考える。 理由　現在も全国数万店から料金回収が行われているノウハウがある。 リサイクル料の明確化、公表をすべきである。指定法人のリサイクル処理料金、再資源化料金が公表されていない為、法第二十条2項4項が遵守されているかが極めて不透明であり、リサイクル料金が適正であるか不明である。 ・現行法施行時の附帯決議、既存の処理業者活用を行うべきである。現行では各メーカーリサイクル料金がほぼ同一料金であり、競争原理が行われていない感がある。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	【料金徴収方式は現行の排出時排出者負担とするべき】 家電リサイクル法の見直し論議の中で、料金徴収方式について、前払い方式を求める声が多く出ている。前払い方式を採用している自動車リサイクル法のような費用預託方式は、家電の場合は商品と費用の紐付けが困難、また、消費者（排出者）にとっては、購入した商品のリサイクル費用と買換えに伴って排出する廃家電のリサイクル費用の両方を払う期間が１０年近くあるという、受忍しがたい状況が発生する、という理由で採用は困難。また、パソコンリサイクルのような価格内部化は、法施行後に実際にリサイクル費用分の値上げを実施したメーカが存在しなかったことからもわかるように、メーカの利益を圧縮することにしかならない。 ⇒家電リサイクル費用は、社会コストとして必要なものであり、消滅するようなものであってはならない。 現状の後払いのリサイクル費用は、商品価格と切り離されており、社会コストして消滅する性格がない。また、前払い方式で徴収したリサイクル費用を、自社が過去に販売し当年度に排出される廃家電の処理費用に充てるという方式では、新規参入メーカはヒストリカルな商品のリサイクル費用の負担がないため有利となり、逆に撤退したメーカのヒストリカルな廃家電の処理費用はその原資が確保できないということになる。 ⇒現行の後払い方式では、メーカ毎にリサイクル費用の設定が可能だが、前払い当期充当方式では、業界共同方式を取らざるを得ない。 つまり、欧州のＷＥＥＥのように当年度の販売重量シェア相当分の引取り回収・リサイクル処理義務が課される方式（この場合、リサイクル処理する廃家電のメーカは問わないことになる）か、資金管理法人を設立して全メーカ統一の前払いリサイクル費用を集め、処理実績に応じて再商品化義務を果たしたメーカに費用を支払う方式となる。 家電の量販店では、リユースと称して廃家電の安易な無償引取が行われている実態がある。販売店の言い分としては、後払い方式だからお客様からリサイクル費用を徴収しにくく、実際にはリユースできない廃家電も無償引取りし、リサイクル費用を販売店が負担せざるを得ないということになる。 実際にはリユースできない無償回収した廃家電の処理は、家電リサイクル券を貼ってすべて処理されておらず、法人から排出される産業廃棄物として処理されている例もあると思われる。 ⇒これらが、問題にされている系外流出の一部となっているなら、「リユース目的で無償若しくは有償引取りした廃家電が、実際にはリユースできなかった場合は、家電リサイクル法に則って処理すること」を法律に追記すべきである。 ⇒販売店が主張するように、「前払い方式ならお客様からリサイクル費用を徴収しやすく回収台数も大幅に増える。」「見えないフローに流れる台数も減る。」というのが事実であれば ⇒これまでのシステムを覆し、家電リサイクル法施行前後の混乱をまた繰り返さなければならないような「料金徴収方式を変える」ということの前に上述の系外流出を防止する施策 ⇒要は違法ではないが系外に流れる数量が多いのが問題であるなら、問題と思われるルートを違法とする法改正を先ず行うべきである。 ●リサイクル費用が社会コストとして消滅しない仕組みであること。 ●メーカが過去に自社が販売した廃家電の再商品化実施義務者であるという、今のスキームは、循環型経済社会形成に向けて効果を発揮している。このスキームは維持するべき。 ●前払い方式にすれば、リサイクル費用の徴収がしやすくなるというのが事実であれば、前払い方式の採用もありうる。 ●前払い方式の場合、業界共同方式を取らざるを得ない。 ●今のスキームを維持するなら、販売時に徴収したリサイクル費用を集め、リサイクル処理実績に応じて支払いを行う機能をもつ資金管理法人を設立せざるを得ない。 ●その場合、リサイクル費用は購入時に支払う「目的税」の性格となる。 ●問題は、従来は民間で行っていたリサイクル費用の管理のために、特殊法人を新たに設立することが、本来は不要な社会コストを生むことである。 ●また、販売時徴収・当期充当方式をとる場合、リサイクル費用がショートする事態が最悪である。従って、徴収するリサイクル費用は余裕を見て単価設定されることになると想像でき、これが資金管理法人内に余剰金を生むことになる。 ●業界共同方式では業界統一のリサイクル単価を決める必要があるが、決める方法が問題。 ●安ければよいということになるのではないか。フロンガスの回収や水銀使用部品の適正処理など、環境負荷物質の拡散防止のためにコスト度外視で行っている処理も手を抜いた方がよいということになりかねない。 ●家電メーカ以外の系外の処理業者が、値段だけで家電リサイクルに参画したいと云ってきたら、現在のスキームを維持できるのか。 ●日本の製造業が国際的により競争力を高められるように導く家電リサイクル法であって欲しい。 ●DfE・高循環型商品・水平リサイクル、資源に恵まれない日本がこれからも競争力を維持するために資源循環型経済社会の形成は不可欠である。現在、施行されている家電リサイクル法は家電メーカにその方向へ向かわせる動機付けの役割を果たしている。それをスポイルするような改定は避けるべきである。
	料金の決定根拠等の透明性を確保しつつ、市場原理の下で、料金が低減していくような制度を検討すべきとの意見については、賛成。そのためには、リサイクルの実施をメーカーに限定することなく、再生資源業者の活用など、リサイクルを適正に実施する能力を有する者であれば、誰でもリサイクルに参画できる仕組みを構築することにより、初めて市場原理が機能するものと考える。また、負担方式について、考え得る様々な方式のメリット・デメリットを比較検討すべきとの意見については、賛成。しかしながら、廃棄時、もしくは販売時のいずれの負担方式の場合であっても、市場原理が働くように、再生資源業者がリサイクルに参画できる仕組みの構築が前提とならなければならないと考える。

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	料金の負担時期について。現状の排出時費用負担に賛成です。私が住んでいる日野市では、もう5年以上前からゴミが有料化されています。 有料化される前は、多摩地区ではワースト1のゴミの量でした。これはひとえにダストボックスという便利なゴミ箱があり、市民のごみ減量に対する意識が低かったからです。有料化になってからは、ゴミ袋そのものに費用がかかることになり、ゴミの量が劇的に減少し、その代わりリサイクル量が飛躍的に増えました。このような経験から消費者のリサイクル意識を高めるためには排出時に費用負担することが、もっとも効果的な方法であると確信しています。 購入時にリサイクル料を負担する方法は、消費者のリサイクル意識を希薄にしてしまうことに疑いありません。現に前払い方式を行っている自動車やパソコンが、リサイクルされていることを意識している人は、かなり少ないのではないでしょうか。
	リサイクル料は先払い式が当然である。プラスデポジット料金もいいだろう。商品の価格の中に含むのではなく、はっきりと、価格＋リサイクル料金＋デポジット料金明快にすべきである。
	リサイクル料金の負担時期について。現行の排出時徴収に賛成します。これまでの様に現行システム継続の場合はユーザーの排出･廃棄する意志によりお店～リサイクル券が貼られて、リサイクルプラントに直ぐに運ばれるがリサイクル料金が前払い方式の場合、例えばA商品を購入時に新品を使用後にリサイクルするのかリュースされるのか難しい判断が必要となり、ユーザーはリサイクル料金を購入時に支払いをするがユーザーが使用後、このままではどこかでどなたが”モノはとりあえず不要に（仕分けし、価値が無くなる）まで（リュース？）ルート”等に乗せて”集める”のではと推測します。つまり、前払い方式は搬送費を除き廃棄時のリサイクルコストが掛けずに、リサイクルプラントへ処理依頼が可能になる為、この”集める”業者は、このA商品の廃棄時の処理コストリスクは大幅に削減出来、”価値ある廃棄品”として、法律枠外で回収する（集める）システムに乗り、新商売として増加し「見えないフロー」の渦に取り込まれる可能性が予想されます。さらに「見えないフロー」の拡大が予想され、現行の家電リサイクルシステムが崩壊しない様現行の排出時徴収に賛成します。（再掲）
	･現在、回収率５０％の法定リサイクルされている廃家電に消費者はリサイクル料金を支払っている。 販売時負担になると、法定リサイクルされていない５０％に対してもリサイクル料金と称する費用を負担することになる可能性がある。行き先のわからないものに費用を払うことはできない。見えないフローを完全に見えるフローにしていただきたい。（再掲） ･現在の廃棄時負担方式リサイクル料金は販売時負担方式になるとどのようになるのか。現在の料金は実際にリサイクルに必要な費用から算出されているため、販売時負担方式になっても同じ料金になるのか？あるいは法定リサイクルが半分しかされていないから料金は半額になるのか？同じ料金なら、自分が支払ったリサイクル費用が実際にリサイクルに使われない可能性があるので、消費者は支払いたくないにちがいない。半額になるなら、それは見えないフローを前提にすることだから、法律としておかしい。どちらにしても、販売時負担方式は無理があるのではないか。
	･「リサイクル料金の排出時負担が不法投棄につながっているので販売時徴収が良い」との声があるが、不法投棄の要因をもっと調査･分析する必要がある。「廃棄するものにお金を払いたくない」と言う単純な動機から不法投棄するケースもあるが、市町村が回収すべき「義務外品」に対する不熟心な態度がこのような不法投棄を助長していると思う。買い替え以外で販売店に依頼すると収集運搬料金は格段に高い料金（近くの量販店では買い替えの場合105円、買い替えなしの場合は4,200円の表示）を取られる。 そこで、行政サービスを使おうと思っても、市のホームページは家電4品目の廃棄は「扱わない」「電気店に依頼せよ」「市町村に　よっては行政窓口の電話番号の記載をしていない」と不親切である。「義務外品」について、市町村の責務としてしっかりした行政サービスを行なうべきである。また、審議会の議論で「不法投棄の処理費用がかかるので前払い」との主張があるが、家電リサイクル法施行によって、市町村全体の処理費用は年間約355億円削減し、メーカーは約232億円の増加（産構審廃棄物･リサイクル小委員会第2回企画WG資来 A2001.9.10）になっている。この市町村で削減できた費用が社会に還元されないまま、さらに不法投棄処理費用をリサイクル料金から負担することになれば、社会的コストは増加する一方である。「市町村の社会的役割」を考えるべきである。（再掲） ･リサイクル料金の負担方式について、販売時負担方式が議論されているが、廃棄時負担方式が最もシンプルで合理的でかつ公平である。5年間の実績から見ても変更する必要はない。販売時負担方式ではそれぞれの方式において、「販売時に10数年先に廃棄されるリサイクル費用を設定し、その間資金を管理する（自動車方式など）」「費用負担者と受益者が異なる（年金方式など）」などの問題が解決できない。
	･「見えないフロー＝不法投棄＝排出時負担が原因」は単純化された図式だと思う。個人排出者が自ら不法投棄を行うことは、不法投棄のためにどのように行動するか（山間部や田園地帯の人目につかない場所までわざわざ運んで行く）を考えれば、難しいのでは？少なくとも、２人のうちの１人までもが不法投棄をしようと考えるだろうか？購入時負担に変わったとしても、正規のルート以外のフローを目的（不法投棄含む）とした回収業者が淘汰されるとは思えない。（再掲） ･高い再商品化率が達成されるためには、人手による高度な選別が欠かせないことから、コストが妥当であることを条件に、この程度の金額を負担することには問題ないと思う。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	・製造業者には適正な料金に値下げを要求したい。 ・現実性のあるやり方としてはは「定期的な見直し」制度の導入である。 ・負担方式については、現行法制定時に十分な比較検討がされた結果、廃棄時負担方式の採用となったはず。 ・不法投棄対策として廃棄時負担方式から販売時負担方式に変更するとの意見があるが、不法投棄の主因が義務外品に対する自治体の不適切対応であることから、この変更は無効でであろう。（再掲）
	・料金回収を「販売時負担方式」にし、産廃処理不可の規制をした場合、大阪方式の事例のように既存業者保護政策が生じることになるのではないか。（負担金を既存業者に交付しない前提） ・料金回収「販売時負担方式」での最大の問題。 中古品と廃家電の区別が困難⇒廃掃法の規制逃れの危険性。 小売業者は排出時に先ずはリユース（中古品輸出）を選択し、当該ルートに乗らないものだけを、廃家電として製造業者に引き渡す。現在は排出時に料金回収の関係から比較的着実に家電リサイクル券管理を行っているが、本方式は排出時に「金」が無関係になり、一連の管理が甘くなる可能性がある。（排出者にリサイクル券が渡らない＝リユース扱い） 中古品輸出不可のモノが産廃処理され、その残渣が海外流出される危険性が大、最後に産廃処理不可のもの（処理コストと収集運搬交付金との比較、又は業者が近所に無い）だけがリサイクル券の発行がなされ、製造業者処理に回り、収集運搬料金の交付を受けることになる。したがって、中古品の輸出と、不適正処理残渣の海外流出を助長する結果になる危険性があり、見えないフローが更に増加すると言わざるをえない。（再掲） ・料金廃棄時負担方式下での見直し点整理、実施。（料金、指定引取場所、不法投棄問題等） 以上、現在の判断データなしの、料金回収「販売時負担方式」ありきの議論は不毛に終わると思う。 ・不法投棄＝料金回収「販売時負担方式」に議論が集中しているが、料金回収「販売時負担方式」にすれば、家電リサイクルの課題がすべて解決するのか。現行法スタート時に不法投棄に対する課題取組みは無かったのか？不法投棄の問題で、制度全体のあり方を議論するとするならば、不法投棄の詳細を明らかにし（不法投棄は4品目だけが発生しているのか）議論するべきである。 料金回収を「販売時負担方式」にすると不法投棄は何故削減されるのかの根拠が不明である。収集運搬料金の販売時負担や義務外品の自治体対応不足問題、罰則規定等総合的な対策が必要である。（再掲） ・「中古品輸出」について（何故か資料3の10項目の課題に無い。） 中古品輸出の可否判断がない。見えない部分の半数強を占める。対応を明確にするべき。 仮に不可とした場合、不法投棄の課題と同様、厳しい罰則規定を設けないと、経済原則が優先し、地下経済を助長する可能性がある。また既存輸出業者の死活問題をクリアできるか。料金回収「販売時負担方式」で輸出が止まると考えているなら、根拠を明確にするべき。 仮に可とした場合、料金回収「販売時負担方式」下では、小売業者が買替えを伴う販売時リユースと廃家電再商品化との区分が不明確のため、輸出価格の範囲内の下取り価格で廃家電家の正規ルートでの輸出については輸出データを登録し管理する必要がある。 更に負担金納入者の心理として、負担金は国内での再商品化のための負担金であるという考え方や、輸出業者も国内で明らかに再商品化していないので、負担金を返金するべき産廃処理台数は許可自治体が全数掌握するべきである。また、不適正輸出の温床となっていないかのチェックも含め自治体の責任を果たすべき。（再掲）
	・不法投棄の議論は、「木を見て森を見ず」の典型的な例である。第3回審議会で、神戸大学の石川雅紀委員が発言されたように、家電リサイクル法はそもそも何故新しいシステムを作ってまで変えたのかというと、資源の有効活用と共に、廃棄物処理に関る汚染の問題を防ぐことにあり、1～2%程度の不法投棄ではなく、見えないフローの数百万台に及ぶ不明の廃家電品をどう解明するのかにあると思う。自治体が主張している不法投棄は主に個人の不法投棄であり、むしろ、ビジネスとして営利で行っている不法投棄の方が量的にもはるかに多く、これを解明することが優先されるべきであると思う。そういう意味で、見えないフローの解明を優先することは正しいアプローチ方法だと考える。尚、不法投棄は違法行為であり、これを取り締まるの権限は自治体にあり、民間にはない。自治体が本腰を入れて取り組むべきであり、これをリサイクル料金徴収方法の変更に使う手法は本末転倒である。 ・リサイクル料金の購入時徴収（前払い）を主張する委員は、前払いのイメージを明確に描いていないのではないか。是非、具体的コンセプトを示して頂きたい。各自治体において、ゴミの有料化が進み、粗大ゴミの例のように廃棄する際に料金を支払うことは、市民の間で、いまや常識化している。家電が現行方式を掲示区することには全く違和感はないのではないか。購入時徴収方式の場合、料金を支払う人と排出する人が一致しないこと、排出しない人は料金を支払うだけ、排出する人の費用は誰が負担するのかということにコンセンサスが得られるか疑問である。以上から判断して、5年間の素晴らしい実績を踏まえ、家電リサイクル法は世界に誇れるリサイクル法であり、今後も継続して維持していくべきであり、根幹を変える必要性は全くない。（再掲）

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	・今後、現行法の見直し（資料2にある料金負担方式）を進める場合にも、「見えないフロー」の継続的、客観的な把握ができる体制の構築が、見直しの効果を判断する際には必要となる。これがない場合は今回と同じように、どこに問題点があるかを判断するために調査が必要となり、時系列的な政策評価が困難となるのではないか。
	世界でも類の無い優れた仕組みで、成果を挙げて、国民にも浸透してきたこの法律をなぜ根本から変更する前払いに変える必要があるのか。 ①不法投棄の原因と主張している者がいるが、なぜ前払いになったら本当に不法投棄は減ると断言できるのか・・・根拠を明確に説明されたい。不法投棄は犯罪であり法で厳しく罰することで取り締まるべき。 ②自治体、販売店は自分たちの役割を判って前払いを主張しているのか ・自治体は不法投棄の処理費用の負担が大きいと言うが、法施行前は膨大な費用で大型ゴミととして処分していたのではないか。義務外品の処理は自治体の役割であり、それをしっかりと果たしていないから、消費者が処分に困り不法投棄してしまうのではないのか。 ・販売店も料金の授受、券の発行、消費者への説明が大変と言うが、法施行前の審議会で消費者、販売店、メーカー、（自治体）の役割については、合意したのではないのか。消費者は料金を負担し、メーカーは処理施設やスキームつくりに膨大な費用を出資している。自分たちだけが被害者のような虫のいい事を言うのはあきれ返る。（再掲）
	前払い制度には、問題が残ります。今の貨幣価値で10年以上後の処理費を払うということに成りますから、その時には、10年前の金額では処理不可能等の時間ずれによる問題が残ります。その差額は、誰が支払うのか等の明確化が必要です。現在の制度では、その様なことは避けられていると判断しています。
	・必要でなくなったものにお金を払いたくないというのが人間の心情であり、システムそのものを見直すべきではないか。 ・不法投棄防止対策として、引取り・リサイクルに係る費用を販売時に負担すべきではないか。という意見がもっともらしく語られているが、犯罪者の発生を見込み、これを社会全体で広くカバーして見えなくする方向である。つまり犯罪者が犯罪者として摘発されるリスクが減少し、ますます適切に排出する責務を果たさないという犯罪をしやすくなる方向の改悪であり反対である。（再掲） ・リサイクル料金、収集運搬料金について地域間格差があまり出ないようにすべきではないか。との意見があるが、輸送費用は輸送距離などに関連して必ず変化するものであり、これを均一化することは経済原則にそぐわない。万一このように居住地の便・不便を解消する能力を、リサイクルを行うメーカに望むのであれば、本来自治体が住民に対して実施すべき住民サービスの責務の転嫁であるから、自治体が輸送費用を補填すべきである。
	・現在の家電リサイクルにおける「排出時排出者負担の考え方」は3Rの思想に基づいて「物を永く大切に使わせる」という観点から決められたと聞いている。現在この考え方を変更しようという動きがあるように報道されているが、馬鹿げた考えはやめて、「物を大切に使う」世の中にするように、せっかく良い法律があるのであるから、これの精度を高めるように進めるべきである。リサイクルコストについては、安い方が越したことはないが、問題はその質であろう。安くしようと思えば、「手を抜けば、或いは、品質を落とせば」いくらでもその方法はあるはず。10年に1回位の費用負担であるから、我々消費者としては本当に地球環境に良いことをしてくれているのなら、今ぐらいの負担は許容範囲と思われる。（再掲） ・家電品の不法投棄を減少防止するには、啓発活動強化（一般消費者に対して実施することは、監視の目を養うという観点からも重要になる）と処罰権限を持った警察などによる監視体制強化の両輪が不可欠。家電リサイクルの4品目については、その大きさ、重さから考えて、一般の消費者が捨てるには困難な対象物であると思われる。 不要となった重量物を運ぶ能力を有する人でないとそう簡単には捨てられないため、一般人が捨てるケースは少ないと考える。従って、行政においては、「どこを攻めれば良くなるのか」不法投棄の実態を継続的によく調査し、データとして分析できるようにしておく必要がある。不法投棄に関しては「捨てる人は捨てる」と見られ、料金徴収方式における「前払い」「後払い」には特に関係がないと思う。罰則強化や監視活動、防止キャンペーンなど世の中に対し、もっと不法投棄防止の露出度を高めるべきであろう。（再掲）

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	･料金徴収方式を前払いに変更すべきと主張する意見が多いが、どういう前払い方式なのか、前払いにすると何が良くなるのかはっきりしていない。現行の排出時料金徴収方式ときちんとした比較をして、判断していく必要があるのではないか。（前払い、前払いというだけで、一向に中身が見えてこない。事務局は、きちんと比較が出来る資料を準備すべきである。） ･特定家庭用機器の不法投棄は、平成１２年度約１２万台から平成１６年度約１７万台と４０％以上増加しているということであるが、調査方法が違うのであるから、単純比較をして不法投棄は増加している、と断言するのは間違いである。平成１５年度から１６年度にかけて、不法投棄台数は若干ではあるが減少している事実に注目すべきである。更に平成１７年度上期も減少傾向が続いており、不法投棄が増えているという誤った見方は改めるべきである。（本来なら、平成１７年度下期（年間合計）の実績がまとまっているはずであるのだから、環境省は早く結果を公表すべきである。）不法投棄は犯罪である。不法投棄の問題は、自治体が取り組むべき責務である。不法投棄が増えていると嘆くばかりではなく、まして処理費用が足りないなどと言わず、不法投棄をどうしたら減らせるか、消費者のモラルアップを図る等の活動を推進すべきである。不法投棄は、単に家電品のみの問題ではない。そこのところを良く見極めて、自治体が自らの責務として取り組むべきである。料金徴収方式を前払いにすれば、不法投棄は減るという意見があるが、なぜそうなるのか理解できない。どうして減るのか論理的な説明をぜひ聞きたい。不法投棄防止のためには、自治体が「義務外品」に対し十分な措置を講ずるべきである。自治体が自ら乗り出せば、自ずと解決する。収集運搬料金を民間より高く、ひどいところではリサイクル料金より高く設定しているところもあると聞く。それが不法投棄を惹起しているのだということを認識すべきである。今回の見直しは、不法投棄撲滅が目的なのか。不法投棄は家電品のみの問題ではないのだから、家電リサイクル法の見直しとは切り離して、総合的な不法投棄防止策の検討の場を作るべきではないか。環境省はもっとしっかりして欲しい。（再掲）
	（前払い方式への変更に関して） 前払いによって不法投棄を減らそうと言うのは、あまりに安直な考えと思います。下記理由により、前払い方式には大反対です。 1）前払い方式は、結局リサイクル料金が購入時の値引き交渉の対象となり、販売店はその分をメーカに負担させようとするでしょう。リサイクル料金は消費者ではなく、メーカが持つことになります。当然、消費者のリサイクルに関する意識も薄くなります。 2）後払い方式では捨てるのに料金がかかるので、修理等によってもっと長く使おうということになるのではないでしょうか。ただでさえ家電製品は安くなりすぎて、ちょっと壊れても直すより新しいのを買ってしまう、物を大切に使う風潮が薄れてきている気がします。
	現在、我々ユーザも、リサイクル処理費用の一部を負担していることは承知しています。この処理費用を前払いにするか、後払いにするかの議論がされていると理解しています。現在の仕組みとしては、後払いであると理解します。どちらが良いのか意見は交々であると思いますが、一消費者としては、後払いのほうがすっきりすると感じています。理由としては、例えば、私が購入したテレビを数年後に近所の人に無料で譲ったときを考えると、よくよく考えると無料で譲渡したのではなく、リサイクル料金も付けて譲渡したことになります。近所の人から金を貰うのも云い難いし、後払いのほうが、真の排出者に負担してもらう、つまり、後払いのほうが明快であると思います。また、前払いにした場合、誰が管理するのか明確ではありません。不透明な第3セクターをこの行革を進めなくてはならないなか、新たに作るというのでしょうか？以上のような観点から、現状どおり、後払いに賛成します。
	料金負担方式 （1）不法投棄を削減するには、料金負担方式を前払いにすることで解決できる問題ではないと考える。前払い方式により不法投棄が減るという根拠を明確にする必要がある。 （2）各料金負担方式（前払い方式、現行の後払い方式）メリット、デメリットを明らかにすること。 （3）前払い方式を仮に採用した時、家電リサイクル法に則り正常に排出処理される予測台数および不法投棄の削減効果をシミュレーションし、その効果を議論すべきである。未確定のまま負担方式を変えることは、社会的にも混乱や経済的な負担が発生するため避けなければならない。 リサイクル料金のあり方 排出者の理解が得られるよう、大きさや容量等の基準によりカテゴリー別の料金を設定するべきである。（再掲）
	不法投棄された製品の回収･リサイクル費用について、関係業界も一定の責任を課すべきではないか。現在、不法投棄された製品は収集･保管･処分とすべて自治体が受け持っているが、リサイクル料金は業界が持つこととし、自治体は免除されたい。また、現行法規では不要となった時点で費用負担が発生するシステムのため、不法投棄を誘発していると考えられるため、購入時点に費用負担することとされたい。

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	「見えないフロー、料金前払い」に関する意見 大変残念なことですが、廃棄物の世界には、長年の社会の歪が集約された「裏の世界」が存在しています。それは単純に「リサイクル法施行前からの再生業者」のことを指しているわけではありません。そこには様々な業者や人々が存在します。公式公開の委員会の場面で、このことについて発言できる人はいないでしょう。しかし、このことは、事実として認識しておかなければなりません。「見えないフロー」の実態を明確にすることは、必要かつ大事なことですが、それをベースに、性急に回収率100%を目指したシステムを作ってしまうと、大変困難な事態が起こる可能性があります。反兵急に高い回収率を追求するということは、「裏の世界」を否定することに繋がり、社会の歪が一気に表面化し、リサイクルとは全く別の巨大な問題が浮上してしまいます。 現行制度の「5年間で回収率50%」の実績は、上出来だと評価すべきです。順調に稼働し始めている、現行制度を地道に継続し、回収率を少しずつ向上させていく取組みこそが、現実的です。「裏の世界」を是正していく取組みは必要ですが、それは年数をかけて、一歩一歩取り組んでいくべきであって、5年程度で急速に成果を求めることは不可能であると思いますし、制度を変更してまでの性急な取組みは、予想もしない別の社会問題に発展する恐れが大きいと思われます。また料金払いが「前払い」になった場合、個々の小規模な「裏の世界」の様々な業者が処理費用の支払いを求めて、資金管理団体やメーカーに、日々接触にやってくることが考えられます。それを、否定することは不可能です。また、一件一件の真偽を確認することは、大変困難であるとともに、面談対応すること自体が、極めて厄介であります。その対応、手続き、処理に対して、膨大なコスト・手間・労力が必要になってくることが予想されます。「前払い」を主張する方は、こういった問題まで考慮してくれているのでしょうか。そこまで考えての発言なのでしょうか。そこのところは、無関係だと逃げるのであれば、「前払い」は無責任極まる発言となります。現行制度は、着実に稼働しているのです。性急な成果を求めての制度見直しの結果、大きな混乱を招くよりも、時間はかかっても、現行制度を着実にステップアップさせていくほうが、結局は早く大きな成果に結びつくものと考えます。（再掲）
	リサイクル料金を排出時徴収から販売時徴収に変えることは、「見えないフロー」を増やしてしまうので、反対である。 これまでは、リサイクル券が張られていれば、小売店から基本的に、指定取引場所に運ばれていた。 もし、販売時徴収にすれば、どれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのかは小売店の判断に任される。 これにより、小売店では、見かけ上中古家電として大半の使用済み家電を、リユースの名目で「見えないフロー」の輸出ブローカーに流すことが以前より簡単にできることとなる。 有価物の入手を狙う輸出ブローカーに流れる使用済み家電品は増加し、不適正処理の温床となり、Eウエイスト問題を大きくさせてしまうと考えられる。 一方、リサイクル料金が販売時徴収になれば、上記の「見えないフロー」の強大化により、メーカへの回収率は低くなっていくものと予想される。企業のイメージアップとはいえ、せっかくここまで、家電リサイクルに真剣に取り組みリサイクル技術を向上してきたメーカへの回収率の低下を防ぐために、リサイクル料金の排出時徴収を継続することを要望します。 メーカへの回収率をUPする方法 現在のメーカへの回収率を高めるもっとも良い方法として、「見えないフロー」への立ち入り・実態調査を強化し、違法者を徹底的に検挙していき、「見えないフロー」の撲滅を図る努力を政府主体で実施して頂くことを要望します。 環境を汚して、儲ける企業・人に厳しい対応を。（再掲）
	リサイクル料金は安ければ良いというのではなく質が重要。質が高ければそれを材料としていろいろな製品に使える訳でとりわけ資源の少ないわが国においては質を重視すべきだと思います。前払いは現状にくらべて公平公正だとは思いません。現状すでにうまく機能しているシステムがあるのだから、それを変えるのなら審議会はきちっとデーターをもとに説明責任と結果に対する責任があります。これがないと納得できません。前払いになった途端に捨てる人のみが無料で引き取ってもらえるのは納得ゆきません。前払いになると取りすぎが発生して余分に払うことになり払う人と捨てる人は一致しません。いまのように捨てる人がきちっと支払いきちっと処理されるほうが単純明快で良いし公平だと思います。
	リサイクル料金先払いの場合、買った商品をリサイクルするとき（10年後）ちゃんとリサイクルしてくれるのか不安だ。リサイクルするときに料金を払いたい。電話が携帯電話になったように、たとえばテレビが大型テレビでなく、ゴーグルのような個人用のビューアーになった場合、そのとき廃棄される大型テレビのリサイクル料金はどうなるのか不安だ。人口が減少していった場合、料金前払いだと、今の年金と同じように料金が破綻してしまわないか、不安だ。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	･全ての家電を対象とすることを前提に、可能なところから指定を増やすこと。現行の特定家庭用機器の４つの条件は、廃止すべきです。条件を付ける必要はありません。拡大生産者責任を貫き、基本的には、「リサイクル料金を製品価格に含む」ことによって、すべての家電品を対象とすべきです。当会の消費者へのアンケート調査結果では、電子レンジ、ビデオ･DVDデッキ、掃除機などが上位にきています。アンケート調査結果では、電子レンジ、ビデオ･DVDデッキ、掃除機などが上位にきています。(再掲) ･リサイクル料金の在り方 リサイクル料金は「生産者が製品を出荷する時に生産者が負担する方式」とすべきです 「前払い」は、販売時負担方式ではなく、生産者が製品を出荷する段階で、生産者が支払うものとします。商品価格に上乗せすることになり、製品価格の概念は「従来の製品原価や人件費に適正なリサイクル原価をプラスしたもの」となります。拡大生産者責任の考え方から、この方式が市場原理の下で、リサイクル料金の低減を促し、さらに環境配慮設計を強く動機付けます。小売店の価格表示は、消費者やリサイクル事業者が分かるように「本体価格○○円＋リサイクル料金△△円」と表示します。リサイクル費用が製品の価格に上乗せされる形になり、リサイクルコストが料金として正しく反映する限り、生産者の技術革新や消費者の商品選択に影響を与えます。リサイクル料金は「資金管理法人」をつくり積み立てます。そして、リサイクル過程における運搬事業者やリサイクル事業者が、それぞれに資金管理法人に費用請求する仕組みを作ります。生産者の撤退や倒産による費用回収の問題が回避できます。既存の家電品は、出回っている量からすべてを生産者負担とすることには無理があります。この場合、消費者は指定家電の買い替え時に従来のリサイクル料金と、新製品のリサイクル料金の両方を支払うことになります。しかし、「リサイクル料金の設定根拠の公表」「リサイクル料金を下げること」「A･Bルートの見直し」などにより、消費者の負担が過大とならないよう、政策的なとりくみが必要です。リサイクルコストの公表と引き下げ当会が家電メーカーに対しておこなったアンケートの結果では、リサイクル料金の算出根拠の問いに対し、「適正な原価を上回らない」「消費者の排出を妨げることのないように」の２点を回答として上げています。家電リサイクル法の条文そのままであり、具体的な算出根拠を示していません。 リサイクル料金については、大阪府が推奨する家電リサイクル大阪方式では表に示すようにメーカー一律料金の６０%～７０%です。また、家電品の大きさに関係なく、リサイクル料金が同額なのも矛盾しています。今後の指定家電の拡大においても、リサイクル料金の多様性は避けられません。 ･収集運搬費はリサイクル料金の一部と考え、リサイクル料金に含みます。生産者の責任は生産過程または消費過程から、生産物が使用済みになった段階まで生産者が責任を持つ家電リサイクル法の趣旨から、離島など地理的条件を理由に、収集運搬費に差をつける必要はありません。収集運搬費はリサイクル料金の一部と考え、リサイクル料金に含むべきです。すなわち、 「生産者が製品を出荷する時に生産者がリサイクル料金を負担する前払い制度」に改め、全国一律のリサイクル料金（収集運搬費を含む）とすべきです。収集運搬費は、離島に限らず「小売店では値引き対象となっていること」、「大きさに関係なく同一料金となっているところが多いこと」など、問題点が多くあります。 ･リサイクル料金を「生産者が製品を出荷する時に生産者が負担方式」に改める。不法投棄は、家電の排出時に高額のリサイクル料金を支払わなければならないことに原因があります。監視やパトロール強化、消費者に法律の趣旨を徹底する等も必要でしょうが、第一にすべきことは、その原因となっている「リサイクル料金の後払い」を改め、「前払い」とすることです。排出者にとって何の価値も生まない排出時に、リサイクル料金（それもかなり高額）を負担することは、誰もがおこなえるリサイクルシステムとは言えません。リサイクル料金の「前払い」は、消費者が家電品を購入時する時に払うのではなく、生産者が製品を出荷する時に生産者が負担〈商品価格に含む〉する方式にすべきです。 家電リサイクル法は拡大生産者責任の考え方のもと、生産者にリサイクル等適正な処理を義務付けていますが、これに加え、財政面でも生産者が責任を負うべきです。これにより、販売価格が上昇し、消費者が不利益を被る可能性は少ないと考えます。リサイクル料金が製品価格に上乗せされたとしても、現状の低価格化競争、販売時の値引きなどにより、リサイクル料金が販売価格にそのまま跳ね返る可能性は極めて少ないと考えられます。定価があってなきがごとくの販売競争が行われています。パソコンリサイクル法導入時には、販売価格に影響を与えませんでした。(再掲) ･リサイクル料金を生産者負担とすることが環境配慮設計を促進します。家電リサイクル制度に拡大生産者責任を貫き、生産者に物理的に面だけでなく、「リサイクル料金は生産者が製品を出荷する時に生産者が負担する」という財政的な責任も負うこととします。このことにより、生産者は製品設計段階において製品の環境負荷を小さくするような動議付けがうまれます。現在の後払い方式や、消費者が購入する時の「後払い」方式では、競争原理が生まれません。つまり、リサイクルコストが生産者まで伝わることが重要なのです。家電リサイクル法「リサイクル率」――「実績に即し、リサイクル率を上げること」私たちが家電メーカー１１社に行った調査では、実際のリサイクル率は法基準より10%以上上回っています。リサイクル率を引き上げることは十分に可能です。リサイクル率基準を引き上げは、技術革新を促すことにもつながります。(再掲)

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	リサイクル料金について、「前払い」「後払い」の論議があります。 今まで後払い方式で行われて来たのですから、今後も同じ方式「後払い」を継続していくべきです。 途中でシステムを変更したのでは混乱を招く上に、今まで築いてきたシステムを変更すると言う事は、新システム構築に再度コストがかかり、その分の余計な経費が必要になります。ですから現行のシステムを継続していくべきです。 また「廃棄時廃棄者負担」という事で、廃棄をする時に料金を支払うということは、国民の環境への意識を高める為にも最適の方法だと思います。前払いでは環境に対する意識が養成できません。 また、住宅地を無料回収車が巡回し、家電商品のみならず粗大ゴミまで回収しています。 この回収された商品は、何処へ行くのでしょうか？多くの商品が中古品として国外に輸出されていると聞きました。このまま放置をしていても良いのでしょうか？そうは思いません。中古品の輸出についても何らかの規制･法的措置が必要です。 定められたルート以外で、商品を廃棄をするということは法律違反です。国民として法律を守る義務がありますので、キチンと定められた方法で処分をしなければなりません。 家電リサイクル法が何故必要なのかと言う事を、国民が理解をしなければなりません。ですから、以前は行政が行っていた処理を今はメーカーが行っているのです。その分の経費を、消費者に対するリサイクルを含めた環境教育の普及啓発に傾注し、地球温暖化 防止の為に積極的に推進をして頂きたいと考えます。今後とも、行政･企業･消費者とそれぞれの立場で協力していかなければならない問題と思います。（再掲）
	料金徴収方法を前払いへ変更しようとする動きがあるが、現状の排出時支払いが適切であると考える。 現在排出される家電4品目に対して、5割は見えないフローへ回っていると言われている。現行の後払い方式のために排出者がリサイクル料金の支払いを嫌がり、見えないフローへ回している。だから前払い方式にすればこの問題は解決するとの意見がある。 しかし、実際は前払い方式はむしろ見えないフローを増やすことが懸念される。リサイクル券が本体に貼られていれば、それは指定引取り場所へ運ぶしかないが、前払いとなればどれがリユース行きでどれがリサイクル行きなのかは分からず、輸出業者の判断次第でどうにでもなってしまう。結果、前払いへの変更は見えないフローはますます増やしてしまう可能性がある。 また、小売業者から見えないフローへ流すことは法律違反であることを認識させることが必要だと思う。小売業者は引き取った家電品についてはリユースにまわすか、指定引き取り場所へまわすしかないことになっている。小売業者が上記のルート以外に回すことは法律違反であることを示すことは大事だと思う。（再掲）
	色々な意見があることがよくわかりましたが、わたくし個人は今後、自宅の家電製品が使えなくなった時には、リサイクル料金をお支払いして排出するものと思っています。なぜなら、リサイクルとは、即ち地球環境を守っていくこととは、まさにこれから、すべての人が「手間」と「少しのお金」を出し合っていくことだと思うからです。 購入時負担は、不公平（真面目に料金を払って排出する者と、不法投棄などルール違反する者）の是正に繋がるでしょうが、無感覚的かつ自動的な痛み分け（よく分からないうちにリサイクル活動をしていた）というのは、本来あるべき姿から、かけ離れていくのではないかと思います。せっかく定着している、世界にも例を見ないこの「家電リサイクル法」を、もっと高いステージで極めていくことはできないのでしょうか。 製品を排出する時、ユーザーがリサイクル料金を支払う時、『自分はこれでまたひとつ、地球環境を守っていく取り組みをした』と実感することも大事だと思います。そうでなければ、日常のゴミの分別も進まないでしょうし、 レジ袋削減も期待できないでしょう。ひとりひとりが、より環境保全を『意識する』ためのシステム（排出時負担）があっても良いのではないでしょうか。 そのためにも、現在の家電リサイクル法をもっともっと国民にPRしてもらいたいと思います。立場の違う、消費者と小売業者とメーカーが、分担して大きな事を成し遂げようとすることの素晴らしさを、地球規模で説いて欲しいものです。そしてこの3者が責任を持って各自の役割を果たしていくことが、環境保全に直結する活動だということを、広く知らしめて欲しいです。
	現行制度を継続すべきである。販売段階の負担方式に変更しても、不法投棄は無くならない。家電の廃棄時の公平性を守るためには、排出時時の負担方式である。（再掲）
	リサイクル料金の負担方式について販売段階で負担を行う方式（販売時負担方式）にしたほうがいいとの意見がありますが商品価格に合算されると 1.消費者のリサイクルの意識がうすれる。 正規に廃棄する場合でも、運搬料金が必要な為面倒くささもあり不法投棄が無くなるとは おもえない。 不法投棄は犯罪行政で厳しく取り締まる必要がある。 2.販売側は、販売価格が高くなりリサイクル料金の加算が出来なくなるのではないか。結局は仕入れを下げる為メーカーに負担させようとするのか。 3.収集したリサイクル料金を10年以上にわたって管理できるのか。見えないフローといわれるものとの関連はどうなるのか 色々な問題があり5年間やってきた排出段階で負担を行う方式（廃棄時負担方式）は変えないほうがいい。（再掲）

	意見内容
5. リサイクル料金の在り方	･自分が捨てる時にお金を払うのが当然だと思う。買った時にリサイクル料金が入っているのは、誰のために払うのか不明確なので納得できない。前払いに変えたら何が良くなるのか？国民の環境意識が低くなるのでは？排出時支払の方が環境意識が高まるのでは？中古で引き取ってもらった場合、再度使われますよね。その場合は、リサイクル料金を返してもらえるのか？車の様に登録制度にしてもらわないと買った時にリサイクル料金を払う意味がない。 ･現在は、家電メーカーが頑張っていろいろな取組みを行っていると思う。これも後払いという日本独自の方式からではないか。海外では、メーカーの環境配慮設計はあまり働いていないと聞く。現在のシステムを変えて、この環境に対するいい流れを変えてもいいのか。将来をしっかり検討して欲しい。（再掲）
	料金徴収方式について、前払いになれば良いとの意見が多いが、前払いになれば資金管理法人が必要となり、その経費が必要となるため、ひいてはリサイクル料金に付加せざるを得なくなることが懸念されます。また、前払いの方式によっても抱える課題が異なるが、年金制度のように、将来のリサイクル料金が高額になる危険性も孕んでおり、後生に課題を残す制度になる懸念があります。そこで、前払いになれば、不法投棄が減少するメカニズムを、わかりやすく説明していただきたい。（再掲）
	廃家電品に限らず、不法投棄は違法行為です。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄絶滅を達成されることに努力して欲しい。自治体では、不法投棄の未然防止に向けて、「巡回監視やパトロール」「ポスターやチラシ、看板等による普及啓発」等に取組まれ、それぞれの地域特性に合った取組みが行われており、創意工夫と熱意ある活動が不法投棄を減少させる成果が出ている。 ･自治体が取組むべき責務である。更なる啓発活動の取組み。 ･罰則の強化 ･前払いにしたら不法投棄がなくなるとの意見があるが、費用の負担先が変わるだけで、不法投棄撲滅への解とはならないし、むしろ不法放置の発生増が懸念される。（再掲）
	前払いになった途端に、捨てるのみの人は無料で引き取ってもらえる事は不公平である。（すでに洗濯機をリサイクル料金を払って処理した。）
	料金の負担時期の変化に伴う消費者の対応については、一般の消費者にアンケート調査を実施すれば、不適正な処理が増えるのか減るのか推測できるのではないか。
	見えないフローが半分以上存在することは問題であると思う。そもそも半分以上の例外を認める法律など、あってはならないはずである。法のもとで不公平感などあってはならないと思う。すぐに実態を解明するべきである。実態を解明することが困難であるかもしれないが、実態の解明なしに、この家電リサイクル法見直しの議論は前に進めるべきではない。急いで結論を出す必要性は全くない。この法律は関係ステークホルダーそれぞれが痛みを伴うことによって成り立っているはずだが、そうでないことが白日のもとに晒された以上、そこを避けて通ってはならない。法の主旨は大変すばらしいものであるので、今回の議論において是非とも、社会システムとしての家電リサイクルをローコストで運営出来るよう、関係ステークホルダーの議論を深め、全関係者の一致点を見いだして欲しい。この5年間の運営システムを見ると、消費者は当然負担すべきリサイクル料金及び収集運搬料金からのがれようと知恵を働かせているようですし、小売業者は物理的な手間がかかる引取り･引渡しにおいて手を抜こうとしてきたきらいがあるのではないかと。メーカーのみが、愚直に処理施設への投資と環境配慮設計の促進を行ってきた訳だが、肝心のモノが半分しか集まらなかったので社会システムになっていないのも同然である。そうなってしまったのは、偏に、経済産業省や環境省をはじめとする行政の怠慢に他ならない。消費者への啓蒙、小売業者へのより厳しい罰則規定の適用または社会への公表による制裁をもっと徹底していかないとこのシステムはザル同然と揶揄されても仕方がない。リサイクル料金が高い安いの議論も出ているが、それは現状の回収実績での料金が高い安いの議論であって、見えないフローをシステムに取り込むことが可能かどうかの議論をすべきである。まずもって、ローコストの社会システムをどうしたら構築出来るかの制度設計の議論に基づいてリサイクル料金が算出されるべきである。 その際、一部の審議委員の中で前払いが後払いよりも良いとおしゃっる方がいるようですが、後払いであれば、実際、本当に排出する時にかかる費用は払わなければならないということの納得性は消費者には１００％理解出来るが、前払いになった時、家電リサイクル法の本来の主旨の一つである製品の長期使用ということにそぐわないのではないだろうか。また、前払いになったとして、それが中古品として輸出される時にリサイクル料金は本来、リファンドされなければおかしいですよね。そのようなことが出来るとは思えないし、そうでなければ不公平感の一因になるでしょうし、そのような煩雑な手間ひまをかけることが国家統一システムの中で本質的に重要なことでしょうか。要約すると、見えないフローの実体解明がまずもって重要である。次に、系外への流出が問題であるのは自明の理であるからして、それをなくす制度設計をすべきである。その中で安上がりな社会システムのための料金のあり方、及び徴収方法を検討するべきである。そこから見えてくるのは、安上がりなシステムの中で、現行の後払いを継続する、但し、その安上がりなシステムにおける全体コストに基づいて料金が決められるべきではないかということである。そこまでの議論を行わずして料金の高い安いを論ずるべきではない。（再掲）
	前払い方式に変更する場合に配慮すべき事項 消費者の負担感の強い現行制度より、前払制にすべきとの意見がありますが、その際に、次の点について検討をお願いします。前払料金の中へ収集運搬料金を含めて預かっていただきたい。そして、その財源を公的機関が保管していて下さって、家電品が実際に処分されることになった時に、運搬収集した人へ料金が支払われるような仕組みをしっかり作っておいていただきたいと。と願いします。
	･料金前払い制度が一番の効果。今、家電業界のメーカー出荷に対する販売割合は量販70%地域店30%とも言われている。量販店にリサイクル法の完全遵守と指導強化したら「見えないフロー」対策の大きな前進になると思う。不法投棄対策の強化、「見えないフロー」対策の為にも引き取り場所、A，Bの統一こそ急務。（再掲） ･コスト状況を明らかに透明にして、実態を排出者に理解していただくことが望ましい。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	適正なリサイクルにはある程度のコストが必要なことを理解し、国民もそれを受け入れることが必要だと思う。価格内部化されるとリサイクルしているという認識が薄くなっていくと思います。リサイクル料金がメーカー毎に異なり競争原理が働くようになれば価格競争から本来の質の高いリサイクルが保たれず制度が形骸化する恐れがあるのではないでしょうか。適正なリサイクルを維持するためにも、料金としても一定の金額を予め決めておくべきではないかと考えます。リサイクル料金の設定にはデータに基づく十分な検証が必要。購入後10年以上後に廃棄されることを考えると、10年後のリサイクル費用算出の根拠産出が非常に難しいと考えます。予測できない貨幣価値の変動やリサイクル技術の向上が考えられ、それらのリサイクル費用への影響は未知数です。前払い制度にする場合の大きなリスクとして考えるべきだと思います。
	廃家電品のリサイクルから発生抑制（リデュース）への移行を促すべきである。そのためには、現行法の長持ちする製品開発だけでなく、製品の故障時の修理を行う体制整備を家電リサイクル法、あるいは関連法の中でメーカーに義務付けるべきである。 製品の長期使用の意識を促すためには、リサイクル料金は後払い制がよい。（再掲）
	そもそも消費者が負担することが誤っている。消費者の負担が増えるのであれば、不法投棄はなくならない。 リサイクルしやすい商品を販売し、リサイクル時は、無料とするか、消費者に返金するくらいの体制を築くべき。消費者は、商品を買うときに消費税をとられ、回収時にさらに金をとるということは間違っている。（再掲）
	購入時、料金を支払うことで不法投棄が減るとは思えない。料金の支払い方を検討する前に、不法投棄や海外輸出など見えないフローの流れを解明し、現問題を改善することが必要である。前払い制にする事は、消費者のリサイクル・環境に対する意識を下げることになる。消費者は商品を廃棄する時、10年以上前に支払ったリサイクル料金など意識はない。商品を廃棄する時リサイクル料金を支払うことは、3Rや循環型社会、リサイクルを再認識することになる。廃棄時にの支払いは、処理に必要な費用を支払うことになり、最も公平な方法である。（再掲）
	販売時負担方式は、消費者が納得しやすく、かつリサイクル料金を確実に徴収する方式であり、かつ、廃棄時の不法投棄や無料回収などのリサイクルルートから逸脱する行為を防止する効果を持つ。社会全体の経済的視点に立てば、リサイクル料金の徴収不足や不法投棄による税負担の増加をもたらす廃棄時負担方式と比べ、販売時負担方式のほうが効率的である。よって、販売時負担方式への変更を強く求めたい。
	負担方式の変更をしても現状の不法投棄対策の問題解決にはならないと思う。市場原理の下で料金が低額していく制度を作れば多少の違いはでると思う。リサイクル料金については無料にするべき。消費者として料金はない方が助かる。（再掲）
	法施行後5年が経過し、年々着実に回収台数が伸びてきており、排出時排出者負担方式が定着化している。また、排出時排出者負担は処理発生一番近いタイミングで必要な費用を徴収でき、最もシンプルで公平な方式と考える。徴収方式に関する議論をする前提として、見えないフローの全体像の解明とその対策が先決であると考える。（再掲）
	リサイクル料金がどのように使用されているのか消費者に認識させるべきではないか。大きさ・形が違う同じ商品のリサイクル料金が同じというのは納得できない。リサイクル料金を別々に考えてみてはどうか。前払制にしても、無料回収業者に回収、不法投棄されては制度の意味がないのではないか。（再掲）
	家電品の不法投棄が法施行前後で不法投棄が４０％増えているとのことですが、これは無料回収業者が不要な家電品を捨てているからではないですか？リサイクル料金前払いになったら、無料回収業者が不要な家電品を無料でリサイクル出来るようになるのですか？でもそれだとその製品を買った消費者がリサイクル料金を払うのは、中古品を集めて、それを売る商売をしている人のためみたいになりませんか？私は、中古業者の為にリサイクル料金を払いたくはありません。もし、前払いを払って、中古業者に持っていって貰ったものは、前払いの払い戻しはあるのでしょうか？もし払い戻しがないなら、不公平と思います。（再掲）

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	･不法投棄は、その行為者が誰であるのかを区分し議論する必要がある。 自治体の委員より「谷底に冷蔵庫が捨てられる」という話を繰り返しされているが、一般の消費者によって重い冷蔵庫を谷底に捨てるような事例が数多いとは思えない。業者が介在している件数の方が圧倒的に多いであろう。 一般の消費者(使用者)が不法投棄の大多数を占めているのであれば、「後払い制度であるがために費用支出を忌避して不法投棄が発生する」ので、リサイクル料金や運搬料金を前払いにすれば不法投棄が減少するとの理屈が合うかもしれない。しかし、業者による不法投棄が多い場合に、前払いにすることによって本当に不法投棄は減るであろうか。 中国を筆頭に海外での資源需要は旺盛である。中古品の輸出に何も規制がかけられないとすれば、日本で廃家電品を集めようとする業者は減らないだろう。 リサイクル料金･運搬料金とも前払いであって消費者(使用者)の排出時の負担がない場合、市中回収業者は堂々と不要な家電品を集めて廻れる。消費者(使用者)は、自分の家庭から不要な製品が無くなれば良いので、無料で引取ってくれる市中回収業者が廻ってくれば、躊躇なく引渡すことができる。 この市中回収業者自らか、または、これを市中回収業者から引取った業者は、ただで譲り受けた廃家電品から、有価で取り出せる部分だけを抜き出し、不要な部分は家電メーカースキームに引渡しても良いし、どこにでも投棄が行える。投棄されたものは、前払いでリサイクル料金を徴収しているので、自治体はメーカーに引渡す際にリサイクル費用を払う必要は無い。家電メーカーのリサイクル施設には、有価にならない部分だけが集められる（← これは「特定家庭用機器」か？）。 小売店に廃家電品が引渡された場合も同様のことが起こる。小売店にはリサイクル料金の負担もなく運搬料金も後から手元に戻ってくるので費用負担はないはずであるが、家電メーカースキームに引渡すことによって受け取れる運搬料金と、家電メーカースキームに引渡す際の実際の負担額や負担感を比較することによって、その引渡し先が変わる。例えば、仮に家電メーカーに引き渡すと受け取れる運搬料金を1台当たり800円と設定したとする。大手量販では委託する運搬業者に800円以内であれば持ち出しがなくなり利益になる。小規模な小売店であれば、自ら運搬した場合に800円相当で見合うと判断すれば家電メーカーに引き渡す。しかし、800円では割りに合わないと感じれば、無料で引き取りに廻ってくる市中業者に引渡した方が経済的に有利であると判断し、家電メーカーには引渡さず市中回収業者に引渡すであろう。 ここで注意しなければならないのは、小売店の受け取る運搬料金を高く設定するということは、消費者が余分な費用を販売時に徴収されていることでもある。前払いという言葉の響きは良いが、見直しのどさくさに紛れて税金同様有無を言わさず取られてしまうということである。 不法投棄や見えないフローの発生は、上述のように料金徴収の後･先では抑えられない。 前払いにすれば、逆に、市中回収業者は一般廃棄物と判断されてもおかしくないものを扱うのではなく、無償で引渡せるものを扱うようになり、大手を振って営業できる。チラシに「家電4品目無償で引き取ります」と大きく表示しても、行政は取り締まれなくなる。 不法投棄や見えないフローの発生を抑えるには、後払いのまま、市中回収業者の自治体による管理や、自治体による産廃業者への立ち入り検査、小売店への監視強化等が必要なのであって、料金徴収タイミングを変えることで今以上に良くなるなんてことはありえない。前払いにしたがために、逆に歪んだスキームになることが容易に想像されるのではないか。(再掲) ･家電リサイクル法において、その条文に「再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない」(第20条 2項)としている点は、見直す必要があるのではないか。そもそも民間企業は利潤を上げることが存在意義の一つである。利潤を上げない事業を行うことは本来の姿ではない。官ほどではないであろうが、メーカーは利益を上げる必要がない部分では競争原理が働きにくい状況にあることを、まず認識すべきだ。内閣府を中心に国はPFI事業を推進している。PFIでは「公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり、、、、」、「国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである」とされているが、これを担う企業が利潤を上げてはならないとはなってはいない。請け負った企業は利潤を出しながらも、従前に行政が実施していたよりも低廉な費用で、質の高い業務を行うのである。第20条 2項の「適正な原価を上回るものであってはならない」という部分は、「適正な原価に加え最低限認められるべき利潤を加えたものを上回るものであってはならない」とすべきで、それにより社会全体のコストが下がるようになれば良いのである。リサイクル料金が高いと言われているが、比較すべきは5年前まで自治体が行っていた処理料金との比較である。 行政が処理していたレベル(埋めるだけ)に投入されていた税の総額と、家電メーカーの処理レベル(再商品化率70%以上)に対して消費者が負担した費用の総額を比較し、どちらが高いのか検証すべきである。小売店にとって有利な条件を設定（＝前払いにより受け取れる運搬料金を高く）すれば、小売店は家電メーカースキームへ引き渡すし、そうでなければ他へ流すことになることは審議会において流通側の委員が認めている。法施行後、冷蔵庫の断熱材フロンの回収義務が増え、プラントは一斉に投資をしたが、消費者の負担額は変わっていない。処理レベルが上がり、負担費用がそのままであるということは、実質上は値下げがあったとも言えるのでないか。家電リサイクルプラントを見学すれば容易に気がつくことであるが、手分解に携わる人員が多く、製造時のような自動化とはなっていない。当然、1台当りの処理費用に占める人手の割合は高い。安く抑えようとすれば、人手を減らし、破砕機にかける方式を選ぶことになる。処理コストを抑えるために、法定の再商品化目標値ぎりぎり満たせば良いとの考え方に立って、手分解に要する人手を減らすことをこの見直しは求めているのかもしれない。家電リサイクル法の料金に競争力が働きにくい一因として、自社製品のみのリサイクルが義務付けられ、他社製品を引取れない点にある。A／Bグループに分かれているが、どこのメーカーの製品を処理しても良いということになれば、競争は進むであろう。規模の拡大によってリサイクルプラントの効率性が上がり、リサイクル費用は下がる可能性が高い。また、指定引取場所での引取り時のサービスも今以上に上がることは間違いない。ただし、自社のスキームに戻らない製品に拡大生産者責任(EPR)の考えや環境配慮設計(DfE)は働きにくくなるし、また、シェアの低いメーカーはリサイクルに積極的には参加しなくなるであろう。今回の見直しの第一の目標をリサイクル費用を下げることに置くのであれば、メーカーにリサイクルを義務付けるより、PFIの公募事業として、あらゆる業種に事業門戸を開いて参入させれば良い。半分しか集まらなくても1000万台の物量がある。大阪府の既存業者ではないが、手を挙げる事業者は多いであろう。海外企業も含めて公募したなら、おそらく中国企業が、バーゼル条約も加味した上で中国政府の後押しを受けて、日本からすべて廃家電品を集めて処理することであろう。間違いなく、リサイクル料金は下げられる。(再掲)

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	･法違反の行為に自治体や警察は断固対処すべき。取締り強化、罰則の強化を図るべきだる。その姿勢を国民に見せず、家電リサイクル法の料金を前払いにすれば不法投棄対策になると思わない。廃棄時での料金徴収タイミングが、不法投棄を増やしているという確たる検証もない。まず、やるべきことをやってほしい。（再掲） ･法施行5年。日本の家電リサイクル法は世界の注目を集めている。1100万台を超える回収処理に世界は驚いている。その現行の方式に課題があれば、その部分を検討し是正すれば済むはず。料金徴収タイミングの問題ではない。
	不法投棄を削減するためにはリサイクル料金の負担方式として販売時課金方式を検討すべきではないかと考える。（再掲）
	家電リサイクルが順調に推移しているとは言え依然と不法投棄や海外ルートが絶えない。それからすると前払い式にしても、前述のルートの解明がなされないと、前払いの意味がないのではないでしょうか。それに順調に推移しているとするならば、今更前払いにする必要性が見えない。100%適切にリサイクルできる保証があればもっともな話であるが･･･（再掲）
	リサイクルは、皆に役割分担があり、皆にそれぞれ負担があるものである。そう言う観点で、リサイクル料金徴収方法についての意見を見てみると、地方自治体の「前払い」意見には、ある程度の納得性がある。メーカーの「後払い」支持意見にも、それなりの納得性がある。しかし、流通の「前払い」主張は、自己の負担減という自分勝手な意見としか聞こえず、納得性が全くない。特に、商品の販売価格に包含せよとの意見は、説明責任という、自分の役割を放棄した、敵前逃亡である。さて、問題は、地方自治体の言う、「前払いにすると不法投棄が無くなる」という理屈が、本当なのか？という疑問である。個人が、山林に大型で重量のある冷蔵庫やテレビを捨てに行くだろうか？マイカーにそんな物は積み込めない。個人の不法投棄は、ゼロではないだろうが、微々たるものだろう。そうすると、不法投棄の大部分は、一部の産廃業者による組織的な違法な行為であろう。そう言った行為は、「後払い」も「前払い」も関係ないだろう。（再掲）
	･自治体の「後払い」と『不法投棄』に関する基本スタンスがわからない一回目の審議会の新聞報道を読みますと、自治体代表の方が、『不必要なものにはお金を払いたくないのが人情』と発言されたようですが、最近は、粗大ゴミを定日･有料で自治体が引き取るしくみが定着、拡大しつつあります。引越しの例では、私の場合、ベッドやふとんを自治体に引き取ってもらったのですが、まさにこのしくみは「後払い」です。このような「後払い」を推進している自治体が、「後払い」だと「不法投棄」につながるというのは、絶対におかしいと思います。（再掲） ･審議会では前払いの方がよいとの意見が多く見られますが、本当にそうでしょうか。みなさんのおっしゃる前払いが具体的にどのようなものか、よくわかりませんが、少なくとも、前払いになったその日から廃棄する時に、お金を払わなくてもよいとなれば、現在後払いで払っている消費者が何か損をするような錯覚に陥るのではないかと思います。また、10年以上も使い続ける耐久消費財である家電製品のリサイクル費用を購入時点で支払い、その料金が、誰が廃棄したかもわからない廃棄品の処理費用に充てられるというのであれば、自分の使ってきたものの処理費用を自分で支払うといった現在の後払い制度で消費者が果たしているわかりやすい社会的責務が見えなくなるのではないでしょうか。こういった後払いの法律は世界中を探しても日本だけにしかないと聞いたことがありますが、日本の高いレベルの国民性に基づいた新しいユニークな制度、文化として、世界に胸をはってよいのではないかと思います。ちなみに数年前のことになりますが、ベルギーで電気製品リサイクルの法律ができた時、テレビ報道での一般市民へのインタビューで、市民の方は「リサイクルはみんなの問題、その費用を払うのは市民として当然のことと思うし、喜んで払う」と答えていました。日本人もベルギーの人たちに負けないように、環境やリサイクルの取り組みに国民一人ひとりが積極的に参加すべきと思います。少なくとも『不必要なものにはお金を払いたくない』などと言っては、世界中から笑いものにされると感じると共にそのような意見をあるべき方向に導くことが行政の重要な役割かと思います。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	・一般的に、リサイクル率を向上させるとそのための費用が増加し、ある閾値を超えると急激に上昇すると思われるが、審議会では、「料金を安くしろ」しかも「リサイクルは限りなく進めろ」といった無責任な発言が目に余る。全体最適をどこで求めるか真摯な議論が必要。 ・「再商品化」は有価での売却が前提であり、現在は、銅の価格高騰や鉄やアルミ等も中国市場の再生資源購買パワー、原油高等により比較的高価で売却可能であるが、将来は不透明。 ⇒長期的視点に立脚した安定したリサイクル運用を図るためには、逆有償でもカウントできる「再資源化」を検討すべきではないか。また、その利用先も教条的な「家電から家電へ」のスタンスから、安心して国内で販売できる利用先の育成と支援（優良な引取業者の案内等）を具体的に国の施策として進めるべき。 ・前払い派が多数であるが、その論拠が不明確。不法投棄の増加もその原因の分析がないままに前払化主張はいかにも素人的な議論。例えば、自治体の対応不備もその大きな原因と思われる。しかも不法投棄は、問題となる、メーカー回収に回らない量に占める割合は極僅か。（再掲） ・前払いは支払時の負担感が少ないとの意見があるが、年金方式の場合、新規や買増等の排出を伴わない場合でもリサイクル料金を徴収することになる。 ⇒前払いの場合、排出を伴わない商品購入時に、消費者が黙って支払うのかは疑問。現状の排出時でも「値切られる」のに排出のない商品購入で「値切られない」理由が理解できない。是非、消費者代表と流通代表にお聞きしたい。商品代金に紛れ込ませればという「ごまかし」論理では、いかにも消費者を馬鹿にした手法と言われても仕方がない。 ・収集・運搬料金は、小売業者の商圏等により個々の店毎に原価が大きく異なると思われ、適正な価格設定が困難と思われる。低すぎれば大半の小売店が追加料金を徴収せざるを得ず、何のための前払いかわからなくなり、高すぎれば利益を生む小売店が出て消費者に説明できない。 ・リサイクル料金と収集・運搬料金を前払化した場合、使用済み家電品は殆どの場合無料回収となると思われるが、無料引取りは引取り時点では中古品扱いとなり、廃棄物ではない。 ・流通の主張の通り徴収はメーカー出荷であっても、収集・運搬料金の支払いは、小売店と小売店以外の全ての直接持込者になるため、管理コストが膨大で非効率な仕組みになることが懸念。 ⇒無料回収になると廃棄物でなくなり、引渡し義務が発生せず、管理票の発行も不要。中古品として自由に売買可能となり、かえって見えないフローが拡大して逆効果が懸念される。また、管理コストが低く効率的なシステムに逆行。（再掲） ・料金負担方式は、前払いと後払いの利害得失を冷静に議論して公平・公正で効率的な方式を選択すべき。少なくとも「取りやすいから」「負担感が低い」の議論は審議会に値しない。 ・リサイクル料金の額とリサイクル率の値をどのレベルとするかの基本スタンスを明確にすべき。金は掛かっても限りなく再商品化の価値を高めて率を求めるのか、最終処分量の減少だけに絞りできるだけ低価格を目標とするのか、それにより今後の方向性が大きく異なるはず。
	前払いで先に消費者からお金を集めておけば、廃棄回収されない商品分の余った費用を不法投棄された商品の処理費用に充当できるという意見もあるようだが、善良な市民をバカにした考え方としかいえない。我々は、永年愛用してきた商品を再生処理してもらうためにリサイクル費用を払うのであって、不法投棄をする犯罪者を助けるような考え方には絶対に反対である。現行の後払いこそ公平・公正な制度であると認識している。（再掲）
	不法投棄の現場を回ってみた。不法投棄の現場では、家電4品目もそれ以外のものも多数捨てられている。それ以外のものの中には廃棄に際し料金を取られるものも無料で回収されるものも含まれていた。つまり、後払いだから不法投棄が起き、前払いなら不法投棄が起きないというのは現実とは異なる説明であり、誤った仮説と言うほかない。我々がイベントを行う際にゴミを持ち帰らせる試みを行って成果を挙げている。これを成功させるポイントは1つ。最初のゴミ捨てをさせないことである。一旦、一袋のゴミが捨てられるのを看過すると、後は無限にゴミが捨てられる。繰り返すが、最初の一つを阻止することが大切なのである。「壊れた窓ガラス」理論は不法投棄についても適用可能なものであると考える。最初の不法投棄を阻止するために、自治体も住民も事業者も協力することが必要である。自治体が、この努力を放棄して、第三者に費用負担を求めることは問題の根源的な治療を放棄するばかりか、さらなる不法投棄を奨励するに等しい。これは自己矛盾と言うほかないと考える。以上から帰結することは、不法投棄の後処理は自治体の責任とするしかないということである。（再掲）
	多くの委員は費用徴収方式として「前取り」を主張しておられるが、その具体的な方法が全く明らかにされていない。デポジットといっておられる委員もあるが、全体的には自動車リサイクルと同様のことを考えておられるのではと推察。当期充当と言っておられる委員もおられるが、何を言っておられるのか不明。自動車リサイクルは登録制度、車検制度があるから成立しているもの。家電では自動車における上記のような制度は存在しない。仮に類似のものを用意するとすれば、膨大な費用がかかることは必至。加えて、どのテレビにどの金が預託されているか一つ一つ管理する必要があるが、このようなことを実施できる見通しもない。過去販売したものについても費用を徴収する方法がなく（自動車は最初の3年間の車検の際に過去販売したものの預託を実施してしまう。この期間に百万台オーダーの見えない流れが生じていると報道されている。）、数十年間、過去販売分についての排出時負担と新規販売分の預託を行わなければならない。つまり、二重払いが相当期間継続することになる。このようなことを消費者が受け入れるとは到底思えない。具体構想を提示しないで「前取り」というだけでは実行可能なのかどうか、メリット・デメリットは何か、一向に明らかにならない。前取りを主張する委員はどのような前取りを提案するのか、その利害得失は何かを提示して議論すべきであり、今の審議会の進め方は理解できない。細田先生の適切な舵取りを期待する。

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	・不法投棄の低減は、罰則の強化、費用負担(自治体が負担を原則に)を明確にすることにより取り締まり、監視等を自治体が強化し、効果が現れる。(自治体は費用負担低減のために真剣に取り組むことが考えられる。)支払い方法の違いによる不法投棄の差異はない、モラルの問題で日本人はそんなに悪くない。(再掲) ・リサイクル料金の前払いと後払いいついて、前払いにすれば全て解決するかの様な発言が流通、自治体から発言されている、そもそも廃棄するものが自分のもので長年使用したものだから費用を払う、何時捨てるか分らないものにリサイクル料金を払うと思うか、現状より問題が大きくなること必然である。パソコンは、前払いにしたが不法投棄は増えている。(再掲) ・粗大ごみの処理費用を廃棄時に負担する方法が家電リサイクル法にも定着したものと考えられる。 ・5年かけてやっと築き上げたインフラを壊すべきでなく,現行の排出時に排出者が料金支払いの方式を改良すべき。
	対象品目を拡大するとなると、家電4品目に限定した場合には可能な現行の方式は不法投棄される廃電機・電子機器の種類と量を増加させることになるのは必定である。EU方式のように、消費者はストックヤードまで廃電機・電子機器を持って行けば無償で引き取ってもらえるシステムとし、回収・リサイクルに要する費用は、メーカーの負担とするように制度設計をすべきである。(再掲)
	最新の不法投棄データで議論すべき。不法投棄については最新で平成17年度上期のデータが環境省から公表されているが、審議会では取り上げられず、平成16年度までのデータで議論されている。国の政策を審議するにはタイムリーでなく、事実を無視して不法投棄が増えていると嘯いているのではないか。因みに、当該データをみると、明らかに不法投棄が減少し始めた。下期も減少していると推測されるが、平成18年度に入ってからはどうなのか。最新のデータを示して議論すべきである。不法投棄の定義が曖昧。ゴミステーションへの排出は除外すべき。環境省の平成17年上期不法投棄データに、不法投棄された場所が公表されている。その信憑性を云々する積りはないが、自治体のゴミステーションに排出されたもの(全体の20%)を不法投棄にカウントしている。家電リサイクル法が施行されてから、これもカウントされることになったが、果してこれも不法投棄なのか。少なくとも法施行以前はゴミステーションへの排出は不法投棄にカウントされていない筈で、施行後との単純比較は全く意味が無い。不法投棄の犯人は、業者か、それとも個々の消費者か。審議会の委員は谷底に捨てられた不法投棄に高額の処理費用が掛かると主張されたが、上記データの区分では、その量は定かでない。しかし、果して消費者個人がどうやって谷底に不法投棄するのであろうか。豊島や青森・岩手県境の不法投棄と同様、谷底に捨てた犯人は(残念ながら、不法投棄犯を捕らえて聞いたわけではないが)、業者ではないのか。個々の消費者の行為はそれ程悪質な不法投棄をすることはなく、近くのゴミステーションや道路が多い。少なくとも、不法投棄をするのは業者でなく、料金支払を拒否する消費者であるという思い込みが強すぎる。不法投棄の本当の要因は、リサイクル料金ではなく、義務外品における販売店や自治体の高額な収集運搬料金にあるのではないか。リサイクル料金が高く、後払いであるから不法投棄が多い、よって前払いにすべきと主張する委員は、不法投棄の実態を見誤っている。買替の消費者はキチンと販売店に引渡している。販売店に引取ってもらえない排出のみの消費者が困っていて、不法投棄の真の要因は、義務外品の収集運搬について自治体が適切な対応をしないことにある。 義務外品についても一切収集運搬をしないと宣言している自治体、或いは義務外品の収集運搬料金を3000～5000円と通常の粗大ゴミ料金よりはるかに高く設定して持ち込ませないようにしている自治体が、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品については自ら適正な料金で収集運搬を行い、或いはそれを代行する販売店を決めて予め住民に周知している自治体の不法投棄は改善されている。不法投棄対策に求められるのは、義務外品に対する自治体の住民サービスでないか。買替で購入する消費者(家電リサイクル対象品目の普及率からみて大半の消費者が買替。)にとっては、後払いでも先払いでもリサイクル料金の負担時点は購入時点＝排出時点で、全く同じことである。従って、不法投棄を減らす政策として主張されるリサイクル料金の前払い方式は決して有効な策ではない。最も低コストで効果的な対策は、不法投棄の真の要因である「義務外品」について自治体が適切な料金で収集運搬することであり、それを住民に周知することに尽きる。(なお、適切な料金は是非大手流通の収集運搬料金を参考に願いたい。限りなく無料に近いのが実態と推定される。)家電リサイクル法施行により、自治体は本来のサービス業務を販売店とメーカーに任せすぎであり、その結果、義務外品に無策というポテンヒットを生み、不法投棄の事後処理に高額な税金を使っているのではないか。自治体が本来の住民サービスに努めるなら、法制度の改正など全く必要がない。(再掲)
	リサイクル料金の採算状況を公表してほしい。年度ごとに、リサイクル料金の内訳(人件費・設備投資など)がわかれば、安いのか高いのかはっきりわかり排出者も納得がいくはずである。前払いにすることで、消費者が廃棄する場合の費用についての意識がなくなるのでは意味がない。逆に、不法投棄や正しくリサイクルしない場合にかかる費用(自治体などが回収に要する費用など)を明記したり、環境が汚染されどんなことになるのかをしめしてくれるほうが、排出者の意欲を高められると思う。リサイクル料金の支払い時期だけが、問題ではないのでうやむやにしないでほしい。すでに、排出時に負担する制度があるので、5年しかたたない現在変更するのは、混乱をまねくだけで、賢明な方法とは思えない。よって、排出時排出者支払い方式がいい。リサイクル料金の負担方式のメリット・デメリットを比較検討すべきとの意見があるが、パソコンリサイクル、自動車リサイクルあるいは、家電リサイクル法を作った時の比較表を参考にすればすでにあるので、再度検討する必要も特に感じられない。時間稼ぎのように思える。
	現在検討されている前払い方式の採用で、家電メーカールート以外に廃家電が流れないことになるのならば前払い方式には賛同できます。
	・前払方式にしても不法投棄はなくならないと思う。(再掲) ・リサイクル料金を細分化することはこまる。薄型テレビなど環境にやさしいテレビや家電は、自動車と同じく税法上の優遇を受けれるようにすべき。

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	・「見えないフロー＝不法投棄＝排出時負担が原因」は単純化された図式だと思う。個人排出者が自ら不法投棄を行うことは、不法投棄のためにどのように行動するか（山間部や田園地帯の人目につかない場所までわざわざ運んで行く）を考えれば、難しいのでは？少なくとも、２人のうちの１人までもが不法投棄をしようと考えるだろうか？購入時負担に変わったとしても、正規のルート以外のフローを目的（不法投棄含む）とした回収業者が淘汰されるとは思えない。（再掲） ・高い再商品化率が達成されるためには、人手による高度な選別が欠かせないことから、コストが妥当であることを条件に、この程度の金額を負担することには問題ないと思う。
	リサイクルの推進と、違法行為の撲滅が同じ土俵で論議されていることに疑問を感じます。本来の家電リサイクル法の制定趣旨は、”家電製品のリサイクルの推進”であったと思います。一般ユーザーがリサイクルに参画し、意識を持って協力する体制は、現行の方式によって築かれたものと思います。不法投棄する一部の違法行為者を削減するために、本来の”趣旨”を弱めてしまって良いものでしょうか。事前に費用を負担すると言うことは、税金を払うことに似ていると思います。つまり、リサイクルに直接支払うという意識は生まれがたいと思います。そういう意味では、従来、自治体が税金で処理することと何ら代わりがないと感じます。前払い＝不法投棄がゼロになるという理論も理解できません。富士市では自転車を金属類を無償で資源ゴミとして回収していますが、いたるところに不法投棄されている自転車を見ます。前払いにしても、運送を含めて手間が発生する以上、不法投棄は無くならないと思います。また、詳細の意見の中に、谷底に落ちた冷蔵庫を何万円も支払って処理する費用を自治体が払うことはおかしいという意見がありましたが、前払いになったとして、なおかつ谷底にある冷蔵庫を処理するのは誰になるのでしょうか。製造者が谷底から引き上げるのですか？そうではないと思います。あくまで、違法行為と、リサイクル法は別であるとして考えるべきと思います。 見えないフローが多いとの意見があるようですが、見えないものすべてが違法行為ではないと思います。リサイクル料金があるから、リユースに回っているのであれば、本来の目的通り、リサイクルが推進されているのだと思います。問題は、見えないフローの中に、どれだけの違法フローが存在しているのかだと思います。近所にも、”家電品を引き取ります”といったトラックが回っています。そのような回収ルートの先を調査し、違法行為がないのかを把握すべきと思います。もしも、違法行為が横行しているので有れば、取り締まりを強化すべきです。そのことが、リサイクルの向上を促進することだと思います。使用者が責任を持って処理すると言うことが大前提になる以上、現行の方式にて何の問題があるのか私には分かりません。もし、前払いにするので有れば、従来のように、自治体が税金で実施すべきと考えます。ユーザーのリサイクルへの意識も大きく変わらず、より透明で簡潔な処理システムになると思います。（再掲）
	・現在のリサイクル料金は、小型タイプには割高感がある。メーカーには一刻も早く適切な料金に値下げを要請する。現行方式は、メーカーが決断すれば最も早く料金の値下げを実行できる方式であり、その意味で現行の負担方式を変えてはならない。しかし、毎年毎年リサイクル料金が変動しても困る。５年サイクル程度で、定的に料金の見直しをすることが望ましい。 ・不法投棄は重大な違法行為で、取締権限をもつ自治体が取り締るべきもの。排出量の僅か１％にも満たない不法投棄でもって法改正すべきという意見は、本末転倒。大半の消費者は購入と同時に排出するから、前払いも後払いも全く同じ時点での負担である。従って、料金負担方式を変更しても何ら解決しない。不法投棄の要因は自治体が義務外品に十分対応していないことにある。義務外品は、リサイクル料金の他に高額な収集運搬料金を取られるので、消費者は困っている。販売店も自治体も腰が引けて消費者を助けないから、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品について、自治体が適切な収集運搬料金で自ら引取るか、或いは収集運搬を代行する適切な販売店を予め住民に周知しておく等、適切な対応策を打出すことが肝要である。そもそも自治体は、法施行後、家電リサイクルについて販売店・メーカーに任せすぎ。不法投棄の回収に無駄な税金を使うよりも、エアポケットが発生しないよう積極的にゴミステーションによる回収等、本来の住民サービスを果たすべき。（再掲） ・指定引取場所を増やしてもリサイクル料金が上がるなら本末転倒。今迄も消費者は2つの料金を負担してきた。ＡＢを統合した場合、収集運搬料金がいくらに下がるか、販売店とメーカーはそこを具体的に議論すべき。
	・不法投棄をなくすために、前払いにすると言う意見は納得できない。不法投棄は犯罪であり、取り締まる適切な方法を検討すべきと思う。法で縛って犯罪が無くなるのなら、世の中の全ての犯罪が無くなることになる。国民一人一人に目的を更に啓蒙し、モラルの向上に勤めるべき。お金を払う正直者がバカを見るような、社会風潮にしてはいけない。不法投棄は店で引き取って貰えない品物ではないのか。どうして廃棄していいのか判らず放棄するのが原因ではないのか。勿論確信的な業者の行為は論外で、犯罪として厳しく取り締まるべき。自治体の考え方がおかしい。不法投棄を後払いが原因と声高に主張しているが、自分たちの役割が判っているのでしょうか。廃棄の処理に困り当該役所に問い合わせても、担当部門が適切な対応が出来ず「メーカーに頼め」などと呆れるような回答をされる。ましてやＨＰや「県のたより」や「市のたより」などで広報を徹底している自治体が幾つあるのでしょうか・・・本当に疑問です。法律の施行以前は全て大型ごみで莫大な費用を費やしていた事を、すっかり忘れ法律の施行により消費者の負担になったら、自分たちは被害者のような態度で、不法投棄の処理費用が大きな負担になっているとの言い草は笑止千万です。まず役割をまっとうして下さい。費用が減った分の還元を公表して欲しい位です。販売店の主張もおかしい。現状では手間が掛かる、消費者に説明するの大変と言うが、法律の施行前の検討で十分審議され、役割を明確化したのではないのですか。消費者には費用負担、メーカーには設備と仕組みの投資と負担させておいて、自分達だけが負担を強いられているとの言い分は、上記自治体の姿勢と同じ・・（再掲） ・仕組みを変えれば膨大な費用が掛かるだろうが、その費用をどう考えているのですか。メーカーに負担させればリサイクル料金に反映されるだろうし、それが消費者の負担増になる。これを誰が責任を持って消費者に説明してくれるのですか。消費者をバカにしないで下さい。
	現状の家電リサイクル法は社会システムとして機能し、着実に定着しており循環型社会に大きく貢献している。この排出時排出者負担をやめ、リサイクル料金前払い方式を実施すればどれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのか中古家電輸出業者等の介入で見えないフローの部分がさらに増加傾向となる恐れがある、又リサイクルによる循環型社会も崩壊する危機を含んでいる。 排出時排出者負担は消費者に社会環境責任を意識させるシステムであり維持、継続する必要がある。又、製品寿命が１０年～１２年ありその間に物価等の上昇が発生した場合リサイクル料金前払い方式では収支トラブルになり市場を混乱さす事を懸念する。（再掲）

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	現行制度の維持と精度アップがベスト。リサイクル料金徴収方法についてのみ検討されている様に見える見直し論議。しかし現状を見れば本来回収されて再資源化されるべき商品が、消えてなくなる「見えないフロー」の存在、中古品名目での海外への大量流出、闇の産廃ルートの存在をゆるしているのが実態ではないか。商品としての寿命を終え、中古品としての機能を有しないものまで海外へ輸出し、一部の部品取りをしただけで、他国で放置されても誰も責任を負わない。フロンの適性処理をした保障がない闇の産廃ルートの存在をゆるす。そんな制度で良いわけがないし、料金徴収方法を変えてもこれらの問題は解決ができない。家電リサイクル法の不備を見直すのが本論であり、法の裏、抜け道を塞ぎ罰則も強化し、世界に誇れる家電リサイクル法にするのが見直しの論点であるべきです。せっかく定着してきた「排出時・排出者負担」の原則と、メーカーが築きあげてきたリサイクルのシステムをくずさず対象品の全量回収、メーカー責任での再資源化を実施し、商品から商品へ資源を循環させるより良い制度の構築これがリサイクル法見直しの本筋と考えます。（再掲）
	・現在の料金は、市場原理を利用しつつ、国が監視するという相反する仕組みで設定されている。料金の透明性を問題視する意見があったが、この仕組みの中では総体的な額をこそ国が監視しなければ競争原理は働かないことになり、本来の目的を失う。一方で、処理過程で発生する環境リスクを回避するためにも一定の費用が発生するのは当然であり、各メーカーが設定する費用に大きな違いが無いのも、それぞれがキッチリ処理している証拠であると同時に、市場原理が働いた結果ともいえる。むしろ極端に安い料金で運営できていると主張する少数事例の方が、十分なリスク管理を実施できているのか疑問である。また負担方式（いつ支払うか）に対する論議では、不法投棄のみがとりあげられ、販売段階での支払いを主張する向きがあるが、その関連は不明確である。販売段階で料金を支払うとしても、運搬費用や関連する手間は発生するわけであり、不法投棄抑制効果は疑問である。むしろ現段階で負担方式を変更することは、既販製品の取り扱いや実費用との整合性、ため込みなどによる処理対象台数の大幅な変動など、方式変更に伴う問題の方が大きい。まずは見えないフローを把握できる仕組みや、悪者をキッチリ罰することを優先させるべきである。（再掲） ・家電リサイクルに限らず、他の廃棄物についても、処理には費用が発生することや、多くの廃棄物処理には税金が投入されていることなどを周知させ、一般消費者の意識改革を行うことが国家100年の計に通じるものである。このためにもリサイクル費用のビジブル化は必須条件と言える。
	メーカー処理料金の固定化が言われているが、メーカー料金、大阪方式料金、無料回収業者など消費者を混乱させている実態が問題ではないか。これらの周囲条件を整理した上でないと本質をはずした議論になると思う。運搬費も一部流通業者が動脈商売の値引き材料に使っている事が料金全体に不透明感を与えている。静脈の費用は適正処理を維持するためにも透明に表に出し、商品価格とは別立てにすべきと思う。前払いになれば中古品等の不適正輸出がなくなるのか疑問である。消費者がどのルートに排出しようが排出時無料となり、従来の無料引取業者への排出も結局増加し、見えないフローや不適正処理を助長することになるのではないか。また、料金が前払いになって本当に不法投棄が減るのかも疑問である。不法投棄する人間にとっては処理のための手続きすら面倒であろうし、不法投棄は家電リサイクル法施行前から存在していたのだから大きな変化はないのではないか。より大きな海外での不法投棄も含めればむしろ増加する危険性が高いと思われる。従って、現在世界に誇れるシステムとして順調に機能している、本当に不要になった時に費用を負担して処理を依頼する現行の方式が最も自然ではないか。その上で見直すべき事を整理すべきと思う。（再掲）
	消費者の排出時負担は世界に例がなく、日本ならではのルールである。欧州WEEEで排出時負担にするなら、不法投棄は7％は超えるのではないかといわれるぐらいで日本のレベルの高さを示している。欧州と同じようにするなら、日本のレベルの高さを自ら捨てることになり、残念である。不法投棄の不満と費用は①で記載したように対策するのが良い。 購入時支払いの問題点 ・リサイクル費用をプールする法人を運用する余分な費用がかかる。アップする可能性あり。 ・プールする費用が黒字なら課税される可能性大。税金2重払いのような構図になる。 ・廃棄時10年後の費用計算の根拠不明確。 インフレ、デフレに大きく振れた際に不足、取り過ぎなど社会システムとして好ましくない。
	資料2は、責任の押付け合いの意見が目立つ。違法行為の取締は行政の責務。それが出来ないからと制度を変えるのは悪人に負けたことになる。小売店の役割は費用徴収。その際、説明責任があるのは当然。販売価格包含などは誤魔化しだ。そして消費者は金を払うのが義務。捨てるものに金を払いたくないという意見を擁護するなどは言語道断。メーカーも収支については赤字であっても報告するのが当然。各々に役割分担があり、各々に負担のある現行制度は極めて公平。自分の負担軽減だけを主張する意見は、読んでいて怒りを覚える。
	日本人の勤勉な国民性を考慮した排出時排出者負担の考え方は年々着実に定着しつつあります。排出時にリサイクル費用を支払うことは環境維持にはお金がかかるということを自覚させ、国民に対する環境教育をするよい機会でもあり、今後も継続すべきだと考えます。リサイクル料金の購入時支払いという意見もあるが、15年後の排出時商品は大きく変わりリサイクルする費用は予測できない。前払い料金を管理する機構やそれに伴うシステム構築に莫大な費用がかかり資金管理法人の設立など、費用はおそらく国民の税金から支出される。システムづくりも一からの投資になりまた無駄な費用が発生する。不法投棄も大半が不良業者によるもので、前払いにしても減少しない。現行の仕組みの継続のほうが、はるかにメリットが多い。多少の不具合の改善はしても、基本的なスキームは間違っていないので、国としてやっと軌道に乗りかけ施策はもっと粘り強く徹底すべきです。（再掲）

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	家電リサイクルは3Rが基本と聞いています、新聞の報道などで、前払いが決まったようになっていますが、私たちが5年前に説明を受けたときは、長く使うと負担が少なくなるとの事でした、本来の趣旨を棚に上げて議論は困ります、排出のときにきちんと支払っていく仕組みで良いと思います、今までは、埋め立ての処分場が少なくなる為に私達は協力してきました、今後も継続していただき、不法投棄を取締りが本来の市町村の仕事ではありませんか、約1100万台も協力してきました、見えない部分を追求して、リユースなのか（輸出含み）検証してください。（再掲）
	・家電4品目いがいでも、不法投棄は発生している。従って、料金の前払い方式に変更しても不法投棄が減少するとは考えられない。ビジネスとして、不法投棄を行っている業者を規制する制度改革が必要と考える。（再掲） ・消費者が有料にて、廃棄物処理料金を負担する考えがこれからも大事と思う。従って現行の排出時負担のほうが、3R等に結びつくと考えます。（再掲）
	・家電リサイクルで料金後払いであるから不法投棄が増えるというが、他の品目はこの5年間で増えていないのか。不法投棄は犯罪であるから、もっと根本のところで取り締まることが必要である。（再掲） ・見えないフローが数百万台もあることは、廃棄物の適正処理の観点から大きな問題である。その実態（ルート、品目、台数など）をこの際明確にするとともに、それらが最終処分される際の処理実態をきちんと把握する必要がある。その後で、家電リサイクル法を見直すことによってそれらが改善できるかどうかを議論すれば良い。前払いか後払いかの議論も同様である。（再掲）
	回収率は、買ったお客様が替わりに廃棄される場合を考慮すべきであり、市場に投入された台数を分母にすべきではないと考えます。買い換え、新規、買い増しのお客様があるとすれば、買い換えのお客様を分母とすべきではないでしょうか。この場合には、回収率は、60%以上と推定されます。60%以上の回収率は、決して低くないのではないでしょうか。無料回収は、前払いならなくなるというのは、誰が保証することなのでしょうか。例え、前払いにしても、「有価で引き取ります」と、言う業者がなくなるとは思えないません。現在、このような業者に出しているゾーンの人達は、前払いであっても、些少でもお金がもらえるとなれば、同じようにこのような業者に出すのではないでしょうか。これは、このような業者を取り締まるべきであり、善意の人達まで、巻き込むべきではないと考えます。仮定の話なら、現状を変える意味合いがないのではないでしょうか。現在、無料回収と称して、まわっている業者が買い取るのは、例えば25インチ以下の新しいテレビや、パソコンであり、ラジカセのような小型音響機器などが主体であり、何れも、海外で売れそうな物ばかりです。（ミシンなどもありますが）古い冷蔵庫、洗濯機などを無料で持って行く例を知りません。よほど新しくて、壊れていない製品で、中古として国内等で売却可能なものではないでしょうか。古い冷蔵庫、洗濯機などを低価格であるがお金をもらってでも引き取るというのは、法律違反であり、取り締まるべきではないでしょうか。前払い制で、解決できる問題ではないと考えますが。輸出する業者を取り締まるべきであり、その労力を惜しむべきではないと考えます。過去に大量に流した流通業者がありましたが、お金をもらった上での事であり、このような事例からは、例え、前払制にしたところで、僅かのお金ではあるが、売却益がある限り、このルートへ渡す人は消えないと思います。このルートがなくなるとは到底考えられません。これらは、法律違反事例として、取り締まるべきではないでしょうか。 中国への不法輸出。家電4品目を不法に輸出することは、ビジネスとして無料・有価で回収している業者、その他、不法にこれらの輸出業者に流れた製品が存在することにあります。これらの業者への製品の流れは、前払い・後払いに関わらず発生すると考えられます。これらは、不法であり、法として取り締まるべきであろうと考えます。 海外での処理 現在の日本のリサイクル処理のインフラは世界にない高度なレベルであると考えます。銅の精錬工場のように、日本の長い歴史のなかで優れた公害対策で環境配慮型の極めて高質なリサイクル工場が存在しています。このインフラは、中国・東南アジアには存在していません。従って、中古家電を、そのまま東南アジアで処理することは、彼の国で環境汚染を起こす元凶とも成り、賛成しかねます。少なくとも、彼の国で処理できる物に限る事が必要であり、それでさえ、日本のリサイクル処理技術・処理システムを持ち込まなければ、安全とはいえません。日本の鉱山会社等の処理設備を彼の国で構築するのはコスト的に高くなりすぎます（日本の設備は半ば以上償却がすんでいる）
	「リサイクルは、国民がそのあり方を考えるべきである。」と考えています。安易なリサイクルで良ければ、即ち、埋立・焼却を増やしても良いならリサイクル料金は安くできます。しかしながら、そのために、素材回収率が少なくなり（法律は守るが）、埋立、単純焼却が増えることになったとしたら、国家百年の計からは到底、妥当であるとは考えられません。埋立、単純焼却を最小にして素材回収率を最大にする事こそ、これから、日本としてやるべき事ではないのでしょうか。そのためには、それなりのコストがかかることを国民として理解し承知すべきではないでしょうか。費用を税金で払おうが、メーカが負担しようが、結果、消費者である国民が払うことになるはずです。例えば、従来、自治体の税金で処理していたときがそうであったように。これを理解して頂きたい。なぜ、税金で処理をするならいくらかかっても良く、家電リサイクル法で支払う時になったら、払いたくないと言うのはどのような考え方なのでしょうか。理解できません。不法投棄は、前払いだから減少するというのは、考えにくい。「意見」にもあったように、個人の不法投棄ではなく、ビジネスとして行われる不法投棄が問題であり、このような事例では、明らかに、ビジネスとして回収したが中古としても売れない製品の処置に困ってやったことであると考えられます。これでは、料金の支払制度ではなく、不法中古ビジネスを取り締まるべきであると考えます。「意見」にもあったように、廃棄物処理は、日本では、廃棄時に費用の支払いが発生するということが行われてきました。この習慣が根付いているはずであり、現在の後払いでも一定の良い評価を得ているのはこのためであると考えます。 （再掲）

意見内容	
5．リサイクル料金の在り方	料金の価格内在化 何れ、消費者に負担がいくだけであり、現状と何ら変わらない。であるとすれば、どういう目的で内部化を行うのかがわからない。
	販売時負担方式は、「デポジット」や「当期充当方式」等の言葉だけが先行し、具体的な方式が全く判らない。これで見えないフローに行く量が減少すると言われても信用できない。具体的な方式が提示されないうちは実現可能かどうかも判らず、全く議論に値しないと思う。販売時負担方式を提案している委員は、より具体的な提案をして欲しい。
	家電リサイクル法が施行されて、5年が経過したようですが、私も当時は、家電品を引取って貰うのに何故、お金を支払なければならないのかと憤慨した一人でしたが、昨年の暮れに冷蔵庫を買い換えた際には、古い冷蔵庫をリサイクル料を払って電気店に引取って貰いました。また、今年の5月には自動車の車検が来ましたので、何の抵抗もなく、これもリサイクル料を支払って車検を受けました。今では、使い終わった廃品を法に従ってリサイクル料を支払うのは排出者の義務として、当然と思う様になりました。これは、家電リサイクル法が始まったことにより、私を始め環境問題について国民全体が理解されて来たのではないでしょうか。 また、リサイクル料金の支払方法についても、自治体や流通は前払い方式が良いと言っていますが、前払い方式は反対です。理由は①家電製品は一度買ったら10年、15年は大事に使用します。10年、15年後にリサイクル処理されるものを今、何故払わなければならないのでしょうか。10年、15年先のリサイクル料金が安くなるのか、高くなるのか不確定のものを先に払うことなど出来ません。処分する時に費用を支払うのが当然だと思います。②前払い方式にすると、排出者からリサイクル料金を預かる管理会社（自動車リサイクルと同じ様な）を設立しなければならないと思いますが、10年、15年後に発生する処理費の金を管理するための会社設立は無駄な経費（人件費、建物、管理費等々）だと思います。③自治体等は後払い方式だから不法投棄が多くなると言っていますが、前払い方式なら不法投棄がなくなるとは思えません。不法投棄は一部の悪徳産廃業者がやっていることであり、行政自治体は不法投棄に対しての監視の強化と罰則を厳しくすることが肝要だと思います。 自治体は不法投棄を処理するのにお金が掛かり過ぎると言っていますが、家電リサイクル施行前までは自治体が大型廃家電の処理をしていたはずです。その時の方が処理するお金が今より多く掛かっていたと思います。自治体が廃家電品4品の処理をしなくても良くなったのは、家電リサクル法のお陰だと思います。（再掲）
	メーカーの再商品化費用についてもいろいろな意見があるが、メーカーが認定している再商品化事業所においても、再商品化の内容や環境負荷物質（例えば冷蔵庫の断熱材フロン等）の回収や処理の工程に大きな差がある。各事業所が再商品化に当たって行う環境配慮措置を一律に評価することは出来ないが、より高度な再商品化と環境負荷の低減を目指して取組ことに異論は無いはずであり、再商品化、特に環境配慮措置のレベルの検証と合わせて費用の多寡を議論し、その結果認められた額を再商品化費用とするべきである。
	・私はリサイクル工場を見学しました。皆な細かく資源回収をしていました。ここ工場まで持ってきて、そしてしっかりとリサイクルをしている姿に感動しました。あの現実に接し料金が高いなどと全く思わなかった。 ・販売時負担が考えられていますが私は反対です。自分の支払った費用が自分のものの処理に使われるのであれば納得いきますが、誰かに使われると思うと、いやな気分になります。捨てるときに支払うほうが、販売時支払いに比べて公平、公正だとは心から思えない。
	消費者が商品を購入する際にはデポジット方式をとる。 前払い・後払いにしろリサイクル料金などを内部化した「製品価格」での販売等については、メーカーの価格競争力低下、また消費者にとっても、リサイクル料金の負担については、リサイクルに対する動機付がしがたい面もあることから、デポジット制を考慮する。デポジット制については、実施例は少ないとされるが、 ①価格に転嫁されないという利点。 ②デポジットについては一軒一軒は小口であるが預かり金的性格をもち、それを集めれば対象が耐久消費財であり、ある程度使用期間も長く、使用終了の時期も予想がつくことから、その預かり金を運用し、その運用益を消費者に還元する。 *銀行の預金に対する利息のようなもの。 *また中古品需要に対して、どのようなデポジット料金を設定するかは、考慮が必要。 ③消費者にとっては、製品購入に際しては、デポジット（預かり金）はいずれ還元されるにしても、デポジット（預かり金）＋品代の出資となりますが、今後は社会人口構成の高齢化から貯蓄を取り崩す割合が高くなり、貯蓄率の低下が考えられることから、このような形での日本の貯蓄率の向上は社会的コンセンサスは得られるものと考えています。 *株価低迷により運用益が出ない、または逆ざやの時の措置は別途考える必要がある。 ④廃品の回収については、宅配便・郵便窓口のようなきめ細やかな体制を敷く。 以上①～④において、新興国との価格競争、新規の機種を次々と開発していかなければならないメーカーの負担、途上国の旺盛な中古品需要、絶えない不法投棄に対する対策に役立つのではないかと思います。

意見内容	
5. リサイクル料金の在り方	今の方式でたくさん集まっていて、他のどの国のしくみよりもうまくいっているようですので、今の負担方式がどうして決まったかをもう一度、よく理解してほしいと思います。
	･収集運搬料金のミニマム金額を設定し、仲介した業者に特典を与える事も検討していただくようお願い申し上げます。 ･家電リサイクル法の徹底により、一般ユーザーにおいては、排出者責任は99%浸透しており、前払いにしたから大幅に不法投棄が減るとは考えられません。問題は業者が回収したのをどうするのかを検討するのが課題だと思います。対策案としては、回収業者を登録制にして立ち入り検査を定期的に行い指導する事が先決かと思います。(再掲)
	前払いにすることで、安易に家電製品の廃棄を助長することはないか検証してほしい。
	現行の問題点と前払い制への変更の論拠が不明確と思われます。 現行での問題点は以下の点が指摘されています。 1) 不法投棄は後払い制になっているため、リサイクル料金を支払いたくない人が不法投棄をする。 2) 廃棄する段階ではリサイクル費用を支払いたくない。前払いのほうが払い易い。 3) 中古品回収業者が無償で廃棄家電製品を引き取ってくれる。販売店がお客様にリサイクル料金や収集運搬費を請求しにくい。 上記問題点の対策として前払い制へ変更すべきとの意見が出ています。現行制度の問題点を列挙すること、その原因がどこにあるのか、その対策案はどんな案があるか対策案の比較検討、実施する上の問題点、総合的にどの案を選択するか、その選択の理由はなにか、ホワイトボード、説明資料、等に整理して審議委員の方が良く分かるようにして論議をすべきと思います。更に、後払い制を選択した理由とその後の状況の変化も検討項目にして徴収時期の変更を判断すべきと思います。結論を出すにあたり、国民の方が納得のいく形での議論と整理、そして説明が必要と思います。
	料金徴収方式は、下記の理由により現状維持がベストである。 前払い方式のデメリット 1. 購入時にリサイクル料金を支払っているにもかかわらず廃棄後、必ずリサイクルされるとは限らず、中古品として輸出されてしまう等の可能性もある。 2. リサイクルのために費用を負担しているという消費者の意識がなくなる。 3. 現状方式では、リサイクル券が貼られていれば、家電リサイクルのルートに乗せなければいけなかったが（HPで排出者が処理状況を確認できた）、前払い方式になると、小売店が回収したあとの行方はまったく見えなくなってしまう。 4. 小売店がメーカーに返却するか、中古品として販売するか自由に判断できるため、現在の様な資源高騰時には、中古品と称して販売したものが結局有用な材料だけ回収して、残りは不適性な処理がされてしまう恐れがある。 ⇒家電リサイクルルートでの処理台数が減るのではないか。 現在、回収率は総排出台数の5割しかないとはいえ、1000万台以上の廃家電がリサイクルされており、少なくともこの改正によって、回収台数が少なくなってしまったなんてことのないように充分議論していただいて確実にこの法律が良い方向へ進んでいくようお願いします。
6. 再商品化等の基準	現行の再商品化率の算定の考え方について、テレビのガラスカレットの海外における需給状況やブラウン管テレビの生産状況等の影響を十分勘案した上で検討すべきとの意見については、賛成。また、同じ処理内容でも再商品化率に算入されなくなるケースについては、原則、有償としながらも、逆有償になるケースの事情を勘案し、特例措置を導入することも検討すべきである。
	現行の再商品化率からは、極端ではあるが、リサイクラーが入手した廃家電をまったく処理せずに中古業者に売ると、再商品化率100%、リサイクルコスト0円となる。このようなおかしなことがおこらないことを考えるべきである。

意見内容	
6．再商品化等の基準	・「再商品化＝有価売却」の観点から、各リサイクルプラントは企業努力により再商品化率を上げるためのスキーム作りを行ってきていると見ている。このことが功を奏して、再商品化率が徐々に上がってきた。 テレビのブラウン管については、生産が海外にシフトしたことに伴う逆有償化の課題が出た。各リサイクルプラントはカレット精製を自前化して有価売却を行う方策に走ったが、これが既存のカレット業者を存亡の危機に追いやっている。有償であれ、逆有償であれ、「再資源化」の観点からは同様であることを評価する仕組みが必要である。プラスチックは一時、中国が輸入を禁止していたが、国内では有価で回らないような質の悪いミックスプラスチックが有価取引により中国へ輸出されている例も見られる。プラスチック系のサーマルリサイクルについては、有価処理のみが「熱回収率」として計上される現在の仕組みも問題である。以上のように、再商品化率の実態を十分に把握した制度改革が必要な時期に来ている。 「再商品化率」の考えを改め、「再資源化率」とする。逆有償であってもサーマルリサイクルは「熱回収」として評価すべきである。 ・高い再商品化率が達成されるためには、人手による高度な選別が欠かせないことから、コストが妥当であることを条件に、この程度の金額を負担することには問題ないと思う。（再掲）
	再商品化率の在り方 現行で十分である。まだ、流動的故、Watch要である。
	適正処理を目指すリサイクルを推進しながら、新たな製品に対して「有害物質」の廃止や削減を実施しているので、資源が循環しがたくなるのは自明。有価であれば、有価になった部分全体の重量を実際の回収処理の実態にかかわらず「リサイクル」とみなす再商品化率は、リサイクルの経済性追求と方向を同一にするためにリサイクルを行う主体にとっては適合しやすい指標であっただろう。国内資源循環政策による資源確保を国策として目指すべきであると考えるがその場合には再資源化率として定義を改めて運用すべきである。但し、資源循環を重視するために、リサイクルコストは上昇する可能性があり、従来よりもより強力に国民に周知徹底する必要があるだろう。
	再商品化率は有償で売れるもののみがカウントできると聞いている。素材価格は当然市況に左右されるため、同じ処理をして同じ素材を回収していても昨日は有価で売れたが、今日は売れない（逆有価）という場合も想定される。従って安定的かつ確実に資源素材として再利用されているものについては、カウントできるような手段をとるべきである。ボーダーラインにある素材のリサイクル技術開発促進の観点からもその方が開発に熱が入るはず。
	薄型テレビの再商品化率は30～50%程度と言われている。今後、他の対象商品においても技術革新により素材構成等が大幅に変化することは十分考えられる。メーカーも再商品化率を上げる方策を進めるであろうが、逆有償による不算入の問題等、別の観点からも再商品化率の考え方について議論すべきと考える。
	リサイクル料金を生産者負担とすることが環境配慮設計を促進します。家電リサイクル制度に拡大生産者責任を貫き、生産者に物理的に面だけでなく、「リサイクル料金は生産者が製品を出荷する時に生産者が負担する」という財政的な責任も負うこととします。このことにより、生産者は製品設計段階において製品の環境負荷を小さくするような動議付けがうまれます。現在の後払い方式や、消費者が購入する時の「後払い」方式では、競争原理が生まれません。つまり、リサイクルコストが生産者まで伝わることが重要なのです。家電リサイクル法「リサイクル率」―――「実績に即し、リサイクル率を上げること」私たちが家電メーカー１１社に行った調査では、実際のリサイクル率は法基準より10%以上上回っています。リサイクル率を引き上げることは十分に可能です。リサイクル率基準を引き上げは、技術革新を促すことにもつながります。（再掲）
	現在、メーカーは再商品化率の基準を上回っているが、その後の利用は不明瞭であり、また、環境配慮設計を促進する上でも、メーカーに再生素材使用率の数値目標を設定すべきである。廃家電品から家電製品の原料となる再生素材を抽出し、再びその素材を再生素材として家電製品に使用する。メーカーにはその再生素材使用率の数値目標を義務づける。そうすることで、メーカーはパフォーマンスではなく、本当の意味でのリサイクルや環境配慮設計に力を入れて取組むことになり、製品の生産から廃棄までが省資源・低コストで実現可能となり、循環型システムが出来上がる。また、この仕組みが処理単価の低減につながり、不法投棄対策の一助にもなる。（再掲）
	再商品化される金属、ガラス、プラスチック等の各種素材の引取金額は需給バランスにより大きく変動している。再生資源は高値で取引される場合には再商品化率の向上に大きく寄与するが、取引価格が低迷した場合（逆有償）には、再資源化率を下げる可能性がある。

意見内容	
6．再商品化等の基準	家電リサイクル法において、その条文に「再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない」（第20条 2項）としている点は、見直す必要があるのではないか。そもそも民間企業は利潤を上げることが存在意義の一つである。利潤を上げない事業を行うことは本来の姿ではない。官ほどではないであろうが、メーカーは利益を上げる必要がない部分では競争原理が働きにくい状況にあることを、まず認識すべきだ。内閣府を中心に国はPFI事業を推進している。PFIでは「公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり、、、、」、「国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである」とされているが、これを担う企業が利潤を上げてはならないとはなってはいない。請け負った企業は利潤を出しながらも、従前に行政が実施していたよりも低廉な費用で、質の高い業務を行うのである。第20条 2項の「適正な原価を上回るものであってはならない」という部分は、「適正な原価に加え最低限認められるべき利潤を加えたものを上回るものであってはならない」とすべきで、それにより社会全体のコストが下がるようになれば良いのである。リサイクル料金が高いと言われているが、比較すべきは5年前まで自治体が行っていた処理料金との比較である。行政が処理していたレベル(埋めるだけ)に投入されていた税の総額と、家電メーカーの処理レベル(再商品化率70%以上)に対して消費者が負担した費用の総額を比較し、どちらが高いのか検証すべきである。法施行後、冷蔵庫の断熱材フロンの回収義務が増え、プラントは一斉に投資をしたが、消費者の負担額は変わっていない。処理レベルが上がり、負担費用がそのままであるということは、実質上は値下げがあったとも言えるのでないか。家電リサイクルプラントを見学すれば容易に気がつくことであるが、手分解に携わる人員が多く、製造時のような自動化とはなっていない。当然、1台当りの処理費用に占める人手の割合は高い。安く抑えようとすれば、人手を減らし、破砕機にかける方式を選ぶことになる。
	処理コストを抑えるために、法定の再商品化目標値ぎりぎり満たせば良いとの考え方に立って、手分解に要する人手を減らすことをこの見直しは求めているのかもしれない。家電リサイクル法の料金に競争力が働きにくい一因として、自社製品のみのリサイクルが義務付けられ、他社製品を引取れない点にある。A／Bグループに分かれているが、どこのメーカーの製品を処理しても良いということになれば、競争は進むであろう。規模の拡大によってリサイクルプラントの効率性が上がり、リサイクル費用は下がる可能性が高い。また、指定引取場所での引取り時のサービスも今以上に上がることは間違いない。ただし、自社のスキームに戻らない製品に拡大生産者責任（EPR）の考えや環境配慮設計（DfE）は働きにくくなるし、また、シェアの低いメーカーはリサイクルに積極的には参加しなくなるであろう。今回の見直しの第一の目標をリサイクル費用を下げることに置くのであれば、メーカーにリサイクルを義務付けるより、PFIの公募事業として、あらゆる業種に事業門戸を開いて参入させれば良い。半分しか集まらなくても1000万台の物量がある。大阪府の既存業者ではないが、手を挙げる事業者は多いであろう。海外企業も含めて公募したなら、おそらく中国企業が、バーゼル条約も加味した上で中国政府の後押しを受けて、日本からすべて廃家電品を集めて処理することであろう。間違いなく、リサイクル料金は下げられる。（再掲）
	・一般的に、リサイクル率を向上させるとそのための費用が増加し、ある閾値を超えると急激に上昇すると思われるが、審議会では、「料金を安くしろ」しかも「リサイクルは限りなく進めろ」といった無責任な発言が目に余る。全体最適をどこで求めるか真摯な議論が必要。（再掲） ・現在では、4品目共に殆どが海外生産となっており、企業内のマテリアルリサイクルが困難となってきているのではないか。国際循環を進めるとしても、現地での原材料と再生資源の市場価格に左右されることから、安定的な運用は困難と思われる。 ・「再商品化」は有価での売却が前提であり、現在は、銅の価格高騰や鉄やアルミ等も中国市場の再生資源購買パワー、原油高等により比較的高価で売却可能であるが、将来は不透明。 ⇒長期的視点に立脚した安定したリサイクル運用を図るためには、逆有償でもカウントできる「再資源化」を検討すべきではないか。また、その利用先も教条的な「家電から家電へ」のスタンスから、安心して国内で販売できる利用先の育成と支援（優良な引取業者の案内等）を具体的に国の施策として進めるべき。（再掲） ・「再商品化」は有価での売却が前提であり、現在は、銅の価格高騰や鉄やアルミ等も中国市場の再生資源購買パワー、原油高等により比較的高価で売却可能であるが、将来は不透明。 ⇒長期的視点に立脚した安定したリサイクル運用を図るためには、逆有償でもカウントできる「再資源化」を検討すべきではないか。また、その利用先も教条的な「家電から家電へ」のスタンスから、安心して国内で販売できる利用先の育成と支援（優良な引取業者の案内等）を具体的に国の施策として進めるべき。（再掲） ・リサイクル料金の額とリサイクル率の値をどのレベルとするかの基本スタンスを明確にすべき。金は掛かっても限りなく再商品化の価値を高めて率を求めるのか、最終処分量の減少だけに絞りできるだけ低価格を目標とするのか、それにより今後の方向性が大きく異なるはず。（再掲）
	指定引き取り場所ごと、あるいはメーカーごとに回収率を比べ、良い回収率に基準を決めてはどうだろうか。
	再商品化率の向上について、メーカーの努力並びに成果が顕著であり、現状で十分。
	対象品目の追加にあたって、E－WASTEのNPOからは電源・電池を含む製品すべてとする意見や委員の一部からは希少金属回収の必要性の観点から携帯電話などの例が挙げられた。しかし、今回は、「特定家庭用機器」のリサイクル法の見直しを進めるものであり、すべての電子・電気機器まで拡げれば、逆にうまく行かない部分が多くなるであろう。回収スキームが一番の課題であるが、製品が多くなればリサイクルの義務者(メーカー)が急増し、フリーライダーのような存在が多くなるであろうし、また、業務用・家庭用の区別もつかなくなるような弊害も出てくる。さらに、現在、評価されている家電メーカーの再商品化処理手法（事前にきめ細かく手分解してから破砕）では対応できず、すべて破砕機に投げ込んだだけのような仕組みとなってしまうことも懸念される。対象品目に合わせたリサイクルの方法があり、これに対応できるよう、製品の特性を捉えながら、別のスキームで検討すべきものと考える。（再掲）

意見内容	
6．再商品化等の基準	素材市況により、多少の変動は発生する。この要因を考慮した目標値にすべきである。例えば、素材化率（最終処分までの）のような、直接的事項で目標値を設定してはどうでしょうか。勿論この場合には、有価・逆有価を問わず、素材化できている量をカウントすることになります。
	再商品化義務者（メーカー）側で再商品化を進めている廃家電は、当初想定された発生量の半数程度に止まっており、現時点での課題を克服して、より高度な再商品化及び環境負荷物質の回収と適正処理を進めていく必要がある。
7．効率的・効果的な 収集運搬システムの整備	静脈物流は商品開発・設計段階から考慮されるべき時代であり、基本原則はリサイクル関係費用込みでの販売価格構成として法制化し、使用済み廃棄時は、少なくとも全国の各地公体の支所・出張所や24時間対応の窓口レベルの場所のみに於いてでも、回収箱：ステーションを設置し、誰でも何時でも何処でも搬入できるようにすべきであり、家電販売店や家電量販店等での扱いについては、別途検討すべきであると考える。（再掲）
	排出者の利便性、処理コストの低減化のために、集荷基地、処分業者の拡大を図るように要望します。地方においては、高齢化が進み、買い替えではない単純老朽化による発生も増加しています。最近は、大型家電店の進出により、以前のような家電店との付き合いも疎遠になっているために、廃棄物の処理になると困惑する個人高齢家庭からの処理要望が増加し始めています。地元に、適正に出来る業者を家電店も、排出者も望んでいます。又、廃家電の指定業者までの移動費は、コスト・アップの一因でもないかと推測します。自動車リサイクル法との比較になりますが、自動車リサイクル法では「適用条件を満たした業者」は全て厳正なる審査の元、「解体業者」に参加できます。折角の、個別リサイクル法なのに、”排他的な”方向に向かっていると思います。全国的な規模で行われるリサイクルが、”先行者への努力の過大評価”で終わっては、不平等だと思います。
	指定引取場所の統一化。指定引取場所A・B別々だと、配送負担が大きい。量販店・テレビショッピング購入者への問題。他業種の回収(違反)の罰則強化
	指定引取場所についてはA、Bグループと区別せず、どのメーカーの物でも引取りをすべきである。又市町村の廃棄物処理場をヤードにすべきである。廃掃法では一般廃棄物（家庭から出る廃棄物）は本来行政が処理すべきものであるが、処理困難性、資源の有効利用性、環境配慮等から現行法が制定されたものだが、市町村行政も応分の協力が必要である。
	・液晶テレビなどの個別の品目について、対象品目として追加すべきかどうか検討すべきとの意見及び、その際、現行の特定家庭用機器の4つの要件についての考え方を整理すべきとの意見については、賛成。あわせて、追加対象品目の収集運搬ルートが小売業者・市町村・回収業者等と多岐に亘っていると考えられるので、当該ルートの把握を十分行い、効率的なルートの確立に努めるべきである。なお、その場合、対象品目の追加に伴い予想される小売業者などの収集運搬にかかる負担増について、軽減方策の検討が必要と考える。（再掲） ・効率的な収集運搬システムの整備 指定引取場所での引取体制、販売形態の多様化の影響や義務外品への対応等について、関係者の役割、サービスの在り方等も含め、収集運搬システムの効率化の観点から検討することが必要との意見については、賛成。特に、指定引取場所については、A、Bグループで共同利用する必要があると考える。また、リサイクルの円滑な実施のためには、収集運搬の担い手の拡大が必要であり、収集運搬業に係る手続きが緩和されるよう制度改正が図られることが必要と考える。
	A・Bグループに分かれていることが非効率的であるとの意見もあるが、それぞれのグループの考え方の中で、効率的な収集運搬と再商品化処理の体制が組まれており、問題は小さいと評価している。確かに排出者や販売店から見ればA・Bグループに分かれていることが理解しづらい面があると思う。では、A・Bグループが一本化された場合の影響を考えてみる。そもそもA・Bグループに分かれているのは、考え方の近いメーカー同士が家電リサイクル法の運用を共通化できる利点があるからであり、A・B間で相互に影響しあうことによる改善効果が期待されるからではないか。仮にグループが一本化された場合には、運用面での意思統一が捗らずに効率化できないばかりでなく、メーカーの力が強くなりすぎる弊害も出てくると思う。では、家電リサイクルプラントはA・Bに分けたままで、指定引取場所を共通化する場合には、何が起こるか？これは排出者・販売店側から見れば「効率化」となるが、指定引取場所の立場からすれば保管スペースの増設など二重の管理となることから、逆に「非効率化」となる。特に、量販店は廃家電の横流し事件に象徴されるように、家電リサイクル制度に比較的消極的な印象がある。A・Bを統合することはメーカー側にシステム再構築を強いるものであり、せっかく管理水準が上がってきた現状を根底から覆すリスクを伴うものである。リサイクルプラントがA・Bに分かれている状況においては、排出元に近いところでA・Bを分ける方が全体としてみれば効率的である。ただし、排出者・販売店側の主張も当然のことであるため、モデルケースとしてA・B共通の指定引取場所を幾つか設けて効果を検証することは有意義であると考える。以上より、拙速なA・Bの一本化（指定引取場所だけの一本化も含め）は避け、次回の改正時に必要であれば再度検討すべきものと考える。
	既に出来上がった指定引き取り場所のA・B２グループ制の変更は大きな混乱が伴うので、そのままでよいが、インターネット販売の増加等の販売形態の多様化の影響や義務外品への対応等については再検討すべき項目と思う。

意見内容	
7．効率的･効果的な 収集運搬システムの整備	･リサイクル料金、収集運搬料金について地域間格差があまり出ないようにすべきではないか。との意見があるが、輸送費用は輸送距離などに関連して必ず変化するものであり、これを均一化することは経済原則にそぐわない。万一このように居住地の便･不便を解消する能力を、リサイクルを行うメーカに望むのであれば、本来自治体が住民に対して実施すべき住民サービスの責務の転嫁であるから、自治体が輸送費用を補填すべきである。（再掲）
	収集運搬は本来市町村の役割です。それを大形家電で我々には手に負えないから、販売店に押し付けたに過ぎないのです。この点からは販売店は行政の犠牲者と言えるでしょう。販売店が引き取ってくれないものを、市民が彼方此方聞き、郵便局に行き、遠くまで持っていく。これが当然と思っているお役人の心が理解できません。市町村は引取りすべきと思います。
	指定引取場所がA とBの2つのグループに分かれていると書いてあるが、我々消費者からは何の不便もない。運送を行う小売業者は持ち込み先が2つあるということで多少不便はあるのかもしれないが、ゴミの分別回収と同じで、上流で出来るだけ分けて集めるのが社会全体から見るとメリットあると思われる。 インターネットや通信販売、義務外品については、運送業者等が手軽に指定引取場所に運搬できるように許認可面での緩和を図るなど可能性を検討しても良いのではないか（現行、小売業者が委託する場合には業許可保有が条件となっている）。 エアコン取り付け業者が廃棄エアコンを回収するケースが多いと思われるが、効率的回収ということからすれば、これも、業許可で縛ることを緩める等の検討対象であろう。
	排出者が義務外品の引き取り者（場所）が分からず不法投棄になっている場合があると考えられる。義務外品について、自治体での引き取りの義務化（現行では引き取らない自治体が70%、引き取っても収集運搬料金が約2,200円前後と高い）、または、販売店での引き取りを義務化を実施するべき。これにより、個人の不法投棄は大幅に削減可能と考える。買い子により集められた廃家電から必要部品等を回収し、残りを不法投棄する場合が考えられる。中古品輸出を含むリユースのあり方について議論し法制強化すべきである。家電リサイクル法とは別の問題であるが、海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係するため、日本として国際的にも対応する必要がある。（再掲）
	一部破損した廃家電について、破損状態にかかわらず円滑に引き取るべきではないか。 現状、破損した製品は対象外となっているため、当市の市民の一部には、解体裁断して一般のごみとして排出する状況が見受けられるため、破損した製品についても引取りをお願いするとともに、解体や破損を禁じることを条文に明記されたい。
	A･Bルートを一本化すること。私たちが行った小売店アンケートから「AとBとに分かれているが、同一価格であれば近くの収集場所に搬入できるようにすべきだ、時間のロスが大きい」「A･B指定場所を一本化すべき」等の意見が多く寄せられました。小売店はグループ別に保管･運搬が必要であり、さらに指定引取場所では生産者の確認などの作業も発生しています。大阪府内にはAグループ6カ所、Bグループ7カ所の引取場所しかなく、A･Bで分けることは合理的ではありません。
	個人としては、廃棄は家電リサイクル対象品のみではなく、他のごみもある。廃棄するごみをトータルとしての収集運搬業務を自治体が検討すべき項目である。
	A、Bの指定引取場所の共通化がでておりますが、共通化に伴う新たな費用発生が考えられ、これがリサイクル料金に上乗せされるのが心配です。共通化になった時に競争原理は働くのでしょうか。引取義務外品の円滑引取り、遠隔地では自治体のクリーンセンターをサブヤードに提供する等、自治体の補完的役割を果たすべきだと思います。慎重に議論･審議をしていただきたい。
	（効率的な回収システムの構築） 新品の配送時以外の回収について、リサイクル･ショップの店頭で一時的に引き取る仕組みを作ればどうか。この仕組みなら、買い取ってもらえる可能性もあることから一般の人が不要家電を持ち込むのに抵抗が少なく、個人による不法投棄や無料回収業者への引渡しが減るのではないか。これについて私たちリユース業界は全面的に協力したい。
	指定引取所のA･Bの区別を無くして、現在の設置場所のすべてが、全メーカーのものを引き取る様強力な行政指導をお願いします。
	料金前払い制度が一番の効果。今、家電業界のメーカー出荷に対する販売割合は量販70%地域店30%とも言われている。量販店にリサイクル法の完全遵守と指導強化したら「見えないフロー」対策の大きな前進になると思う。不法投棄対策の強化、「見えないフロー」対策の為にも引き取り場所、A，Bの統一こそ急務。（再掲）

意見内容	
7. 効率的･効果的な 収集運搬システムの整備	指定引取場所への所在地自治体による検査･監督権限の強化について 指定引取場所については、現在のところ、地元自治体の廃棄物処理に関する検査･監督権限が及ばず、地元自治体が廃掃法に基づき収集運搬について検査･監督を強化しても、廃棄物の持ち込み先である指定引取場所の運営等については情報が入らない状況である。住民の利便性を高め、より一層のリサイクルを進めるためには、指定引取場所の増設の必要性は認めるが、今後、市街地における指定引取場所の増加と持ち込み量の増大に伴う周辺環境への影響が懸念されるところである。指定引取場所の運営について、地元自治体が正確な情報を把握し、周辺住民とのトラブルを防止し、家電リサイクル法による適正で効率的な運用を図るためには、地元自治体による検査･監督権限を強化する必要がある。
	引取義務外品の円滑引取り、遠隔地などでは自治体のクリーンセンターをサブヤードとして提供する等、自治体の補完的役割を大いに期待したい。
	･家電リサイクル法において、その条文に「再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない」(第20条 2項)としている点は、見直す必要があるのではないか。そもそも民間企業は利潤を上げることが存在意義の一つである。利潤を上げない事業を行うことは本来の姿ではない。官ほどではないであろうが、メーカーは利益を上げる必要がない部分では競争原理が働きにくい状況にあることを、まず認識すべきだ。内閣府を中心に国はPFI事業を推進している。PFIでは「公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり、、、、」、「国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである」とされているが、これを担う企業が利潤を上げてはならないとはなってはいない。請け負った企業は利潤を出しながらも、従前に行政が実施していたよりも低廉な費用で、質の高い業務を行うのである。第20条 2項の「適正な原価を上回るものであってはならない」という部分は、「適正な原価に加え最低限認められるべき利潤を加えたものを上回るものであってはならない」とすべきで、それにより社会全体のコストが下がるようになれば良いのである。リサイクル料金が高いと言われているが、比較すべきは5年前まで自治体が行っていた処理料金との比較である。行政が処理していたレベル(埋めるだけ)に投入されていた税の総額と、家電メーカーの処理レベル(再商品化率70%以上)に対して消費者が負担した費用の総額を比較し、どちらが高いのか検証すべきである。法施行後、冷蔵庫の断熱材フロンの回収義務が増え、プラントは一斉に投資をしたが、消費者の負担額は変わっていない。処理レベルが上がり、負担費用がそのままであるということは、実質上は値下げがあったとも言えるのでないか。家電リサイクルプラントを見学すれば容易に気がつくことであるが、手分解に携わる人員が多く、製造時のような自動化とはなっていない。当然、1台当りの処理費用に占める人手の割合は高い。安く抑えようとすれば、人手を減らし、破砕機にかける方式を選ぶことになる。(再掲) 処理コストを抑えるために、法定の再商品化目標値ぎりぎり満たせば良いとの考え方に立って、手分解に要する人手を減らすことをこの見直しは求めているのかもしれない。家電リサイクル法の料金に競争力が働きにくい一因として、自社製品のみのリサイクルが義務付けられ、他社製品を引取れない点にある。A／Bグループに分かれているが、どこのメーカまた、指定引取場所での引取り時のサービスも今以上に上がることは間違いない。ただし、自社のスキームに戻らない製品に拡大生産者責任(EPR)の考えや環境配慮設計(DfE)は働きにくくなるし、また、シェアの低いメーカーはリサイクルに積極的には参加しなくなるであろう。今回の見直しの第一の目標をリサイクル費用を下げることに置くのであれば、メーカーにリサイクルを義務付けるより、PFIの公募事業として、あらゆる業種に事業門戸を開いて参入させれば良い。半分しか集まらなくても1000万台の物量がある。大阪府の既存業者ではないが、手を挙げる事業者は多いであろう。海外企業も含めて公募したなら、おそらく中国企業が、バーゼル条約も加味した上で中国政府の後押しを受けて、日本からすべて廃家電品を集めて処理することであろう。間違いなく、リサイクル料金は下げられる。(再掲) ･指定引取場所のA･B共有化を進めることも必要であろうが、小売店の義務外にある排出品を集めやすくする仕組みも整備すべきである。多くの自治体が義務外品の収集に手を打てておらず、消費者はどこに排出して良いのかわからない実態が存在する。 市民サービスを進める必要がある自治体が、なぜ、これを逆行するような動きをとるのか理解に苦しむが、自治体の一部には対象4品目が自治体に持ち込まれないように、収集運搬費用を高めに設定している。大手量販店が消費者から得ている運搬料金は現状100円から500円であるのに対し、収集運搬費用だけで3000円以上取っている自治体もある。審議会の中で説明があった大阪府で、大阪府方式を進めている自治体の義務外品の収集状況をホームページで見ると、自治体が収集する費用として、八尾市が一律2500円、松原市が2700円、島本町では大型冷蔵庫5000円、その他は3500円などとなっている。その他の大阪府方式の加盟自治体(大阪市、高槻市、茨木市、守口市、堺市、大東市、東大阪市、高石市、泉大津市、和泉市、泉佐野市)は義務外資を収集しない。これは大阪に限ったことではないであろうが、自治体は義務外品に手を打たないか、自治体に持ち込まれないように市民を誘導し、ある意味、不法投棄を助長して部分もある。住民のためにきちんと義務外品に取組んでいる自治体も多いが、今一歩踏み込んで、義務外品を集める仕組みがあっても良いのではないか。義務外品に対して自治体がサブヤード等を設置し、メーカーが定期回収するような仕組みを構築できないであろうか。(再掲)

意見内容	
7．効率的･効果的な 収集運搬システムの整備	自治体の消費者への対応が「見えないフロー」をつくりだす要因になっている。引越しにあたり、自治体Aの担当部門に連絡をとると次のような回答でした。「洗濯機、冷蔵庫は自治体では引き取れません。大手量販のXに連絡をとって引き取ってもらってください」とご親切に具体的な量販店の名前まで教えてくれました。参考までに引越し先の自治体Bにも聞くと「洗濯機、冷蔵庫は引き取れません」との回答でした。次に量販Xに連絡を取ると、引き取りはするがいやいややりますという感じの返事で、非常に気分を害した次第です。過去の経験からは、買い替えの時であれば、スムーズに廃棄製品の引き取りの話は進みますが、廃棄のみの場合、量販店は前向きではありません。続いて、引越し業者M、Nに対して見積もり時に引取りを依頼したところ、冷蔵庫で７９８０円との回答でした。「ちゃんとリサイクルしてくれるのですか？」と聞いたところ「法律で決まっているのでちゃんとします」とのことでしたが、「リサイクル伝票は出してくれるのですか」とさらに質問したところ「それは何ですか？」と言われ、話を打ち切りました。続いて、不用品なら何でも引き取りますという回収業者のチラシを見て、その回収業者にも現物をみてもらい、見積もりをもらいましたが、非常に高い料金を言われたことに加え、具体的な処理については明確な説明がなく、非常にグレーであると感じました。このような過程を経て、最終的には、使えるものをリサイクルするのはもったいないと思い、冷蔵庫と洗濯機については知人を通じて外国人労働者の方に無償でお譲りすることにし、知人に引き取ってもらいました。この経験から感じたことは、消費者の立場からすれば、 ①引越し時はいろいろな種類の廃棄品が同時にでる。その廃棄品は自治体で一括して回収してほしい。 ②ただ、回収してくれるだけでなく、回収されたものは、家電４製品の場合は、メーカーに引き渡してもらい、環境によい、適正な、見える処理ルートに乗せてほしい。 ③現在は、自治体が引き取ってくれないがために、消費者は引越し業者や回収業者に依頼することになる。そのことが、確実に「見えないフロー」に繋がっており、最悪の場合は、不法投棄につながっているのではないか。 ④審議会のみなさんには、自治体の家電４製品の引取りの現在の実態、消費者に近い上記業者の回収処理の実態などをよく調べた上で、正しい方向に是正してほしいと思います。 ⑤また、今回の審議会の資料などを通じて、大阪の独自方式があることを知りました。このことにまず、驚きましたが、家電リサイクル法が国の法律であり、基本的には、同じ品質のサービスを同じコストで消費者に提供することが大事ではないかと思います。そうしないと、消費者の間で不公平感が生まれます。さらに、大阪方式の場合は、メーカーと違って、いつ処理をされたかトレーサビリティがないのではないかと思います。また、国民に２つの選択肢があることは、詳細をよく知らない消費者を惑わすだけではないでしょうか。しくみはできるだけ、わかりやすくシンプルにしてほしいと思います。（再掲）
	義務外品の回収が、煩雑で個人の不法投棄の対象となりやすいと思われる。義務外品でも回収することで一定のメリット（キックバック）があるようにして、小売店等が積極的に回収できるシステムはできないだろうか。A･Bと指定引き取り場所が分かれているが、メーカーごとに場所が変わるのは排出者にとっては面倒である。小田急電車からメトロに乗ろうと電車賃の配分を気にすることなく支払えるパスネットのようなシステムはできないのだろうか。排出者は最寄の引き取り場所に持って行き、引き取り場所内でメーカーごとにまとめ伝票上で料金をA･B間でやり取りするというようなものを想像しているが（難しいでしょうか？）（再掲）
	ＡＢ引取所が分かれているのは不便です。小さな町の電気屋には、廃家電を置いておくスペースの問題もありますし、軽トラ等に積み、ＡＢの引き取り場所を巡るだけで、半日や渋滞や地域によっては１日がかりになるのではないでしょうか。エアコン等、電気屋にとって一番忙しい時期に、そのような時間と手間と費用がかかりますので、ましてや、毎日、廃家電引き取りますと、回っている人たちがいますと、正規のルートでリサイクルされていない現状を生んでいるのだと思います。私自身、当組合を通じて、このことを改善できないか日本通運など運送会社が引き取りをしているわけですが、メーカーや販社からの商品の流通そして処分に至るまでの流通を、運送会社と提携してなんとかできないものかと思案はするものの、現実的には、各メーカーとの交渉と家電リサイクル法に準じていないリサイクル方法を小規模な組合の力ではどうすることもできず、思い描いているだけに終わっています。よろしくお願いいたします。
	指定引取場所までの収集運搬や、家電リサイクル券の、取扱業務の負担が大きい。優良店制度に於いても自社の名前が公表されるのを拒否する小売店がある。小売店は、収集運搬料金について、効率的な運搬が可能な量販店との激しい競争がある。 量販店はお抱えの収集運搬業者に、カメラ店ルートで採用されている厳しい料金体制を強いている様である。（量販ルートからカメラ屋ルート採用の収集運搬料金体系への変遷） 此れでは小売店は太刀打ちできない。買い替えではなく、単純に破棄する家電については、小売業者に引取義務がなく、市町村もその収集に積極ではないために、適正処理が促されていない。買い替えでなく、単純に破棄する家電についても、小売業者が積極的に店頭回収することに努めるとともに、市町村も補助的に収集義務を負うことを明確にしてはどうでしょうか?
	指定引取場所を増やしてもリサイクル料金が上がるなら本末転倒。今迄も消費者は２つの料金を負担してきた。ＡＢを統合した場合、収集運搬料金がいくらに下がるか、販売店とメーカーはそこを具体的に議論すべき。（再掲）

意見内容	
7. 効率的･効果的な 収集運搬システムの整備	A、Bに分かれてしまったのは独禁法上2グループに競争させざるを得なかったからではないのか。収集運搬に於いてA、Bの境をなくすとすれば、メーカーが構築してきたシステム全体の見直しが必要となり、大きな費用がメーカーに発生する。国の説明責任が求められる。住民にとっては普段のゴミを収集している自治体の仕組みで回収頂くことが最も便利であるし、不法投棄改善にも役立つ。是非自治体のこの面での役割を見直すべきと思う。(再掲)
	メーカの責務が存在することは間違いないが、流通の責務は存在しないのでしょうか。今、等しく、循環型社会を構築する、との思いである限り、流通にも、適正に、回収品を処理ルートへのせるという責務が存在するのではないでしょうか。流通とメーカは責務の面に置いては一体であると考えます。
	収集運搬費用について、指定引取場所は、都道府県内に、A･Bグループそれぞれ数箇所に限られており、事実上全ての販売店や市町村、ましてや消費者が直接廃家電を持ち込める体制ではない。指定引取場所に近い販売店や市町村と遠い地域との間に生じる輸送経費の差が、そのまま収集運搬料金の差に繋がり、これらのうちの遠い地域で計上される経費が噂として流れ、収集運搬費用を含めた廃家電の引き渡しは高くつくものということになっている。引取義務者である販売店や市町村と再商品化義務者であるメーカーなどの関係者が協力して、引き取った廃家電を販売店や市町村から指定引取場所に持ち込む収集運搬業者を位置づけするなど引取義務者と指定引取場所を繋ぐ工夫をし、実質的な費用負担に地域差のない回収体制を整備することによって、費用、特に収集運搬費用の負担感及び不公平感が払拭でき、消費者の理解が得られる。これらについては、地域販売店なの小規模な事業者は、一定規模の回収や保管ルートを独自に整備することは困難であり、メーカーや行政(市町村)が関わって整備をする必要がある。
	･海上輸送を伴うなど、離島地域等の収集運搬料金については、国の制度を徹底させる為にも国の過疎地を抱える県への補助負担制度等、負担経験が考えられても良いのではないだろうか。 ･指定引取場所がA,Bのグループに分かれていることについては、2つに分かれていることくらいは効率化に特に問題は無い。休日の受付、受入時間の延長など持込みやすくすることが回収率向上につながると思われる。 ･休日の受付、受入時間の延長など持込みやすくすることが回収率向上につながると思われる。
	市町村が責任を持って回収する事をルール化して欲しい。
8. 離島対策	離島における収集運搬に係る負担軽減。システム全体ではなくて、地域ごとに解決すべきMatterであると思う。
	離島問題:大都会の費用より高いから問題だと言う理屈は理屈に合いません。更に廃棄物は家電だけではないのです。従い、離島生活者の安心･安全な生活の為には、個別のリサイクル法で云々すべきではないと思います。
	離島における収集運搬料金に係わる負担軽減。離島では全ての物資に対して運送経費が高くつくので、ものの値段は高くなって当然ではある。然しながら国が中心となって負担軽減に向けて検討するのは、良いことであると考える。
	収集運搬費はリサイクル料金の一部と考え、リサイクル料金に含みます。生産者の責任は生産過程または消費過程から、生産物が使用済みになった段階まで生産者が責任を持つ家電リサイクル法の趣旨から、離島など地理的条件を理由に、収集運搬費に差をつける必要はありません。収集運搬費はリサイクル料金の一部と考え、リサイクル料金に含むべきです。すなわち、「生産者が製品を出荷する時に生産者がリサイクル料金を負担する前払い制度」に改め、全国一律のリサイクル料金(収集運搬費を含む)とすべきです。収集運搬費は、離島に限らず「小売店では値引き対象となっていること」、「大きさに関係なく同一料金となっているところが多いこと」など、問題点が多くあります。(再掲)
	離島における生活コストは当然差がある。但し、廃棄物は家電品のみならず、他の物のあるため、総合対策として支援すべきである。
	海上運賃の軽減に努めてもらっているが、離島の経済性を考慮し、海上運賃をカットできないでしょうか。

意見内容	
8. 離島対策	離島などの場合に援助を行うことは、公平性を保つ上では必要だと思う。
	運搬料金などの負担がかかるのであれば、個々の品リサイクル法ではなく総合対策で支援するべき。
	費用負担の考え方からすると、全国一律の運搬料は、不公平である。近ければ安く、遠ければ高くなるのは当然である。が、ベルマークのような援助はできないものだろうか？たとえば、目標値を超えてリサイクルが行われた場合、超えた部分の一部に当たる金額を離島用の収集運搬費の補助として積み立て、一定の条件を満たした離島の運搬費用の一部に充当するなど。
	離島のような特例については、当該関係者が個別に協議して解決していくべき事項であり、本審議会で議論すべきテーマではない。
	海上輸送を伴うなど、離島地域等の収集運搬料金については、国の制度を徹底させる為にも国の過疎地を抱える県への補助負担制度等、負担経験が考えられても良いのではないだろうか。（再掲）
	全国均一料金を基本として、トータルとしての採算制を検討していただくようお願いいたします。
9. 制度の普及啓発等	家電4品目のリサイクル回収は、一般消費者に浸透している。一方他業種による無料回収が横行しているため、法律を守ることは、料金負担が多いと考える消費者が多数いる。行政主導によるリサイクル意識の向上
	現行法では消費者に法を遵守する者としない者とがあり不公平感がある。
	指定引取場所Aグループとして廃家電を受け取っている者の立場からの意見です。 以前から、この情報はありましたが、最近特に「いらなくなった廃家電を無料で引取ります」とスピーカーで放送しながら廻っている車があるが、いつ、こちらの方に廻ってきますか？と個人から電話による問合わせが多くなっています。 個人の持込み者からの意見で多く聞かれる事は ◎ こんなに面倒で、高くつくくらいなら、山に捨てたほうがいい。 ◎ このリサイクル料はお宅の儲けか、儲かっていいね。 ◎ タダで引取ってくれる業者がいるようだが、正直者がバカを見る法律だね。 ◎ ○○○○電器はタダで引取ってくれる。 ◎ 何故、そちらから取りに来てくれないのか。 町の電気屋さんから聞かれる声は ◎ 引取った廃家電を外に置いておくと、朝になって見ると、冷蔵庫以外の状態の良さそうな物が無くなっている。特に、エアコンは良くても悪くても無くなる事が多い。こっちは外に置いておく方が助かる。 ◎ 最近、エアコンの持込量が減っているだろう。エアコン中心に1，500円位で買い取っていく業者が電器屋を廻っているから、結構、多くの電器屋が出しているよ。 （この情報を持ってきた電器屋さんは「後が面倒な事になると怖いから、私は出さないけどね」と言っていた） 等々です。これらの意見を総合しますと、リサイクル料金に不満がある、一方では有償、又は無償で廃家電を引取っていく業者がいるのにわざわざリサイクル料を支払い、持ち込まなければならないか、という片手落ち、ともとれる側面に対する意見だと思います。又、家電リサイクル法が施行されて5年が経過しましたが、まだまだ一般の方々に周知徹底されていないのが現実で、何故？何故？という疑問がぬぐいきれないようです。テレビ等のメディアを通して、分かりやすく、国民に知らせる事が必要だと考えます。 個人の方から「正直者がバカを見る」、という意見が出るような法律であってはならないと思います。「家電リサイクル法に添った処理方」意外に、この方法は良いが、この方法ではダメ。という「別の方法」があるべきではないのです。テレビ1個を処分する方にこの方法を選ばせるべきではなく、家電4品目については法に添った処分をする、と明確化するよう、部品だけの利益を得る業者、貿易に出し利益を得る業者に対する何らかの規制策を打ち出す事を希望いたします。（再掲）
	家電リサイクル制度の普及啓発を図るには、排出時の消費者に対する啓発を充実させることが最も効果的と考える。とりわけ、家電リサイクル法の根幹である管理票制度についての普及啓発を充実すべきであり、特に、排出の際には消費者自らが家電リサイクル券への記入を行い、排出者控（消費者控）券を受け取るよう啓発すべきである。

意見内容	
9. 制度の普及啓発等	制度がスタートして5年というのは、まだ日が浅い。まだ家電リサイクルに排出した経験のない人も多いと思われ、手続きが十分に理解されていないのではないか？都市部を中心に巡回している業者は、「痒い所に手が届く」対応をしている。メーカーとしての啓発努力が足りない。取扱説明書に手続きを説明するパンフレットを添付すべきである。（現状では取説の末尾に簡単に書かれているだけ）理解が進めば、適正なルートでのリサイクルが進むと思う。（再掲）
	多くの自治体では「ごみや廃家電の出し方」をＨＰで説明しているが、自治体によってはすばらしい内容のものがある反面、ＨＰでの説明のない自治体もある。 ＨＰの有効活用が好ましい。また、電話による消費者からの問い合わせに対して不適切・不親切な対応をする自治体があるようだ。
	・制度見直しに当たっては、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回す努力が必要ではないか。 という意見があるが、その見えないフローへの課題意識には同調するが、課題があるのは市民の遵法意識の欠如であり、リサイクルや適正処理にはお金がかかるという現実の共有がまだまだ不十分である結果と理解すべきだと思う。（再掲）
	「不用な家電はどのように処分したらよいのか」「不用品無料回収といって軽トラックが町内を回っているが、そうした業者に渡しても良いのか」などの相談が消費生活センターには寄せられています。家電リサイクル法施行後、既に5年が経過していますが、未だに家電リサイクル法対象の四製品の処分方法について知識を持たない消費者が多く存在しています。不用品回収・処分業者による高額請求という被害を防止するためにも、消費者に向けた更なる広報活動の充実が必要と考えます。なお、チラシ等で知った不用品回収・処分業者に引き渡すことは、適正な家電リサイクルが実施されず、不法投棄につながるおそれがありますが、その認識も消費者に不足しているようです。リサイクル券をきちんと交付する義務が事業者にある ことについても、消費者の理解は不足しています。以上2点について、意見・要望を申し上げます。（再掲）
	家電品の不法投棄を減少防止するには、啓発活動強化（一般消費者に対して実施することは、監視の目を養うという観点からも重要になる）と処罰権限を持った警察などによる監視体制強化の両輪が不可欠。家電リサイクルの4品目については、その大きさ、重さから考えて、一般の消費者が捨てるには困難な対象物であると思われる。 不要となった重量物を運ぶ能力を有する人でないとそう簡単には捨てられないため、一般人が捨てるケースは少ないと考える。従って、行政においては、「どこを攻めれば良くなるのか」不法投棄の実態を継続的によく調査し、データとして分析できるようにしておく必要がある。不法投棄に関しては「捨てる人は捨てる」と見られ、料金徴収方式における「前払い」「後払い」には特に関係がないと思う。罰則強化や監視活動、防止キャンペーンなど世の中に対し、もっと不法投棄防止の露出度を高めるべきであろう。（再掲）
	消費者は、家電リサイクル法という法律があることは知っていても、どのように処理するかは知らず、排出時にメーカー、小売店や自治体に確認する場合が多いと思われる。メーカー（問合わせ対応、カタログ等）、小売店（店頭表示等）、自治体（広報誌、ホームページ等）での協力による地道で適切な指導活動によるしかないと思う。
	誰もが行える制度に改めることを前提に、環境教育の一環として行うが必要。環境教育はますます重要になっています。しかし、消費者に対して、家電リサイクルだけを取り出して効果的普及啓発を行うことには困難があります。今回の見直しで、誰もが行える家電リサイクル法に改め、循環型社会を作る環境教育の一環として行うべきです。
	リサイクル料金について、「前払い」「後払い」の論議があります。 今まで後払い方式で行われて来たのですから、今後も同じ方式「後払い」を継続していくべきです。 途中でシステムを変更したのでは混乱を招く上に、今まで築いてきたシステムを変更すると言う事は、新システム構築に再度コストがかかり、その分の余計な経費が必要になります。ですから現行のシステムを継続していくべきです。 また「廃棄時廃棄者負担」という事で、廃棄をする時に料金を支払うということは、国民の環境への意識を高める為にも最適の方法だと思います。前払いでは環境に対する意識が養成できません。 また、住宅地を無料回収車が巡回し、家電商品のみならず粗大ゴミまで回収しています。 この回収された商品は、何処へ行くのでしょうか？多くの商品が中古品として国外に輸出されていると聞きました。このまま放置をしていても良いのでしょうか？そうは思いません。 中古品の輸出についても何らかの規制・法的措置が必要です。 定められたルート以外で、商品を廃棄をするということは法律違反です。国民として法律を守る義務がありますので、キチンと定められた方法で処分をしなければなりません。 家電リサイクル法が何故必要なのかと言う事を、国民が理解をしなければなりません。ですから、以前は行政が行っていた処理を今はメーカーが行っているのです。その分の経費を、消費者に対するリサイクルを含めた環境教育の普及啓発に傾注し、地球温暖化 防止の為に積極的に推進をして頂きたいと考えます。今後とも、行政・企業・消費者とそれぞれの立場で協力していかなければならない問題と思います。（再掲）

	意見内容
9．制度の普及啓発等	色々な意見があることがよくわかりましたが、わたくし個人は今後、自宅の家電製品が使えなくなった時には、リサイクル料金をお支払いして排出するものと思っています。なぜなら、リサイクルとは、即ち地球環境を守っていくこととは、まさにこれから、すべての人が「手間」と「少しのお金」を出し合っていくことだと思うからです。 購入時負担は、不公平（真面目に料金を払って排出する者と、不法投棄などルール違反する者）の是正に繋がるでしょうが、無感覚的かつ自動的な痛み分け（よく分からないうちにリサイクル活動をしていた）というのは、本来あるべき姿から、かけ離れていくのではないかと思います。せっかく定着している、世界にも例を見ないこの「家電リサイクル法」を、もっと高いステージで極めていくことはできないのでしょうか。 製品を排出する時、ユーザーがリサイクル料金を支払う時、『自分はこれでまたひとつ、地球環境を守っていく取り組みをした』と実感することも大事だと思います。そうでなければ、日常のゴミの分別も進まないでしょうし、 レジ袋削減も期待できないでしょう。ひとりひとりが、より環境保全を『意識する』ためのシステム（排出時負担）があっても良いのではないでしょうか。 そのためにも、現在の家電リサイクル法をもっともっと国民にPRしてもらいたいと思います。立場の違う、消費者と小売業者とメーカーが、分担して大きな事を成し遂げようとすることの素晴らしさを、地球規模で説いて欲しいものです。そしてこの3者が責任を持って各自の役割を果たしていくことが、環境保全に直結する活動だということを、広く知らしめて欲しいです。（再掲）
	普及啓発は国及び自治体の責務と理解しております。自治体が中心となり、より一層の家電リサイクルの啓発活動やPRなどについて積極的に推進して頂く。具体的には、家電リサイクル単独の保存版パンフレット・チラシ。ホームページへのアクセスし易く、分かりやすい内容の掲載。ケーブルテレビ、FMなど地元密着の媒体利用が考えられます。消費者からの問い合わせについて、窓口担当者の適切な対応をお願いしたい。
	・ＰＳＥ法のような周知不足による混乱を、私たちリユース業界は2度と起こさないようにしたいと考えている。今後の制度の見直しに当たっては、一般および関連業界に漏れなく周知が行えるよう、周知の方法についても、具体的に検討すべきではないか。 ・ＰＳＥ法のような周知不足による混乱を2度と起こさないよう、一般および関連業界への十分な周知徹底が求められる。従来の官公庁、テレビ、新聞、店頭、電車内等における広報に加え、携帯電話から参加できる景品付きのアンケートを兼ねたキャンペーン等、時代に合った周知を定期的に行うべきではないか。
	消費者にもっと明確にすべき。リサイクル法が出来た目的など。
	・不法投棄は違法行為である。これを取り締まる権限は自治体に与えられており、権限を適正に行使され、不法投棄撲滅を達成されることを大いに期待している。個人が行っている不法投棄と、ビジネスとして行われている不法投棄は全く別の問題であり、その実態把握と対策を、自治体は明らかにしていただきたい。自治体が中心となり、住民へのモラルアップを図る啓発活動の更なる取組みを望んでいる。（再掲） ・普及啓発は国及び自治体の責務であり、自治体が中心になり、より一層の家電リサイクルの啓発活動やPRなどの積極的に推進をお願いしたい。
	テレビ・CMなどのメディア、チラシなどの配布物、地域（町内会など）で家電リサイクルについて普及啓発が出来れば、消費者等へ広まりやすくなるのではないでしょうか。
	見えないフローの実態を調査し、必要があれば、無料廃品回収等に排出しないよう世間にアピールする必要がある。通常家庭からの排出は販売店の引き取りが大半をしめると考えられる。従って、販売店からのフローが適正であるか監査する制度が必要ではないか。（再掲）
	・不法投棄の実態によって、対策が異なると思われる。人の不法投棄は、リサイクル方法の周知・教育（道徳）・リサイクル方法のし易さを改善すればある程度は減ると思われる。教育は、国の仕事である。不法投棄の見回りも必要だが、悪いことだと教えたり、国民の義務を教える必要がある。業者（小売業を含む）による不法投棄は、悪意によるものであり、量も多いと思われる。これは断固として厳しく処分する必要がある。見て見ぬ振りをする自治体・国とも責任がある。（再掲）
	消費者等に対する啓蒙活動 不十分であったとおもう。この間の投下費用と実施した内容を明らかにすべき。その効果をどのように認識しているのか。更なる努力をするべき。

意見内容	
9. 制度の普及啓発等	･自治体は、制度の概要を啓発するだけでは不十分。義務外品のようなエアポケットがないよう、また単身者や老人世帯等の便宜を考えて積極的な住民サービスを広報すべき。不法行為を防止するモニター機能を果たすのは、家電リサイクル券のみ。メーカーは、カタログ等身近な印刷物をもっと活用して家電リサイクル券の受領をPRすべき。 ･不法投棄は重大な違法行為で、取締権限をもつ自治体が取り締るべきもの。排出量の僅か1%にも満たない不法投棄でもって法改正すべきという意見は、本末転倒。大半の消費者は購入と同時に排出するから、前払いも後払いも全く同じ時点での負担である。従って、料金負担方式を変更しても何ら解決しない。不法投棄の要因は自治体が義務外品に十分対応していないことにある。義務外品は、リサイクル料金の他に高額な収集運搬料金を取られるので、消費者は困っている。販売店も自治体も腰が引けて消費者を助けないから、不法投棄を誘引しているのではないか。義務外品について、自治体が適切な収集運搬料金で自ら引取るか、或いは収集運搬を代行する適切な販売店を予め住民に周知しておく等、適切な対応策を打出すことが肝要である。そもそも自治体は、法施行後、家電リサイクルについて販売店･メーカーに任せすぎ。不法投棄の回収に無駄な税金を使うよりも、エアポケットが発生しないよう積極的にゴミステーションによる回収等、本来の住民サービスを果たすべき。（再掲）
	･不法投棄をなくすために、前払いにすると言う意見は納得できない。不法投棄は犯罪であり、取り締まる適切な方法を検討すべきと思う。法で縛って犯罪が無くなるのなら、世の中の全ての犯罪が無くなることになる。国民一人一人に目的を更に啓蒙し、モラルの向上に勤めるべき。お金を払う正直者がバカを見るような、社会風潮にしてはいけない。不法投棄は店で引き取って貰えない品物ではないのか。どうして廃棄していいのか判らず放棄するのが原因ではないのか。勿論確信的な業者の行為は論外で、犯罪として厳しく取り締まるべき。自治体の考え方がおかしい。不法投棄を後払いが原因と声高に主張しているが、自分たちの役割が判っているのでしょうか。廃棄の処理に困り当該役所に問い合わせても、担当部門が適切な対応が出来ず「メーカーに頼め」などと呆れるような回答をされる。ましてやHPや「県のたより」や「市のたより」などで広報を徹底している自治体が幾つあるのでしょうか･･･本当に疑問です。法律の施行以前は全て大型ごみで莫大な費用を費やしていた事を、すっかり忘れ法律の施行により消費者の負担になったら、自分たちは被害者のような態度で、不法投棄の処理費用が大きな負担になっているとの言い草は笑止千万です。まず役割をまっとうして下さい。費用が減った分の還元を公表して欲しい位です。販売店の主張もおかしい。現状では手間が掛かる、消費者に説明するの大変と言うが、法律の施行前の検討で十分審議され、役割を明確化したのではないのですか。消費者には費用負担、メーカーには設備と仕組みの投資と負担させておいて、自分達だけが負担を強いられているとの言い分は、上記自治体の姿勢と同じ･･（再掲）
	家電リサイクルに限らず、他の廃棄物についても、処理には費用が発生することや、多くの廃棄物処理には税金が投入されていることなどを周知させ、一般消費者の意識改革を行うことが国家100年の計に通じるものである。このためにもリサイクル費用のビジブル化は必須条件と言える。（再掲）
	消費者への啓発も必要だが、自治体･郵便局への啓発も必要ではないか。確かに、自治体･郵便局は家電リサイクルの運営をしている側ではないが、自治体や郵便局が消費者の窓口になる可能性は十分ある。その窓口に当たる側が法やしくみを理解していなければ、不法投棄に繋がるのではないか。（再掲）
	環境省が公開した平成17年度4-9月の不法投棄の状況調査を見ると、「ステーション等のごみ収集場所への不法投棄」が全体の20%もあった。これは普及啓発不足によるものが多分にあるのではないかと思う。ごみの廃棄方法を自治体がもっと啓発することにより、このような不法投棄は減少すると思う。
	法で、廃家電のリサイクルを制度化した主旨は、従来の廃棄物処理を一歩進めて、環境負荷物質など家電製品の組成及び構造を最も熟知しているメーカーに、責任を持って再商品化することを義務付け、より高度な再商品化と環境負荷物質の適正処理を目指すことであり、従来の主として破砕して有価物を取り出す方法では限界のある多くの課題を解決するために制定された。更に今日では、高循環型商品つくりのために商品開発からDFEや回収した素材の再利用促進等、メーカーが自ら循環性の高い商品つくりに積極的になるなどの成果が見られる。しかしながら、メーカーが、法の趣旨に添って再商品化義務を果たしている一方で、回収･リサイクルに関する排出者負担軽減などを理由として、今なお、法で定められたルートとは別の従来どおりの廃棄物としての処理や、再使用を看板とする家電回収ルートが存在している。このことは、メーカーに製造者責任を逃れる口実を与えることとなり、消費者の利益には繋がらないばかりか、循環型社会構築の流れにも逆らうことになる。循環型社会形成のために、家電品の生産及び流通等の事業者、使用者、廃棄物処理行政を担当する市町村の果たすべき責任が、社会的に十分理解･徹底されていないことが、法で定めたルート以外の処理ルート並存の原因があると考えられる。今後、より高度の再商品化や再利用の促進と環境負荷物質の適正処理を求めていくためには、メーカーの製造者責任を再確認して再商品化事業のレベルアップを求めるとともに、排出者（消費者）･販売店･流通業者･行政等、幅広い関係者が、お互いに情報交流しながらその協調体制を築き、社会システムとしての定着を目指すべきである。（再掲）
	家電リサイクル制度の趣旨、仕組み他を国、製造業者等はメディアを通して広く伝え、消費者、小売業者等に周知及び責務を認識させる。

意見内容	
10. 国際問題	排出者が義務外品の引き取り者（場所）が分からず不法投棄になっている場合があると考えられる。義務外品について、自治体での引き取りの義務化（現行では引き取らない自治体が70%、引き取っても収集運搬料金が約2,200円前後と高い）、または、販売店での引き取りを義務化を実施するべき。これにより、個人の不法投棄は大幅に削減可能と考える。買い子により集められた廃家電から必要部品等を回収し、残りを不法投棄する場合が考えられる。中古品輸出を含むリユースのあり方について議論し法制強化すべきである。家電リサイクル法とは別の問題であるが、海外でのE-Waste問題、有害物質問題等にも関係するため、日本として国際的にも対応する必要がある。（再掲）
	リサイクル料金を排出時徴収から販売時徴収に変えることは、「見えないフロー」を増やしてしまうので、反対である。これまでは、リサイクル券が張られていれば、小売店から基本的に、指定取引場所に運ばれていた。もし、販売時徴収にすれば、どれがリユース行きで、どれがリサイクル行きなのかは小売店の判断に任される。これにより、小売店では、見かけ上中古家電として大半の使用済み家電を、リユースの名目で「見えないフロー」の輸出ブローカーに流すことが以前より簡単にできることとなる。有価物の入手を狙う輸出ブローカーに流れる使用済み家電品は増加し、不適正処理の温床となり、Eウエイスト問題を大きくさせてしまうと考えられる。一方、リサイクル料金が販売時徴収になれば、上記の「見えないフロー」の強大化により、メーカへの回収率は低くなっていくものと予想される。企業のイメージアップとはいえ、せっかくここまで、家電リサイクルに真剣に取り組みリサイクル技術を向上してきたメーカへの回収率の低下を防ぐために、リサイクル料金の排出時徴収を継続することを要望します。 メーカへの回収率をUPする方法 現在のメーカへの回収率を高めるもっとも良い方法として、「見えないフロー」への立ち入り・実態調査を強化し、違法者を徹底的に検挙していき、「見えないフロー」の撲滅を図る努力を政府主体で実施して頂くことを要望します。環境を汚して、儲ける企業・人に厳しい対応を。（再掲）
	・私たちリユース業界等が輸出先での安全性や環境面に配慮できるよう、ルールを作るだけではなく、関連業界に対する定期的な通知、講習会、勉強会等により、無知による国際問題が生じないよう対策を講じるべきだ。 ・国際的な3R推進の観点から、中古品輸出は禁じるべきではないが、輸出先での安全性や環境面への配慮を義務化するような規制は必要ではないか。私たちリユース業界も法整備を待ち望んでいる。（再掲）
	・現在では、4品目共に殆どが海外生産となっており、企業内のマテリアルリサイクルが困難となってきているのではないか。国際循環を進めるとしても、現地での原材料と再生資源の市場価格に左右されることから、安定的な運用は困難と思われる。
	法のシステムを抜本的に見直し、拡大生産者責任にもとずくフレームに改めるべきである。EU（欧州連合）においては、WEEE（ウィー）（Waste electrical andelectronic equipment）（廃電気・電子機器）指令（2002／96／EC）とRoHS（ローズ）（Restriction of the use of cert ain hazardous substances in electrica l and electronic equipment）（電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限）指令（2002／95／EC）が出され、廃電気・電子機器の有害物規制がすすんでいる。我が国の家電リサイクル法は、有害物質規制の観点が弱く、EUの規制から大きく遅れをとっている。EUに輸出する日本の製品も規制を受けるため、我が国の大手家電メーカーは、RoHS指令の規制をクリアするべく自主的取り組みを終えているが、EUと同種の規制をかけることで、環境配慮の製品作りに拍車がかかるように、家電リサイクル法の規制をEU並みに強化すべきである。（再掲）
	・メーカーがリサイクルしているものはすべて1台単位で把握が出来ている。それに対してあまりにもいい加減に他の流れを放置してきた行政の責任は大きいと思う。これらが国内での不適正処理の実態を不明確にし、海外での不法投棄の原因を輸出する事に繋がっている可能性があると思われる。実態を明確にして今後の施策に反映すべきである。そのとき不適正処理が社会コストミニマムとなる形で是正される事が肝要と思う。（再掲） ・メーカー処理料金の固定化が言われているが、メーカー料金、大阪方式料金、無料回収業者など消費者を混乱させている実態が問題ではないか。これらの周囲条件を整理した上でないと本質をはずした議論になると思う。運搬費も一部流通業者が動脈商売の値引き材料に使っている事が料金全体に不透明感を与えている。静脈の費用は適正処理を維持するためにも透明に表に出し、商品価格とは別立てにすべきと思う。前払いになれば中古品等の不適正輸出がなくなるのか疑問である。消費者がどのルートに排出しようが排出時無料となり、従来の無料引取業者への排出も結局増加し、見えないフローや不適正処理を助長することになるのではないか。また、料金が前払いになって本当に不法投棄が減るのかも疑問である。不法投棄する人間にとっては処理のための手続きすら面倒であろうし、不法投棄は家電リサイクル法施行前から存在していたのだから大きな変化はないのではないか。より大きな海外での不法投棄も含めればむしろ増加する危険性が高いと思われる。従って、現在世界に誇れるシステムとして順調に機能している、本当に不要になった時に費用を負担して処理を依頼する現行の方式が最も自然ではないか。その上で見直すべき事を整理すべきと思う。（再掲）
11. 既存業者の活用	現行法施行時の附帯決議、既存の処理業者活用を行うべきである。現行では各メーカーリサイクル料金がほぼ同一料金であり、競争原理が行われていない感がある。（再掲）

意見内容	
11. 既存業者の活用	既存業者の処理内容の透明性を確保した上で、既存業者の取扱いについて検討すべきという意見については、賛成。製造業者等が再商品化義務を負うことを前提とした仕組みの中で、既存業者の取扱いについて検討すべきとの意見については、反対ではないが、既存のリサイクル法、たとえば、容器包装リサイクルにおける市町村独自のリサイクルや自動車リサイクルにおける解体業者の役割など、必ずしも製造業者等が再商品化義務を負っていないスキームも存在していることも考慮すべきと考える。しかしながら、製造業者等が再商品化義務を負うことを前提とした場合は、たとえば、独自ルートと指定法人ルートが併記されている容器包装リサイクル法のシステムをモデルとし、現行法令に規定する「製造業者等が自ら（委託を含む）リサイクルする仕組み」に、新たに「製造業者等が指定法人（再生資源業者は指定法人に登録）に委託してリサイクルする仕組み」を追加するなど、法の枠組みの中で再生資源業者の活用が図られることが重要と考える。環境配慮設計につながる拡大生産者責任の仕組みを前提としながらも、製造業者以外の再生資源業者を活用し、競争性を持たせることにより、消費者にとって、より負担の軽減が図られるような合理的な仕組みを構築すべきである。なお、環境配慮設計の促進の観点から、再生資源業者がリサイクルの過程で得た情報を、製造業者等にフィードバックする仕組みを検討する必要があると考える。（再掲）
	「大阪方式」や輸出を目的とした正規の家電リサイクルの処理フローに乗らない業者の、処理方法の実態がどうなっているか？ フロンは確実に回収しているのか？テレビのブラウン管はどこに持って行くのか？エアコンの熱交換器やコンプレッサーは適正に処理された上で輸出されているのか？PCBコンデンサーはどうしているのか？などの課題に真摯に取り組むメーカーの姿勢があってこその、処理コストであると思う。指定引取場所やリサイクルプラントの取り組みを、現場を目で見た上で評価すべきであると思う。
	処理内容が不透明性であるし、また環境配慮設計のフィードバックが出来ないので、製造業者等として取り扱うことは好ましくない。
	料金回収を「販売時負担方式」にし、産廃処理不可の規制をした場合、大阪方式の事例のように既存業者保護政策が生じることになるのではないか。（負担金を既存業者に交付しない前提）（再掲）
	製造業者等に再商品化の義務責任を負わせているのであるから、彼らに任せ、どうこう言うべきではないと考える。新規業者、既存業者によらず優秀な業者なら参画するチャンスはあるはずで、既に仕組みの中に参画している業者もあると思う。従って既存業者の取扱については特に検討する必要はないと思われる。
	地域の技術力のある事業者にも開放すること。拡大生産者責任は、リサイクル・処分の全てを生産者自らが行うことを要求しているのではありません。あくまでも生産者の責任で、より社会的負担の少ないリサイクルを行うことを求めています。A・Bルートに分けることや、A・Bで独占することは社会的負担の軽減につながるとは思えません。家電リサイクル法の施行によって、それまで家電リサイクルを行っていた地域の事業者が、その仕組みから除外されてしまいました。リサイクルを地域の技術力のある事業者にも開放すべきです。
	4品目は、自治体では適正処理が困難な「適困物」であり、従来は一部の鉄等の回収がされるだけで殆どが埋め立て処分されていたため、有用な資源回収もされず、処分場が逼迫。製品をもっともよく知っているメーカーにリサイクルさせることで、適正処理と再生資源回収を進展させて最終処分量を減少。また、処理しやすく環境負荷の低い製品造りに生かす。4品目は買替えが多数で配達・据付商品であるので、小売業者が商品配送時に帰り便で回収することが商慣習で行われており、これを踏襲することが効率的でかつ総合的な環境負荷も低い。全てを小売業者回収にすることはできないため、小売業者義務外品は従来通り自治体責任。 ⇒大阪府方式等の既存業者処理は、上記の基本思想を忘れ去り、地元利権のみを主張する身勝手な論理。自治体は、小売業者義務外品について住民にとって便利で効率的な回収スキームを構築して全て製造業者等に引き渡すことが基本原則。引き取らない、市町村の施設への持込を住民に強要する、不当に高い収集料金のような姿勢を至急正すべき。（再掲）
	基準以上の処理をしているのかどうか、定期的にチェックをして満たしている場合のみ更新するシステムにしてはどうだろうか。許可を取るのは難しく、その後はどうでもいいのでは、癒着など問題がおきやすい弊害もあるのではないか。（現在、更新制度があるのかわからず記入しています）
	産業廃棄物である廃家電品のリサイクルについては、拡大生産者責任の観点からは家電メーカに引き渡すことが求められるが、産業廃棄物の業等の強化を有する既存の再生資源業者が廃棄物法の処理基準を尊守すれば、事業所から排出される廃家電品を扱うことは現状でも可能であり、国の見解にもその旨明記されています。此れではリサイクルについて、メーカ責任を規定している家電リサイクル法の趣旨と異なる。リサイクル率向上の為の情報がメーカにフィードバックされない為にリサイクルし易い製品作りに活かされないのでは?と考えます。（再掲）
	既存業者の家電リサイクル対象品に対する処理内容は不透明。報告や立入検査も実施されていないから、メーカーの処理と同等に考えられない。メーカーが委託していない既存業者の処理は、あくまでも廃掃法上の産廃処理であり、家電リサイクル法の処理とは別物である。従って、リサイクル料金はメーカーにのみ支払われるべき。

意見内容	
11. 既存業者の活用	現在、多くのメーカーがメーカー系の再商品化処理施設に委託している。当初、既存業者中心のAグループ、メーカー系プラント中心のBグループという住み分けが存在していたが、施行後5年が経過し、Aグループにもメーカー系プラントが増えつつあり、Bグループには新たな既存業者の参入はない。すなわち、メーカーは既存業者の活用よりも自前プラントにメリットを感じたのである。これは、単なるコスト比較だけでなく、“処理能力”／リサイクルの“質の追求”／管理体制の整備による“リスク回避”／動脈（生産工程、設計）との連携による“フィードバック”など、総合的に判断した結果と考える。一方、我々一般消費者にとっては“コスト”が最も身近な指標であり、安く処理できるのであれば既存業者でも構わないと考えるのが普通である（大阪方式がこの考えに近い）。また、既存業者の中にもメーカー系プラント並みに管理されたところもあるのも事実である。そこで、より公平さを期するために、メーカーがどのような基準で再商品化処理施設を選定したのか、その指標を公表させるような制度を導入してはどうか（大臣認定制度の改訂）。これにより、一般消費者からの理解を得られるだけでなく、メーカー系プラントにもコスト面（民間企業であり具体的な数字の公表は無理であろうが）や管理面での競争原理が働く。また、家電リサイクルへの参画を希望する既存業者にも公平な条件提示がなされるので、極めてクリアなシステムとなるのではないか。
	現状では、一部でメーカー以外も家電リサイクルを実施しているのが、その実態はどうなっているのか、処理実態を公表すべきである。メーカー及びメーカー団体は、毎年処理実績を公表している。いわゆる「大阪方式」が認められて、低コストでリサイクルを実施しているようなことを聞くが、例えば冷蔵庫1台当りの断熱材フロン回収量を比較すれば、本当に低コストが良いのかどうか判断できる。冷蔵庫の断熱材フロンの回収には、メーカーも安全、回収量UPの観点からコストをかけていると聞く。
	製造業者等がリサイクルを踏まえ、製品を設計、製造する流れが合理的であり無駄がなく思われるので、製造業者等が再商品化義務を負うのが適切だと考える。
12. 家電リサイクル券	リサイクル券発行は、郵便局以外でも(行政窓口、コンビニ)
	家電リサイクル制度の普及啓発を図るには、排出時の消費者に対する啓発を充実させることが最も効果的と考える。とりわけ、家電リサイクル法の根幹である管理票制度についての普及啓発を充実すべきであり、特に、排出の際には消費者自らが家電リサイクル券への記入を行い、排出者控（消費者控）券を受け取るよう啓発すべきである。
	・自治体は、制度の概要を啓発するだけでは不十分。義務外品のようなエアポケットがないよう、また単身者や老人世帯等の便宜を考えて積極的な住民サービスを広報すべき。不法行為を防止するモニター機能を果たすのは、家電リサイクル券のみ。メーカーは、カタログ等身近な印刷物をもっと活用して家電リサイクル券の受領をPRすべき。（再掲）
13. その他	・排出者の利便性、処理コストの低減化のために、集荷基地、処分業者の拡大を図るように要望します。地方においては、高齢化が進み、買い替えではない単純老朽化による発生も増加しています。最近は、大型家電店の進出により、以前のような家電店との付き合いも疎遠になっているために、廃棄物の処理になると困惑する個人高齢家庭からの処理要望が増加し始めています。地元に、適正に出来る業者を家電店も、排出者も望んでいます。又、廃家電の指定業者までの移動費は、コスト・アップの一因でもないかと推測します。自動車リサイクル法との比較になりますが、自動車リサイクル法では「適用条件を満たした業者」は全て厳正なる審査の元、「解体業者」に参加できます。折角の、個別リサイクル法なのに、”排他的な”方向に向かっていると思います。全国的な規模で行われるリサイクルが、”先行者への努力の過大評価”で終わっては、不平等だと思います。（再掲） ・行政間の許可条件の整備＝均一化を、進めて欲しい。 一般廃棄物か、産業廃棄物か明確な線引きが、行われなかったために、家電リサイクル法への参加が当該行政によって損なわれた事例を聞いています。「他市の事例は、他市のこと」と云うような判断のバラツキが起きないような整備を要望します。 ・テレビの大幅な入れ替えの事態が予想されます。 多くの利便性、経済性を、排出者で一番負担を強いられている国民の不便さを考慮して、処理業者拡大をすべきと思います。 ・パソコンの大量廃棄時代が来ます。 マテリアル・リサイクルの面、リユースの面から大きなインパクトを持つと思います。国内に多くの処理拠点を認定する方が、コスト削減になると考えます。
	回収業者が不法に国外輸出出来ないマニュフェスト制度の徹底。100%回収を目指して欲しい。

意見内容	
13. その他	地域にあった処理ルートを排出者が選択できるシステムにするべきであると思います。 千葉県では、千葉県障害福祉課が行った施策の一つに「障害者就労モデル事業」があり、その事業に認定され、障害者の新たな仕事場としてこの家電類のリサイクルが行われており少しずつですが広まっております。「地域で働き、地域で過ごす。」排出する市民の方々も、自分の使っていた家電類のリサイクルが目の前で解る。と云った環境の勉強になり、また地域活性化に繋がるという効果を持っております。ノーマライゼーション社会の実現に向けての国の取組みの一つに繋がっていると私は思っております。
	･政策評価に必要なデータの絞り込みとデータ取り期間の設定を決定。 ⇒(3年？を目度)とし、 その後に議論再開する。 ･3Rとリサイクルの関係方針の整理。特に中古品輸出関係を明確にする必要がある。 (国内循環システムなのか地球規模で判断するのか曖昧)(再掲) ･料金廃棄時負担方式下での見直し点整理、実施。(料金、指定引取場所、不法投棄問題等) 以上、現在の判断データなしの、料金回収「販売時負担方式」ありきの議論は不毛に終わると思う。(再掲)
	･各委員の意見を聞いていると、メーカーを除き、小売業者、自治体、消費者団体は主張の差異はあれど、いずれもリサイクル料金の購入時徴収を主張している。当初の審議会の進め方にも問題があったようだが、まず家電リサイクル法施行5年間の評価を正しくすべきであり、評価すべき点と是正すべき点をきちんと評価し、その上で、根本的な改正論議に入るべきだったと思う。ようやく、第4回の審議会で、細田座長の英断で、①見えないフローの解明、②リサイクル料金の内訳、③収集運搬料金の水準、④不法投棄対策、⑤環境配慮設計の現状の5項目について、詳細な実態調査を実施することになった。これは、審議会が始まる前に、事務局の環境省･経済産業省が準備しておくべき事項であり、いかにも泥縄式であり、準備不足と云われても仕方がないことでは ないかと思う。※日経エコロジー10月号で、『提言･改正家電リサイクル法』の記事を読んだが、この中で、「家電リサイクル法の最大の功績は、メーカーが使用済み家電を直接コントロールすることによって、従来より質の高いリサイクルを実現した事と言ってよいだろう。」と正しく評価しており、「問題点を洗い出すだけでなく、日本の資源循環政策の中で、家電リサイクル法をどのように位置付けるのかの議論が必要になる。」と正に、的確に提言している。次回以降の審議会では、是非、この視点を取り入れて論議いただきたい。 ･自治体の委員の選出にも問題があると思われる。今回の自治体委員は、皆、不法投棄対策で財政等も大変であり、この対策の為にリサイクル料金の購入時負担を主張しているが、自治体の中には不法投棄対策で素晴らしい成果を上げている成功事例を持つ自治体もあり、公平性を期すなら、成功体験を持つ自治体委員も選出すべきである。又、家電リサイクル法施行で、法施行以前より自治体の負担は軽減している筈であり、その分の税金が軽減されており、浮いた税金をどう処理しているのか一切公表されていない。情報公開の観点からも自治体は怠慢と云わざるを得ない。
	審議会の委員の勉強不足(知識の無さ)には呆れると共にこんな人たちが法律を変えるのかと思うと不安であり、納得出来ない。 各関係者の意見陳述を聞いて、その内容すら判らず質問し、その陳述内容だけの知識で、重大な法律の見直しをされたら、たまったものでは無い。その道では権威かも知れない、そうそうたる方々だが、自己の確たる理念がこれほども見られない。陳述に左右され、他の委員の意見で又振り回され見苦しいというか情けない。 しっかりと状況、実態を勉強して、自己の意見を持って望むよう、勉強時間を与えて、審議会を一からやり直して欲しい。法制定に参画された方々、施行の準備に苦労された方々、施行後の円滑な運営に尽力された方々の労苦が報われない。
	テレビ等の新製品PRには、例えば省エネ当社比%達成とか言われていますがベースを同じにした評価基準を作るべきと考えます。消費者は、一目瞭然で判断がつくはずです。まだ、材料の構成比率も表示するような法律を作るべきです。メーカーが本腰をいれて開発できる土壌を与えるのも行政の仕事ではないでしょうか。テレビには、液晶やプラズマが増加し、洗濯機は、ドラム型60kgもある新製品が出てきますが如何なる計画がなされているのか一般市民が分かるようにして欲しい。
	不法投棄された製品の回収･リサイクル費用について、関係業界等も一定の責任を課すべきではないか。といった意見があるが、一部の遵法精神が欠如した犯罪者の犯罪をツケを税金を消費する自治体やさらなる製品価格への転嫁が予測される業界へ回そうという安易な発想には反対である。まず、一般廃棄物、産業廃棄物の処理に関する規制責務を持つ自治体が白昼堂々と家電機器類を回収巡回する者を取り締まるなど、なすべき義務を果たした後の議論とすべき。(再掲)

	意見内容
13. その他	日本の社会は今や間違った「自由」と「平等」の名の元に、「利己主義」があらゆる階層にまで蔓延していると不安を感じます。家電リサイクル法の見直しも、メーカー、販売店、自治体、消費者の代表が、自分たちの都合の良いように見直しをしたいと主張している過ぎなく、国民の視点で論じているとは到底思われません。家電リサイクル法は消費者、販売店、生産者及び国・自治体の役割は明確です。それぞれがその役割を果たしていないとすれば、誰が役割を果たしていないのかを明らかにすべきではないでしょうか。特に国・自治体は国民に知らしめるためにどのような努力をしてきましたか。「PSE」騒動に代表されるように、普及の努力もせず、「2年も待ってやった、だから違反は許さない」というのは、「お上主義」の何物でもないと思います。消費者にしてみれば、もともとゴミは市町村がただで（税金で）回収・処理してくれるものでした。ところが何時のころからか次々と有料化が導入されてきました。そして「それは扱わない、買った所に頼め」と冷たい仕打ち。ならばただで引取るとスピーカーで巡回している方に渡すのは自然の成り行きと思います。これがダメと言うのならこのような業者を野放しにしている行政の怠慢ではないでしょうか。ましてや彼らが不法投棄、不適切な金属回収業者又や不法輸出がされているのは消費者の責任ではないと思います。販売店は手間がかかり儲からないから迷惑だ、メーカーがやればいよいと言っている（拡大生産者責任の美名のもとに）。であれば、なぜ5年前に猛反対しなかったのでしょうか。有名な販売店が横流し等に手を汚しているのは恥じと言うべきでしょう。大きいメーカーもあれば小さな、名もないメーカーもある。それぞれが独自でするのは困難であるから2グループに分かれているのは理解が出来ます。然し消費者の立場からすれば、5年前までただであったのが何故こんなにするのと言う疑問に思います。松下はたまに環境に優しい取り組みをしているとのCMが流れますが、他のメーカーのは記憶にありません。カタログなど消費者が目にするものに、「わが社のリサイクルの仕方、取り出した金属類の活用方法、環境設計はこのようにされている等」の自己PRをし、消費者の理解を得るよう努力をすべきと思います。行政は、国民の為、市民の為、5年間何をしましたか。国民に理解をしてもらう為にどれだけの税金を使い、どの程度徹底をしたのでしょうか。法律の盲点をついた業者回収・不適正処理業者をどれだけ取り締まりをしたのでしょうか。浮いた税金は何に使いましたか。 不法投棄が増えたというのであれば統計的に示すべきです。消費者が不法投棄の根源であるが如くに聞こえますが、本当でしょうか。豊島や青森・岩手の大量不法廃棄は業者でしょ。自分達が許可を与えた業者の悪さを取り締まれなくして、料金の徴収方法が悪いからだと言うのは、身勝手な屁理屈にしか聞こえません。料金の徴収方法を変更する事は、この法律の根幹を変更する事になり、混乱を招きます。法律を見直すのではなく、それぞれがその使命を果たしてからで良いと思います。多くの時間と税金を使って見直しする意義を見出すことは出来ません。
	法施行後5年間の実績を見る限り、問題点はあると思うが、年々実績を積み上げており（処理台数、フロン回収等）、順調に実施されているものと評価する。
	産廃業者によるフロン回収や処理について、フロン回収・破壊法と自動車リサイクル法との整合性を測るべき。具体的には、以下の点を導入するべき。フロン類回収業者の登録制度、フロン類破壊業者の許可制度。CFC、HCFC、HFCといった物質別に回収量・破壊量を記録し、報告させる仕組みと、都道府県知事・主務大臣がその集計結果を公表する仕組み。
	リサイクル法対象4品目の回収・処理については5年前までは自治体が実施していた。リサイクル法施行以降は、それが当該事業者に移り、その分、自治体のコストが減ったハズだ。そのコストダウン分を明確にし、余剰となった金は何に使ったかを詳らかにする必要がある。そもそも家庭からのごみ処理は行政の仕事である。リサイクル法について国民を啓発するとともに、不法投棄を取締るのは行政の責務。現行制度を違法行為の要因とするのは責任逃避だ。当面はコストダウン分を不法投棄撲滅に投下すべきだ。（再掲）
	大変残念なことですが、廃棄物の世界には、長年の社会の歪が集約された「裏の世界」が存在しています。それは単純に「リサイクル法施行前からの再生業者」のことを指しているわけではありません。そこには様々な業者や人々が存在します。公式公開の委員会の場面で、このことについて発言できる人はいないでしょう。しかし、このことは、事実として認識しておかなければなりません。「見えないフロー」の実態を明確にすることは、必要かつ大事なことですが、それをベースに、性急に回収率100%を目指したシステムを作ってしまうと、大変困難な事態が起こる可能性があります。 急に高い回収率を追求するということは、「裏の世界」を否定することに繋がり、社会の歪が一気に表面化し、リサイクルとは全く別の巨大な問題が浮上してしまいます。 現行制度の「5年間で回収率50%」の実績は、上出来だと評価すべきです。順調に稼働し始めている、現行制度を地道に継続し、回収率を少しずつ向上させていく取組みこそが、現実的です。「裏の世界」を是正していく取組みは必要ですが、それは年数をかけて、一歩一歩取り組んでいくべきであって、5年程度で急速に成果を求めることは不可能であると思いますし、制度を変更してまでの性急な取組みは、予想もしない別の社会問題に発展する恐れが大きいと思われます。また料金払いが「前払い」になった場合、個々の小規模な「裏の世界」の様々な業者が処理費用の支払いを求めて、資金管理団体やメーカーに、日々接触にやってくることが考えられます。それを、否定することは不可能です。また、一件一件の真偽を確認することは、大変困難であるとともに、面談対応すること自体が、極めて厄介であります。その対応、手続き、処理に対して、膨大なコスト・手間・労力が必要になってくることが予想されます。「前払い」を主張する方は、こういった問題まで考慮してくれているのでしょうか。そこまで考えての発言なのでしょうか。 そこのところは、無関係だと逃げるのであれば、「前払い」は無責任極まる発言となります。現行制度は、着実に稼働しているのです。性急な成果を求めての制度見直しの結果、大きな混乱を招くよりも、時間はかかっても、現行制度を着実にステップアップさせていくほうが、結局は早く大きな成果に結びつくものと考えます。（再掲）

意見内容	
13. その他	見えないフローとしてフロン回収等を行わずに分解、破砕されるなど不適正に処理されている点について 温室効果ガスの排出権取引を利用して、政府がフロンの適正処理による改善効果を排出権取引で利益に変えてプールし、それ を適正処理業者に処理実績に基づいて処理費見合いのお金を支払う仕組みを作れば、適正処理業者は有価でフロンを引き取ることができるようになり、フロン回収率はあがると思います。また、処理実績の信頼性の担保として、電子マニフェストのような仕組みを設ければいいと思います。(再掲)
	2011年7月「停波」によりアナログTVの大量排出の対策は緊急を要する。特に14型小型TVが不法投棄しやすい環境とならぬよう販売者より、むしろユーザーに対してその違法性を強く啓蒙する必要がある。
	国・自治体はどれだけ税金を投下したのか、内容を明らかにすべき。効果がみられないのだから税金の無駄遣いをやめるべき。
	家電リサイクル法独自の処理基準、認可制度の創設 現在、特定廃家電の収集運搬、リサイクルに当たっては、廃棄物処理法の処理基準が適用され、リサイクルの円滑な運用を図るために、特例措置を講じて対応している。しかし、現実には家電リサイクル法のルートに乗らず、現行の法制度等で十分に把握できていない特定廃家電の「見えないフロー」が相当割合に上っている状況である。また、地元自治体においても、廃棄物という位置づけのために、収集運搬において行政と民間の役割の混同等が見られ、管理・監督をしにくい状況である。今後、拡大する方向にある家電リサイクルを安定的に進めるためには、特定廃家電の位置づけを「廃棄物」から「リサイクル品」に変更し、家電リサイクル法独自の処理基準、認可制度を創設し、対応することが必要である。(再掲)
	家電リサイクル制度の見直しの前に、今できることを徹底すべきではないでしょうか。家電だけに限らず、リサイクル・環境問題について消費者の知識・モラルを高めることが問題解決に繋がるのではないでしょうか。
	法律違反犯している2法人の代表が審議会委員に任命され、最もな意見を言っているのは奇異な感じがする。まともに聞けない。
	1. 見えないフローの大半は廃棄物処理法違反につながっている。 2. 5年余、上記の法律違反を無為にして放置した環境省および自治体の責任は重い。 3. このルートで活動する処理業者が請求している金額は安い。この金額で環境省が定めた基準を守って処理を行うことは経済学的に成立するはずがない。 4. 少なからぬ自治体は、回収した不法投棄家電をその実状にかかわりなく(経費額を節約するためだろうが)「リサイクルできないほど壊れている」と見なすことにして上記3の処理に委ねている。こういった自治体に限って義務外品の回収にも非常に冷淡である。この行動は彼らの普段の説明とは矛盾しているといわざるを得ない。 5. 廃棄物処理法の基準を定めるだけでは、上記の現状に照らして意味をなしていない。環境省および自治体は同法の厳正な運用を行い、違反者に対しては厳罰をもって対処し、もってかかる違法行為を激減させるべき。 6. 仮に、上記5が実行できない自治体があるのであれば、当該自治体において家電リサイクル法の適用を停止する等の法改正(実務的には、両主務大臣が指定すればよいのではないか。)を今回実施すべき。それが公表されれば、当該自治体はどのような行動を取るかは自明ではないか。
	自治体、不法投棄、税制というキーワードで対応を考えて欲しい。負担を消費者に押し付けないで欲しい。国の特別会計予算や都道府県の裏金問題など無駄をなくすことが先決。
	皆自分の負担を軽減し、他に押しつけるかと言う事しか考えていないとしか見えません・・・社会全体の大切な仕組みであることを考え、個々の立場でなく大きな視点で考えて検討をして下さい。5年経って世界に誇れる法律で、資源の有効活用、環境の保全に大きな成果を挙げている立派な仕組みです。消費者は受益者負担が一番シンプルでわかりやすいと思っています。直さなければいけない点もあるでしょうが、折角国民に浸透してきた仕組みを、根本から変えることには反対です。
	自治体の説明責任。前回投稿でも同じであるが、自治体の説明なくして再商品化料金の議論なし。法施行時点で自治体からきちんとした説明がなされず、かつ現在も沈黙し続ける状況下では、定量的な議論にならない。法施行以前と比べ、自治体の負担がどれだけ減少し、それに相当する費用をどのような形で／どれだけ納税者に還元したのかを明確にすべきである。もし、何も還元されていないのであれば、少なくとも国は自治体に対して負担減少相当額を公開するよう働きかけるべきではないか。このテーマは再商品化料金議論の根本であり、論理的な議論をする上でとても重要な問題と認識している。
	自治体の家電リサイクル法推進への協力が必要です。

意見内容	
13. その他	過去5年間の家電リサイクルは世界にアピールできる成果があったと思いますが、今回の「検討課題」は、ステークホルダーの流通・自治体の要望事項の採用が多く、製造業者等や、家電製品の利便性を享受して、使用終了後に当該家電製品を排出する最大のステークホルダーである消費者の身近で切実な「改善要望事項」が少ないように思います。例えば、家電リサイクル法を遵守しようとする消費者が、買換えではなく、排出のみ行う時に、東京都23区在住者は、「家電リサイクル受付センター」へ依頼するサービスがあるようですが、そのようなサービスがない地区では、「購入した販売店が今はない」、「他の販売店とは普段付き合いがない」等の理由で販売店に排出のみを依頼しづらいと思います。リサイクル料金は郵便局で支払えても、どこに収集運搬を依頼すれば良いかが分りません。例えば自治体で、不法投棄対応以外に、排出のみの消費者向けに、何らかの行政サービス（自治体自身又は委託業者が指定引取場所まで搬入する等）を実施すれば消費者からも喜ばれ、自治体のＣＳ度も上がると思います。
	家電リサイクルプラントのリサイクル処理は、高いモラルと技術に裏付けされた内容です。例えば冷媒フロンは、徹底的に回収を図り、1グラムでも多くの量を回収すべく、プラント同士で勉強会をするなどして回収増加を図っています。また、回収された製品からは、1台たりともフロン回収の抜けがないように管理しています。さらに、プラントの中で可能な限り素材化を図り、環境汚染物質を含んだ廃棄物を可能な限り削減する努力をしています。これも、国民が「高品質なリサイクルを行う」との意思を反映したものであり、循環型社会構築の理念に沿ってのことです。大阪方式が、このようなプラントと同等のレベルで処理ができるというなら、また、全国で、このようなことが実現できるなら、もともと家電リサイクル法は不要であったはずです。 HC冷媒を使用した冷蔵庫 冷蔵庫で、HC冷媒が使用され始めているが、オゾン層を破壊する物質ではない物の、爆発性を有した可燃性ガスであり、将来、大量に扱うリサイクルプラントでは爆発のリスクと正面から向き合わなければならない。これに対応する処理技術開発、処理環境整備のコストは、回り回って消費者に負担をお願いすることになるはずである。メーカの利益の中で、と言われても、赤字であれば、会社が倒産することになり、結果、HC冷媒を使った製品の処理費用負担は、消費者になることを理解して頂きたい。
	5年が経過し、社会に定着しつつあるリサイクル制度。やっと消費者、小売業者、製造業者等が現行制度の責務を認識し、現システムにも慣れてきたので、現状の問題点を把握し、解決、 改善を図り定着した制度を継続し、さらに確立していくべきだと思われる。